

託送供給約款認可申請補正書

平成28年12月22日

東京瓦斯株式会社

72-28:320
平成28年12月 日

経済産業大臣
世耕弘成殿

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 広瀬道明

託送供給約款認可申請書の補正について

託送供給約款認可申請（平成28年7月29日）にあたって提出した下記の書類を補正いたします。

記

補正事項

1. 託送供給約款認可申請書（平成28年7月29日付72-28:206）
別添のとおりであります。

以上

小 売 託 送 供 給 約 款
(需要場所で払い出す託送供給)

平成29年4月1日実施

東京瓦斯株式会社

目次

I. 基本事項	1
1. 約款の適用.....	1
2. 託送供給約款の認可及び変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 引受条件.....	4
5. 提供を受けた情報の取り扱い.....	5
6. 日数の取り扱い.....	5
7. 実施細目.....	5
II. 託送供給契約の申し込み	7
8. 検討の申し込み.....	7
9. 託送供給の可否の検討及び通知.....	7
10. 契約の申し込み及び成立.....	8
11. 承諾の義務.....	10
12. 需要場所.....	10
13. 託送供給契約の単位.....	10
III. 料金等の算定	12
14. 検針.....	12
15. ガス量の単位.....	12
16. ガス量の算定.....	12
17. 託送供給料金の算定.....	14
18. 精算額.....	15
19. 料金等の支払.....	16
20. 保証金.....	18
21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担.....	18
IV. 託送供給	20
22. 託送供給の実施.....	20
23. 託送供給するガス量の差異に対する措置.....	20
24. ガスの過不足の精算.....	20
25. 託送供給の制限等.....	24
26. 託送供給の制限等の解除.....	25
27. 損害の賠償の免責.....	25
28. 立ち入り.....	25
V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等	27
29. 託送供給契約の継続、変更及び終了.....	27
30. 託送供給契約消滅後の関係.....	29
31. 名義の変更.....	29
32. 債権債務等の譲渡.....	29
VI. ガス工事	30
33. ガス工事の申し込み.....	30
34. ガス工事の承諾義務.....	30

35. ガス工事の実施.....	31
36. 内管工事に伴う費用の負担.....	32
37. 本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担.....	33
38. 工事費等の申し受け及び精算.....	35
VII. 保安等.....	36
39. 供給施設の保安責任.....	36
40. 保安に対する託送供給依頼者の協力.....	36
41. 保安に対する需要家等の協力.....	36
42. 需要家等の責任.....	37
43. 供給施設等の検査.....	38
44. 消費段階におけるガス事故の報告.....	38
45. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力.....	38
附 則.....	39
1. 実施期日.....	39
2. 定期修理時等における取り扱い.....	39
3. 約款等の閲覧場所.....	39
4. 乖離率に係る暫定的措置.....	39
(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア.....	40
(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法.....	42
(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備.....	45
(別表第4) 料金表.....	47
(別表第5) 本支管及び整圧器.....	54
(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額.....	55
(別表第7) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価.....	56
(別表第8) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式.....	58
(別表第9) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式.....	59
(別表第10) 料金の日割計算.....	60
(別表第11) 内管の設置に要する費用の一部を当社が負担する場合の取り扱い.....	62
(別表第12) 供給区域等.....	別冊
[付 録].....	63
1. この約款の適用.....	63
2. 当社窓口等.....	63
3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法.....	64

I. 基本事項

1. 約款の適用

- (1) 当社が以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、料金その他の供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
 - ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること
 - ② 託送供給の払い出しが需要場所で行われること
 - ③ 4（引受条件）に規定する引受条件に適合すること
- (2) この約款は、別表第12（供給区域等）に定める供給区域等に適用いたします。
- (3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給の申し込みをしていただきます。10（契約の申し込み及び成立）の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

2. 託送供給約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、又は経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ、及び、営業所又は事務所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

- (1) 託送供給依頼者
ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 需要家等
託送供給依頼者又はその卸供給先事業者（託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。）がガスを供給する相手方となる者（卸供給先事業者は含まないものとし、以下「需要家」といいます。）、並びに供給施設（ただし、当社所有の供給施設を除きます。）の所有者又は占有者をいいます。
- (3) 熱量
摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (4) 標準熱量
ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によって測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (5) 圧力
払出地点においては、ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。受入地点においては、ガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいいます。

- す。
- (6) 最高圧力
託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
 - (7) 最低圧力
託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。
 - (8) 受入地点
託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れる、ガスの受け渡しの地点をいいます。
 - (9) 払出地点
託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを導管から払い出す、ガスの受け渡しの地点をいいます。
 - (10) 需要場所
需要家が、託送供給依頼者から供給された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。詳細は12(需要場所)にて定めるものとします。
 - (11) 託送供給契約
託送供給約款、基本契約、及び個別契約を合わせた契約の総称をいいます。
 - (12) 基本契約
託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。
 - (13) 個別契約
需要場所ごとに適用される事項を定める契約をいいます。
 - (14) 契約年間託送供給量
託送供給契約に定める契約月別託送供給量の1年間の合計量をいいます。
 - (15) 契約月別託送供給量
託送供給契約に定める月別の託送供給量をいいます。
 - (16) 受入ガス量
当社が1託送供給依頼者から受入地点で受け入れる1時間ごとのガス量をいいます。
 - (17) 払出ガス量
当社が1託送供給依頼者に需要場所で払い出す1時間ごとのガス量をいいます。
 - (18) 契約最大受入ガス量
託送供給契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。
 - (19) 契約最大払出ガス量
託送供給契約に定める払出ガス量の最大値をいいます。
 - (20) 計画払出ガス量
託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をいいます。
 - (21) 月別受入ガス量
1託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日0時を起点として、当該月末24時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。
 - (22) 月別払出ガス量
1託送供給依頼者の各需要場所における1か月ごとの払出ガス量を合計したものをいい、温圧補正やガス量算定期間の補正により算定するものをいいます。なお、その詳細は、託送供給依頼者と締結する基本契約に定めます。
 - (23) 注入グループ
払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。
 - (24) 払出エリア
任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表第1(払い出すガスの圧力並びに

払出エリア)に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

(25) 注入計画

託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(26) 振替供給

託送供給依頼者がガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、当社からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。

(27) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(28) 日次繰越ガス量

0時を起点として、当該日24時までの1日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(29) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいい、注入計画に日次繰越ガス量、月次繰越ガス量を反映したものをいいます。

(30) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。

(31) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます((33)から(42)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。)

(32) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの附属施設をいいます。

(33) 本支管

原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。)に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器(導管内にたまった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(34) 供給管

本支管から分岐して、道路と需要家等が所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。

(35) 内管

(34)の境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。

(36) ガス栓

ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(37) ガス遮断装置

危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

(38) 整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(39) 昇圧供給装置

ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(40) ガスメーター

託送供給料金又は過不足ガス量精算料の算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(41) マイコンメーター

マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、需要家のガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

(42) メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

(43) 消費機器

ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

(44) ガス工事

供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(45) 検針

ガス量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。

(46) ガスメーターの能力

当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。

(47) 供給者切替

同一の需要場所、同一の需要家に対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。

(48) 標準託送供給料金第1種

別表第4（料金表）に規定する標準託送供給料金第1種をいいます。

(49) 標準託送供給料金第2種

別表第4（料金表）に規定する標準託送供給料金第2種をいいます。

(50) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、引き受ける託送供給が、当社が託送供給依頼者の託送供給を行う期間を通して以下の条件に適合したものであることが必要となります。

(1) ガスの受入が、当社の導管において行われるものであること。

(2) ガスの払出が当社の維持及び運用する導管において行われ、かつ需要場所において行われるものであること。また、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。

(3) 1 需要場所について1つの個別契約を締結し、それぞれ1つの受入地点を定めること。またその個別契約がガスを供給する事業の用に供する場合は、1 需要場所につき1 ガス小売事業者であること。

(4) 受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されていること。

(5) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から払出地点への当社の導管の供給能力の範

囲内であること、及び当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。

- (6) 受け入れるガスが、別表第2（受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法）に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。
- (7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。
- (8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。
- (9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3（ガスの受入のために必要となる設備）に掲げる設備等（個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- (10) 託送供給依頼者が受入地点において設置する設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。
なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。
 - ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
 - ② 日次繰越ガスを翌日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
 - ③ 月次繰越ガスを翌月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- (11) 当該託送供給に関して、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等と当社が、調整指令に必要となる調整契約を締結していること。
- (12) 託送供給依頼者において、保安上又はガスの安定供給上必要な場合に受入及び払出調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。また、休日・夜間を含めた当社との連絡体制を確立すること。
- (13) 3（用語の定義）(34)の境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであること。
ただし、当社が特別に認める場合にはこの限りではありません。なお、当社が実施する工事は、当社が定めるガス工事約款によること。
- (14) 託送供給依頼者は、需要家等の承諾のもと、当社に法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供すること。
- (15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ること。なお、当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。
- (16) 供給者切替を当社が確認した場合は、当社が託送供給依頼者にあらかじめお知らせすることなく、託送供給の実施に必要な需要家等の情報について、当該託送供給契約を締結する託送供給依頼者以外の者に対し提供する旨を託送供給依頼者が承諾すること。

5. 提供を受けた情報の取り扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用いたしません。

6. 日数の取り扱い

この約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

7. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、基本契約又は個別契約に定めるほか、そのつと託送供給依頼者

と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、託送供給依頼者の卸供給先事業者又は需要家等と別途協議を行うことがあります。

II. 託送供給契約の申し込み

8. 検討の申し込み

— 受入検討の申し込み —

(1) 当社の導管にガスの注入を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして、当社に受け入れに関する検討（以下「受入検討」といいます。）の申し込みをしていただきます。受入検討は、受入地点単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 受入地点
- ② 最大受入ガス量
- ③ 受入開始希望日
- ④ 受入ガスの性状と圧力
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、受入検討に際して、費用を要した場合はその費用に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

— 供給検討の申し込み —

(3) 需要場所に対するガスの払出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、需要場所単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みに際して、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 需要場所
- ② 月別託送供給量及び年間託送供給量
- ③ 払出開始希望日
- ④ 最大払出ガス量
- ⑤ 流量変動（1日における1時間あたりのガスの流量の変動）
- ⑥ 払い出すガスの圧力
- ⑦ 供給管口径
- ⑧ 設置予定の消費機器
- ⑨ ガスメーターの個数
- ⑩ 引込地点（3（用語の定義）(34)の境界線上の地点）
- ⑪ その他当社が必要と認める事項

（ただし、当社が別途定める基準に該当する場合は、一部の事項を不要とすることがあります。）

(4) 当社は、供給検討に際して、試掘調査など別途費用を要した場合はその費用に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

(5) 供給検討は、当社が別途定める基準に該当する場合には、不要とします。

9. 託送供給の可否の検討及び通知

(1) 当社は、8（検討の申し込み）の受入検討の申し込みがあった場合には4（引受条件）についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から 90 日以内に託送供給依頼者に当社の定

める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、当該検討申し込みに係る受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

- (2) 当社は、8（検討の申し込み）の供給検討の申し込みがあった場合には4（引受条件）についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から90日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、当該検討申し込みに係る払出の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。
- (3) 申し込みの内容により、(1)(2)に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。

10. 契約の申し込み及び成立

託送供給を希望する託送供給依頼者には、基本契約と個別契約を締結していただきます。個別契約の締結にあたっては、基本契約の締結を事前に行っていただきます。

— 基本契約の申し込みの場合 —

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の90日前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。ただし、契約開始日の変更が必要と当社が判断する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、契約開始日を定めるものといたします。
- (2) 基本契約の申し込みの際し、8（検討の申し込み）の受入検討の必要がある場合は、前項の内容に加え、9（託送供給の可否の検討及び通知）(1)により当社が通知した供給条件に従い、9（1）による検討結果の通知後、原則として180日以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

— 個別契約の申し込みの場合 —

託送供給依頼者は個別契約の申し込みの際して、標準託送供給料金第1種又は標準託送供給料金第2種のうちいずれか1つの料金種を選択していただき、標準託送供給料金第2種の場合にはその1からその3の中からいずれか1つの料金表を選択していただきます。

< 標準託送供給料金第1種での個別契約の申し込みの場合 >

- (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9（託送供給の可否の検討及び通知）(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給の開始を希望する日（以下「託送供給開始希望日」といいます。）を明示のうえ、託送供給開始希望日までに個別契約の申し込みをしていただきます。
ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始希望日（定例検針日の翌日といたします。）の前日から起算して5営業日空けた日までに申し込みをしていただきます。この日までに当該需要場所に対する現在の個別契約の終了の申し込みが無い場合は、当該個別契約の申し込みを取り消すことがあります。なお、ガス小売事業者について裁判上の倒産処理手続開始の申し立てがあった場合、その他当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。
- (6) 個別契約の申し込みは、9（託送供給の可否の検討及び通知）(2)による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。
- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別申し込みを承諾した時に成立するものといたします。ただし、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約を締結いたします。

< 標準託送供給料金第2種での個別契約の申し込みの場合 >

(8) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9（託送供給の可否の検討及び通知）（2）により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給開始希望日を明示のうえ、託送供給開始希望日までに個別契約の申し込みをしていただきます。

ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始希望日（定例検針日の翌日といたします。）の前日から起算して15日空けた日までに申し込みをしていただきます。この日までに当該需要場所に対する現在の個別契約の終了の申し込みが無い場合は、当該個別契約の申し込みを取り消します。なお、ガス小売事業者について裁判上の倒産処理手続開始の申し立てがあった場合、その他当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。

(9) 個別契約の申し込みは、9（託送供給の可否の検討及び通知）（2）による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていただきます。

(10) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。

ただし、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約を締結いたします。

(11) 個別契約申し込み時の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスメーターの能力の合計値で申し込みをしていただきます。ただし、託送供給依頼者が払出ガス量の最大値を計測する託送供給に必要な負荷計測器の設置を希望し、21（受入及び払出のための設置工事に伴う費用の負担）（1）又は36（内管工事に伴う費用の負担）（10）に基づき負荷計測器が設置される場合は、当社と協議のうえ、契約最大払出ガス量を定めて申し込みをしていただきます。また、その負荷計測器が、当該需要場所で払い出すガス量の最大値の一部を計量する場合には、設置した負荷計測器で計量する部分の最大払出ガス量に、その負荷計測器で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値で申し込みをしていただきます。

(12) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として1年単位といたします。ただし、以下に掲げる申し出があり、当社が承諾した場合に限り、1年単位としない契約を締結可能といたします。

① 個別契約締結時点において、当該需要場所における需要家の廃業及び移転が明らかな場合。ただし、同一需要場所について、1年未満で終了した個別契約がある場合には、その申し出を承諾できないことがあります。

② 託送供給依頼者が1年を超え2年未満の個別契約の締結を希望する場合であって、2年次（個別契約終了月から遡った1年間をいいます。）の供給条件を内容とする個別契約を1年次、2年次通算して契約する場合。

— 託送供給の開始 —

(13) 当社は、託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾したときには、託送供給依頼者と協議のうえ、託送供給の開始日（以下「託送供給開始日」といいます。）を定めます。

(14) 託送供給依頼者は託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、原則4営業日以内に当社へ報告していただきます。

(15) 当社は、やむを得ない理由によって託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。

(16) 託送供給開始日に託送供給を開始できないことについて当社の責に帰すべき事由によらない場合は、託送供給開始日から17（託送供給料金の算定）及び19（料金等の支払）の規定を準用して算出した基本料金相当額をお支払いいただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合にはこれを免除する場合があります。

(17) 供給者切替による託送供給開始日は、14（検針）（4）に規定する定例検針日の翌日といたします。定例検針日と実際に検針を行なった日が異なる場合は、実際に検針を行った日の翌日といたします。ただし、定例検針日が当社が指定した日であって、その日が月末である場合は、実際の検針を行なった日にかかわらず、その指定した日の翌日といたします。

1 1. 承諾の義務

- (1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2) (3) (4) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合
 - ③ 申し込まれたガスの受入地点又は払出地点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合
 - ⑤ その他やむを得ない場合
- (3) 当社は、託送供給依頼者が 25 (託送供給の制限等) の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社と他の託送供給契約 (既に消滅しているものを含みます。) における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、託送供給依頼者が、4 (引受条件) で定める条件又は 9 (託送供給の可否の検討及び通知) (1) (2) で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2) (3) (4) により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。

1 2. 需要場所

- (1) 当社は、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
 - ① マンション等 1 建物内に 2 以上の住戸がある住宅
各 1 戸が独立した住居と認められる場合には、各 1 戸を 1 需要場所といたします。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
 - イ 各戸が独立的に区画されていること
 - ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
 - ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能 (炊事のための設備等) を有すること
 - ② 店舗、官公庁、工場その他
1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。
 - ③ 施設付住宅
1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合 (施設付住宅といいます。) には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。
 - ④ 道路・公園等のガス灯
道路・公園等のガス灯 (光源としてガスを使用する照明機器) にてガスが消費される場合はガス灯 1 基を 1 需要場所とし、ガス量の算定方法等、当社が必要とする事項については託送供給依頼者と当社との協議により、個別契約に定めるものといたします。

1 3. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1 託送供給依頼者について、1 基本契約を締結いたします。
- (2) 当社は、1 需要場所、及び当該需要場所につき定めた 1 つの受入地点について、1 個別契約を締結い

たします。またその個別契約がガスを供給する事業の用に供する場合は、1 需要場所について1 ガス小売事業者といたします。それぞれの個別契約は原則として1 基本契約に属するものといたします。

Ⅲ. 料金等の算定

14. 検針

— 受入地点の検針 —

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は別途定めます。
- (2) 受入地点において当社が認める場合には、託送供給依頼者が指定する機器で計量を行う場合があります。
- (3) 当社は、検針の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

— 払出地点の検針 —

- (4) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は、以下の手順により定める日か、当社が指定する日とします。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定いたします。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (5) 当社は、(4)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
 - ① 新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者がガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
 - ② 29（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により、個別契約が終了した日
 - ③ ガスメーターを取り替えた日
 - ④ その他当社が必要と認めた日（託送供給依頼者との協議を行った場合であって、費用を要するときには、託送供給依頼者から別途定める金額を申し受けます。）
- (6) 当社は、検針の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

— 払出地点の検針の省略 —

- (7) 当社は、新たに託送供給を開始した場合は、直後の定例検針を行わないことがあります。
- (8) 当社は、個別契約が29（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により終了する場合は、終了の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った終了の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (9) 当社は、需要家の不在、災害、感染症の流行、又はその他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

15. ガス量の単位

特に定めがない限り、ガス量は立方メートル単位の整数とし、検針時には小数点以下は読みません。

16. ガス量の算定

— 受入地点のガス量の算定 —

- (1) 当社は、原則として14（検針）(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は別途定めます。

ただし、受入地点が他の導管事業者との連結点（託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを当社の導管から払い出すガスの受け渡し地点（需要場所を除きます。））であって、当社が維持・運用するガスを供給する事業の用に供する導管と、他のガス導管事業者が維持・運用するガスを供給す

る事業の用に供する導管とが連結する地点をいいます。) である場合かつ1受入地点において当該託送供給に係るガスの受入と同時に他のガスの受入が行われる場合においては、原則として、月別払出ガス量(この場合、当社の維持・運用する導管から払い出されたガスを受け入れる他のガス導管事業者が必要場所で計量し、算定した当該1か月のガス量を用いて算定する場合があります。)に基づき按分し、当該1か月のガス量を算定いたします。なお、当該託送供給に係るガス量を区分して算定できないと当社が判断した場合は、22(託送供給の実施)(1)で定める計画払出ガス量をふまえて、当該1か月のガス量を算定いたします。

- (2) ガスメーターの取替又は検査等により、ガスメーターによる計量が正しくできないことがあらかじめ明らかである場合には、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める算定方法によりガス量を確定するものといたします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社で別途合意のある場合はこの限りではありません。
- (3) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と当社との協議によって定めるものといたします。

— 払出地点のガス量の算定 —

- (4) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間のガス量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中のガス量を合算して、その料金算定期間のガス量といたします。

- (5) (4)の「検針日」とは、次の日をいいます((6)、(12)及び19(料金等の支払)において同じ)。
 - ① 14(検針)(4)及び(5)①②④の日であって、実際に検針を行った日。ただし、当社が指定した日であって、その日が月末である場合は、実際の検針を行った日にかかわらず、その指定した日をもって検針日とすることがあります。
 - ② (9)から(12)までの規定によりガス量を算定した日
 - ③ (13)の規定によりガス量を算定した場合は、検針をすべきであった日
- (6) (4)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②の場合を除きます。)
 - ② 新たに託送供給を開始した場合、その開始の日から次の検針日までの期間
- (7) 最大払出ガス量の計量値は以下のとおりといたします。
 - ① 託送供給依頼者が払出ガス量の最大値を計測する負荷計測器の設置を希望し、21(受入及び払出のための設置工事に伴う費用の負担)(1)又は36(内管工事に伴う費用の負担)(10)に基づき、託送供給に必要な負荷計測器が設置される場合
 - ・当該負荷計測器の計量値
 - ② ①により設置される負荷計測器が当該需要場所で払い出すガス量の最大値の一部を計量する場合
 - ・設置した負荷計測器の計量値に、当該負荷計測器で計量しない部分のガスメーターの能力の合計値を加えた値
 - ③ 託送供給依頼者が払出ガス量の最大値を計測する負荷計測器の設置を希望しない場合
 - ・契約最大払出ガス量
- (8) ガスメーターの取替又は検査等により、ガスメーターによる計量が正しくできないことがあらかじめ明らかである場合には、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める算定方法によりガス量を確定するものといたします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社で別途合意のある場合はこの限りではありません。

— 払出地点において需要家が不在の場合のガス量算定等 —

- (9) 当社は、需要家が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)のガス量は、原則としてその直前の料金算定期間のガス量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)のガス量は、

次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間のガス量

V_2 = 翌料金算定期間のガス量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (10) (9) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間のガス量を次の①の算式で算定したガス量に、推定料金算定期間のガス量を次の②の算式で算定したガス量に、各々見直いたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間のガス量

V_2 = 翌料金算定期間のガス量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (11) 当社は、需要家が不在等のため検針できなかつた場合において、その需要家の不在等の期間が明らかなきときには、その推定料金算定期間のガス量は次のとおりといたします。

① 需要家が推定料金算定期間を通じて全く不在等であつたことが明らかなきときには、その月のガス量は0立方メートルといたします。

② 需要家の過去の使用実績からみて、使用期間に応じてガス量を算定することが可能と認められる場合には、その月のガス量は、その使用期間に応じて算定したガス量といたします。

- (12) 当社は、新たに託送供給を開始した日以降最初の検針日に、需要家が不在等のため検針できなかつた場合には、その推定料金算定期間のガス量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の需要場所におけるガス量算定等 —

- (13) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかつた場合の料金算定期間のガス量は、(9) から (12) に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(15) 又は (16) に準じてガス量を算定し直します。

- (14) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給依頼者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第8 (ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式) によりガス量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (15) 当社は、ガスメーター等の故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、前3か月分、前年同期の同一期間のガス量又は取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、託送供給依頼者と協議のうえ、ガス量を算定いたします。

- (16) 当社は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失してガス量が不明である需要家が多数発生し、ガス量算定について託送供給依頼者との個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間のガス量は (15) の基準により算定することがあります。なお、託送供給依頼者より申し出がある場合は、協議のうえあらためてガス量を算定し直します。

- (17) 当社は、別表第1 (払い出すガスの圧力並びに払出エリア) (2) の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第9 (2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式) によりガス量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

17. 託送供給料金の算定

— 託送供給料金の算定方法 —

- (1) 当社は、個別契約に基づき、別表第4 (料金表) を適用して、16 (ガス量の算定) の規定により算定した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金 ((2) (3) に定める金額をいい、以

- 下「託送供給料金」といいます。)を算定いたします。
- (2) 標準託送供給料金第1種は、定額基本料金に従量料金を加えた金額の合計に消費税等相当額を加算した金額とし、料金算定期間ごとに算定いたします。
 - (3) 標準託送供給料金第2種は、定額基本料金、流量基本料金、従量料金を加えた金額の合計に消費税等相当額を加算した金額とし、料金算定期間ごとに算定いたします。
 - (4) 定額基本料金は、別表第4(料金表)に定める金額といたします。
 - (5) 流量基本料金は、別表第4(料金表)に定める流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額といたします。
 - (6) 従量料金は、別表第4(料金表)に定める従量料金単価に料金算定期間におけるガス量を乗じた金額といたします。

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (7) 当社は、(8)(9)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (8) 当社は、標準託送供給料金第1種の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
 - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
 - ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ③ 29(託送供給契約の継続、変更及び終了)の規定により個別契約が終了した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ④ 25(託送供給の制限等)(4)①から⑧の規定により払い出しを中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その場合に、当該料金算定期間を通じて需要家等がガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (9) 当社は、標準託送供給料金第2種の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
 - ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
 - ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ③ 25(託送供給の制限等)(4)①から⑧の規定により払い出しを中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その場合に、当該料金算定期間を通じて需要家等がガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (10) 当社は、(8)①から③の規定又は(9)①及び②の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10(料金の日割計算)(1)によります。
- (11) 当社は、(8)④の規定又は(9)③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10(料金の日割計算)(2)によります。
- (12) 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。

18. 精算額

(1) 個別契約中途解約精算額

当社は、29(託送供給契約の継続、変更及び終了)(14)に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約(以下「新

契約」といいます。)を締結する場合であって、それまでの個別契約(以下「前契約」といいます。)の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

① 1か月あたりの基本料金相当額

× 当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数

② (イ) 新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合

{(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)

－ (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)}

× 前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第1種である場合は、以下の算式といたします。

前契約の1か月あたりの基本料金相当額

× 前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

(ロ) 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合

{(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)

－ (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)}

× 前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数

ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガス量を増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。

(2) 契約最大払出ガス量超過精算額

当社は、個別契約の料金算定期間における最大払出ガス量が契約最大払出ガス量を上回った場合は、以下の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、契約最大払出ガス量超過精算額として申し受けます。また、契約最大払出ガス量超過精算額が発生した場合、翌年次の個別契約においては、特別な理由が無い限り、原則として前年の最大の最大払出ガス量を下限として契約最大払出ガス量を定めます。

(最大払出ガス量－契約最大払出ガス量)

× 流量基本料金単価

× 当該個別契約の契約期間の月数

なお、契約期間中に契約最大払出ガス量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大払出ガス量超過精算額といたします。

19. 料金等の支払

(1) 託送供給料金の支払義務は、次に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。

① 検針日(14(検針)(5)①、及び、14(5)④により託送供給を開始した日、並びに16(ガス量

の算定) (13) を除きます。)

- ② 16 (14)、(15) 又は (16) 後段の規定 ((13) 後段の規定により準じる場合を含みます。) が適用される場合は、協議の成立した日
 - ③ 16 (13) 前段又は (16) 前段の規定 ((13) 後段の規定により準じる場合を含みます。) が適用される場合は、ガス量をお知らせした日
- (2) 18 (精算額) に規定する精算額の支払義務は、個別契約中途解約精算額は終了日に、契約最大払出ガス量超過精算額は発生要因となった月分の託送供給料金の発生日と同日に、発生いたします。
 - (3) 23 (託送供給するガス量の差異に対する措置) に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月 1 日に発生いたします。
 - (4) 24 (ガスの過不足の精算) に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月 1 日に発生いたします。
 - (5) 託送供給料金及び精算額の支払期限日は、支払義務発生月の翌月の月末日といたします。
 - (6) 注入計画乖離補償料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。
 - (7) 過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。
 - (8) (5) (6) (7) における支払期限日が、休日 (日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日、12 月 29 日及び 12 月 30 日をいいます。) の場合には、その直前の休日でない日を支払期限日といたします。

— 託送供給依頼者が当社に支払う場合 —

- (9) 託送供給料金、精算額、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料 (以上をまとめて以下「料金等」といいます。)、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込みをしていただきます。
- (10) (9) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。
- (11) (9) の支払にかかる費用は、託送供給依頼者の負担といたします。
- (12) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けません。
- (13) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
- (14) 延滞利息の支払義務は、原則として、(13) の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (15) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(13) の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (16) 託送供給料金、精算額、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

— 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (17) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (18) (17) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (19) (17) の支払にかかる費用は、当社が負担いたします。
- (20) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (21) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する過不足ガス量精算料とあわせてお支払いいたします。
- (22) 延滞利息の支払義務は、原則として、(21) の規定に基づきあわせてお支払いする過不足ガス量精算料の支払発生義務日に発生したものとみなします。

- (23) 延滞利息の支払期限日は、(21)の規定に基づきあわせてお支払いする過不足ガス量精算料の支払期限日と同じとします。
- (24) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

20. 保証金

- (1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申し込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当該託送供給依頼者の想定託送供給料金の3か月分（前3か月分又は前年同期の同一期間の託送供給料金その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期限日を経過しても託送供給料金、精算額、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその託送供給料金、精算額、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料に充当することがあります。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は29（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により託送供給契約が消滅したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。なお、保証金には利息を付しません。

21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

- (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備、又は、受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社の施設・設備等を、新たに設置、更新、増強、改造等を行う必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加算した金額を託送供給依頼者に負担いただきます。ただし、受入のための託送供給に必要なガスメーター本体費用は当社が負担します。また、払出のための託送供給に必要なガスメーター本体費用並びに当該ガスメーターの更新費用、及び託送供給に必要な負荷計測器本体費用並びに当該負荷計測器の更新費用は当社が負担します。当該施設・設備等の所有権は、当社に帰属するものといたします。
- また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担と所有区分については、別途、36（内管工事に伴う費用の負担）、37（本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担）に定めるものといたします。
- (2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限ります。）は、託送供給依頼者から申し受けます。
- (3) 託送供給の申し込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者は、工事に関する契約を別途締結していただきます。
- (4) 当社は、(1)の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。
- (5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。
- (6) 当社は、次の事情によって工事費に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
- ① 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき
 - ③ その他工事費に著しい差異が生じたとき
- (7) 工事に関する契約が変更又は解約される場合（当社の都合による場合を除きます。）は、当社が既に要した費用に加え、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

- (8) (7) に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
- ① 既に実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ③ 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
 - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害
- (9) 工事費は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込みをしていただきます。なお、工事費の支払にかかる費用は託送供給依頼者の負担といたします。

IV. 託送供給

2.2. 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先だち、計画払出ガスを策定し、当該計画払出ガスの対象日の前日の当社が別途定める時間までに通知していただきます。また、必要に応じて、1か月分の計画払出ガスを策定し、前月20日までに当社に通知していただくことがあります。受入地点が連結点のみの供給区域（別表第12（供給区域等）に定めるものをいいます。）においては、対象日の計画払出ガスの通知を省略することがあります。
- (2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、1注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を計画払出ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (3) 振替供給を行う場合、当社は（2）で算定する注入計画を修正します。
- (4) 当社は、（2）で算定した注入計画（（3）による修正があった場合は、修正された注入計画）に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として託送供給依頼者に通知いたします。
- (5) 託送供給依頼者は、原則として注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに、受入ガスを、注入指示量に一致するよう調整するものいたします。
- (6) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものいたします。なお、調整指令を行った時間帯の、当該製造事業者等にガスの製造等を依頼している託送供給依頼者の1時間ごとの受入ガス量は、調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

2.3. 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則当該日の2日後の注入計画に反映するものいたします。
- (2) 毎正時から始まる1時間ごとの注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額といたします。

（受入ガス量が注入指示量を上回った場合）

$$(\text{受入ガス量} - \text{注入指示量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

（受入ガス量が注入指示量を下回った場合）

$$(\text{注入指示量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

なお、注入計画乖離単価については別表第7（注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価）に定めるものといたします。

2.4. ガスの過不足の精算

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めます。なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

$$\text{月別受入ガス量} - \text{月別払出ガス量}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

月別払出ガス量－月別受入ガス量

(1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の場合、過不足ガスを発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとしたします。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

①全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとしたします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものとしたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものとしたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものとしたします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V = 月次繰越ガス量

V₁ = 過不足ガス量

V₂ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V₃ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

②全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & ((\text{精算対象月の全日本通関 LNG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{精算対象月の全日本通関 LPG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \times 70 \text{ パーセント} \\ & \quad \times \text{換算係数} + \text{製造単価}) \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & ((\text{精算対象月の全日本通関 LNG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{精算対象月の全日本通関 LPG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \times 130 \text{ パーセント} \\ & \quad \times \text{換算係数} + \text{製造単価}) \end{aligned}$$

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。

なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V = 月次繰越ガス量

V₁ = 過不足ガス量

V₂ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V₃ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものといたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & \left(\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{石油石炭税等租税課金} \right) \times 70 \text{ パーセント} \\ & \times \text{換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & \left(\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{石油石炭税等租税課金} \right) \times 130 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

× 換算係数 + 製造単価)

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

(3) (2) ② (イ) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、原則として「当社が算定した構成比率」及び「当社が算定した換算係数」といたします。ただし、託送供給依頼者が希望する場合は、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出する場合に限り、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率及び換算係数に代えることができます。この値は基本契約に定め、変更はできません。

(4) (2) ② (イ) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における製造単価については、別表第7 (注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価) に定めるものいたします。また、(2)の当該託送供給依頼者の実費相当額は、別表第7 (注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価) に定める実費相当単価を用いた算式により算定するものいたします。

25. 託送供給の制限等

(1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状、圧力が託送供給契約と相違する場合、当社の求めに応じて、ガスの注入を中止していただきます。

(2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入又は需要場所における払出を直ちに制限又は中止していただきます。

① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合

② 託送供給依頼者又は需要家等が、28 (立ち入り) に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合

③ 託送供給依頼者又は需要家等が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合

④ 託送供給依頼者又は需要家等が、39 (供給施設の保安責任) から 42 (需要家等の責任) の保安に係る協力又は責任の規定に違反した場合

(3) 当社は、(1) (2) の規定にもかかわらず託送供給依頼者がガスの注入又は払出を制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。また、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。

(4) 当社は次の事由のいずれかに該当する場合には、託送供給依頼者にお知らせすることなく、託送供給の制限又は中止をすることがあります。また、必要に応じ需要家等に対し、託送供給の制限又は中止をする旨をお知らせすることがあります。

① 災害等その他の不可抗力が生じた場合

② ガス工作物に故障が生じた場合及び故障のおそれがあると当社が認めた場合

③ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工 (ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。) のため必要がある場合

- ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると当社が認めた場合
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると当社が認めた場合
 - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要と当社が認めた場合
 - ⑧ その他、当社のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると当社が認めた場合
 - ⑨ その他、託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
 - ⑩ 29（託送供給契約の継続、変更及び終了）（17）又は（18）の解約事由に該当した場合
- (5) 当社が託送供給の制限又は中止をしたことによる需要家等からの問い合わせ等に対しては、託送供給依頼者が対応していただきます。
- (6) 託送供給依頼者は、(1) から (5) に定める託送供給の制限等に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

26. 託送供給の制限等の解除

- (1) 託送供給依頼者は、25（託送供給の制限等）（1）（2）によるガスの注入又は払出の制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議を行い、当社の承諾後、解除するものといたします。
- (2) 当社は、25（託送供給の制限等）（3）（4）により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除いたします。
- (3) 託送供給依頼者の責による制限又は中止、及び当該制限又は中止の解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

27. 損害の賠償の免責

- (1) 10（契約の申し込み及び成立）の託送供給開始日を変更した場合、25（託送供給の制限等）により託送供給の制限又は中止をした場合、又は29（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により託送供給契約が終了したために、託送供給依頼者、需要家等又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。
- (2) この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、託送供給依頼者の責任において対応することといたします。ただし25（託送供給の制限等）（4）において当社の責に帰すべき事由がある場合はその限りではありません。

28. 立ち入り

- (1) 当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者等及び需要家等の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者及び需要家等の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。
- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
 - ② 供給施設の検査のための作業
 - ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
 - ④ 25（託送供給の制限等）の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
 - ⑤ 26（託送供給の制限等の解除）の規定による託送供給の制限又は中止の解除のための作業
 - ⑥ 29（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業

⑦ ガスメーター等の検定期間満了等による取り替えの作業

⑧ その他保安上必要な作業

(2) 託送供給依頼者は、(1)に定める需要家等の土地又は建物へ当社が立ち入ることについて、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

29. 託送供給契約の継続、変更及び終了

— 基本契約の場合 —

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の90日前の日までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8（検討の申し込み）(1)に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の90日前の日までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。

— 標準託送供給料金第1種での契約の場合 —

- (4) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、変更を希望する期日（以下「託送供給変更希望日」といいます。）を明示のうえ、託送供給変更希望日の直前の営業日までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8（検討の申し込み）(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (5) (4)の申し込みを当社が承諾したときには、託送供給依頼者と協議のうえ、個別契約の変更期日を定めます。
- (6) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、終了を希望する期日（以下「託送供給終了希望日」といいます。）を明示のうえ、託送供給終了希望日までに個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
ただし、供給者切替の場合は、託送供給終了希望日（定例検針日といたします。）から起算して5営業日空けた日までに申し込みをしていただきます。この日までに当該需要場所に対する次の個別契約の申し込みが無い場合は、当該個別契約の終了の申し込みを取り消します。
- (7) (6)の申し込みを当社が承諾した場合、託送供給終了希望日をもって個別契約が終了するものとしたします。
- (8) 託送供給依頼者は個別契約の終了日以降に、速やかに託送供給の終了に必要な作業を行い、原則4営業日以内に当社に報告していただきます。
- (9) 託送供給依頼者からの申し出がない場合であっても、既に転居されている等明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。その場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。

— 標準託送供給料金第2種での契約の場合 —

- (10) 個別契約期間の満了日から起算して15日空けた日までに(11)又は(13)の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要さずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、払出ガス量の実績値の最大値が契約最大払出ガス量を超過した実績の判明した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、(11)の申し込みがない場合は実績払出ガス量を契約最大払出ガス量として、10（契約の申し込み及び成立）(8)に規定する契約の申し込みをしていただく場合があります。
- (11) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給変更希望日を明示のうえ、託送供給変更希望日の前日から起算して15日空けた日までに、契約の変更の申し

込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8（検討の申し込み）（3）に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。

- (12) (11) の申し込みを当社が承諾したときには、託送供給依頼者と協議のうえ、個別契約の変更期日を定めます。
- (13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給終了希望日を明示のうえ、託送供給終了希望日まで、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
ただし、供給者切替の場合は、託送供給終了希望日（定例検針日といたします。）から起算して15日空けた日まで申し込みをしていただきます。この日まで当該需要場所に対する次の個別契約の申し込みが無い場合は、当該個別契約の終了の申し込みを取り消します。
- (14) (13) の申し込みを当社が承諾した場合、託送供給終了希望日をもって契約が終了するものといたします。
- (15) 託送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い、原則4営業日以内に当社に報告していただきます。
- (16) 託送供給依頼者からの個別契約の終了の申し込みがない場合であっても、既に転居されている等、明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。この場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。

— 共通事項 —

- (17) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約により終了させることがあります。
 - ① 25（託送供給の制限等）（1）に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合
 - ② 25（託送供給の制限等）（2）による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ③ 25（託送供給の制限等）（4）⑥⑦⑧による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ④ 託送供給依頼者が、料金等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合
 - ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの小売供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合
 - ⑥ 4（引受条件）を満たさなくなった場合
 - ⑦ 11（承諾の義務）の例外としている事項が判明した場合
 - ⑧ 託送供給依頼者が当社に申告した事項に虚偽があった場合
 - ⑨ 託送供給依頼者が、この約款の条項その他託送供給契約に違反し、相当な期間を定めて催告してもこれを解消しない場合
 - ⑩ 託送供給依頼者が、監督官庁より業務停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - ⑪ その他前号に準じ、託送供給契約を継続し難い事由が生じた場合
- (18) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社はなんらの催告を要することなく、直ちに託送供給契約を解約により終了させることができるものといたします。
 - ① 破産、民事再生、会社更生の手続き又は特別清算等の申し立てを受け、若しくはなしたとき、特定調停の申し立てをなしたとき
 - ② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき
 - ③ 強制執行の申し立てがなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 32（債権債務

等の譲渡)に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき

⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき

⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき

(19) 託送供給依頼者に (17) 又は (18) の各号の一に該当する事実が発生した場合、19 (料金等の支払) によらず、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく、直ちに債務の全てを弁済していただきます。

(20) 託送供給契約の終了時において、当社設備等の原状回復のための費用を要する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

30. 託送供給契約消滅後の関係

(1) 託送供給契約期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、29 (託送供給契約の継続、変更及び終了) の規定によって託送供給契約が終了しても消滅いたしません。

(2) 当社は、託送供給契約が終了した後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

(3) 託送供給依頼者は、あらかじめ (2) に定める契約消滅後の関係に関する事項について小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

31. 名義の変更

託送供給依頼者が、託送供給契約期間中に、合併その他の原因によって、託送供給契約上の地位及び託送供給契約上の権利及び義務のすべてを第三者に継承し、当該第三者が引き続き託送供給を希望する場合には、名義変更の手続きによることができます。この場合、託送供給依頼者及び第三者から、当社の定める様式により、名義変更の手続きを希望する旨を申し出ていただきます。

32. 債権債務等の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面による承諾を得ることなく、事業の全部若しくは託送供給契約に関する部分の譲渡、その他託送供給契約上の地位及び託送供給契約に基づき発生する権利及び義務を、第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものといたします。当社は、承諾に際して、託送供給依頼者に当該第三者の義務の履行を保証いただく場合があります。

VI. ガス工事

当社は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。託送供給依頼者は、以下のガス工事に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し需要家へ通知していただきます。

33. ガス工事の申し込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方（以下「工事申込者」といいます。）は、ガス工事約款に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます（35（ガス工事の実施）（1）ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、需要家等のため、(1) のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等を工事申込者として取り扱います。
- (4) ガスメーターの決定、設置
 - ① 当社は、(1) の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、工事申込者又は需要家等が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
 - ② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
 - イ オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
 - ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとしたします。）
 - ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、工事申込者と協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。
 - ④ 当社は、1需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。
 - ⑤ 当社は、工事申込者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

34. ガス工事の承諾義務

- (1) 当社は、33（ガス工事の申し込み）（1）のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可

能な場合（配管スペースがない場合、私道にガスを埋設する場合に私道の所有者等当該私道にガスの埋設を許可する権限を有する方から私道使用の承諾を拒まれた場合、特殊な住宅でガスを配管できない場合を含む）

④ その他やむを得ない場合

- (3) 当社は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。

35. ガス工事の実施

— ガス工事の施工者等 —

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。
- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) 工事申込者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は工事申込者と承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は工事申込者が損害を受けられたとき等には、工事申込者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

— 気密試験等 —

- (4) 当社が施工した内管及びガス栓を当社が工事申込者に引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人が工事申込者に引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設への託送供給をお断りすることがあります。

— 供給施設の設置承諾 —

- (7) 当社は、3（用語の定義）(34)の境界線内において、その需要家等のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、需要家等は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても当社は責任を負いません。
- (8) 当社が、需要家等のために私道に導管を埋設する場合には、需要家等は私道所有者等から当社が私道を使用（導管の埋設、修繕、維持管理、撤去、またそれらのための当該私道の掘削、復旧等）することにつき、当社の定める様式により、承諾を得ていただきます。
- (9) 当社は、供給施設を設置した場合、3（用語の定義）(34)の境界線内の土地、建物若しくは施設又はその周辺道路に、迅速なガス工事及び保安の確保のために、設置位置等を表示した当社所定の標識（シ

ール・札・杭等)を設置させていただく場合があります。

3 6. 内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。ただし、別表第 11 (内管の設置に要する費用の一部を当社が負担する場合の取り扱い) に定める場合には、内管の設置に要する費用の一部を当社が負担することがあります。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、需要家等は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります ((4)、(6) 及び (8) において同じ。)
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価 (ただし、②に掲げる工事を除きます。) に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとしたします。
 - ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m 当たり、1 個当たり又は 1 箇所当たり等で表示いたします。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

 - イ 材料費
材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。
 - ロ 労務費
労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。
 - ハ 運搬費
運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。
 - ニ 設計監督費
設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。
 - ホ 諸経費
諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。
 - ② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとしたします。
 - イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事
 - ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事
 - ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する工事
- (4) 需要家等のために設置されるガス遮断装置は、原則として需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。
- (5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとしたします。
- (6) 需要家等の申し込みによりその需要家等のために設置される整圧器は、需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。
- (7) (6) に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとしたし

- ます。
- (8) 需要家等の申し込みにより設置される昇圧供給装置は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等の負担で設置していただきます。
- (9) (8) に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとしたします。
- (10) 託送供給に必要なガスメーター及び託送供給に必要な負荷計測器等は当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとしたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
- (11) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担いたします。ただし、需要家等の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとしたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

- (12) 当社は、工事申込者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。
- ① 当社は、工事申込者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。
- 工事申込者が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとしたします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料を工事申込者が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別途定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとしたします。）を工事申込者に負担していただきます。
- ③ ②の工事申込者が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。
- イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること
- ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

- (13) 需要家等の所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものとしたします。）は需要家等に負担していただき、当社所有の供給施設の修繕費は当社が負担することを原則といたします。

3.7. 本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

- (1) 本支管及び整圧器（36（内管工事に伴う費用の負担）（6）の整圧器を除きます。）は当社の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。なお、設置された本支管及び整圧器（36（6）の整圧器を除きます。）は、当社は他の託送供給依頼者の託送供給のためにも使用いたします。

- ① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第5（本支管及び整圧器）のうち、予定使用量の供給に必要な最小限度の口径のものをいいます。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたものといたします。）が別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額を超えるときは、その差額
- ② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの（材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものといたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものといたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額を超えるときは、その差額
- ③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額を超えるときは、その差額

— 複数の工事申込者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —

- (2) 複数の工事申込者からガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、その複数の工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (3) (2)の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数の工事申込者についての別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれの工事申込者別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2)の「1つの工事」とは、同時になされた全ての工事申込者の申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数の工事申込者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、その複数の工事申込者についての別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として工事申込者に負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの工事申込者ごとの算定を行いません（(8) (9)において同じ。）。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合は、(5)の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (8) (7)の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものといたします。）が、使用予定者についての別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として負担していただきます。

— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —

- (9) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
 - ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
 - ② 申し込みによるガスの使用予定者への託送供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第6（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金とし

て負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえで工事負担金を決定することがあります。

38. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、36（内管工事に伴う費用の負担）の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、37（本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担）の規定により工事申込者に負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（36（内管工事に伴う費用の負担）（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に36（内管工事に伴う費用の負担）及び37（本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担）の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。
- (4) 当社は、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。
- ① 工事の設計後に需要家等の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
 - ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

Ⅶ. 保安等

39. 供給施設の保安責任

託送供給依頼者は、以下の供給施設の保安責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、需要家等の資産となる3（用語の定義）(34)の境界線からガス栓までの供給施設については、需要家等の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、需要家等の承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その検査の結果を速やかに需要家等にお知らせいたします。
- (4) 需要家等が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

40. 保安に対する託送供給依頼者の協力

- (1) 託送供給依頼者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにガス遮断装置、メーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を託送供給依頼者にしていただく場合があります。なお、その方法は、当社がお知らせします。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 託送供給依頼者は、当社があらかじめ確認した内容で当社の緊急保安受付窓口を需要家等に周知していただきます。
- (4) 託送供給依頼者は、需要家等がガス漏れを感知した場合において、需要家等から託送供給依頼者へ通知があった際には、当社の緊急保安受付窓口の電話番号を周知すること、電話転送することなどにより、需要家等に緊急保安受付窓口への通知を促す措置をとっていただきます。
- (5) 当社は、託送供給依頼者が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは4（引受条件）(6)に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 託送供給依頼者は、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。また、マイコンメーター等の保安機能の設定変更や接続などの操作を行う場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
- (7) 託送供給依頼者は、小売供給契約に起因する事由によりガスの供給を停止した場合には、速やかにその旨を当社に通知していただきます。また、これを解除した場合も同様といたします。
- (8) 当社は、ガス工作物の維持管理等のために、内管及び消費機器に関する確認が必要であると当社が判断した場合は、託送供給依頼者に協力していただくことがあります。
- (9) 託送供給中におけるメーターガス栓の開閉作業を託送供給依頼者が行った場合には、その作業結果について、当社が別途定める方法により、作業後速やかに当社へ報告していただきます。
- (10) 当社は、別途定める範囲においては、メーターガス栓の開閉作業を行う場合があります。

41. 保安に対する需要家等の協力

託送供給依頼者は、以下の保安に対する需要家等の協力に関する事項について、小売供給契約締結時

に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 需要家等は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社又は託送供給依頼者は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を需要家等にさせていただく場合があります。なお、その方法は、当社又は託送供給依頼者がお知らせします。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) 需要家等は、39（供給施設の保安責任）(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、需要家等の構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止していただくことがあります。
- (5) 当社は、需要家等が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは4（引受条件）(6)に規定するガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) 需要家等は、当社が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当社は、必要に応じて需要家等の3（用語の定義）(34)の境界線内の供給施設の管理等について需要家等と協議させていただくことがあります。

4.2. 需要家等の責任

託送供給依頼者は、以下の需要家等の責任に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 需要家等は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置は需要家等の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）を需要家等に負担していただきます。
- (2) 需要家等は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
 - ③ 4（引受条件）(6)に規定する供給ガスに適合するものであること
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
 - ⑤ 当社で認めた安全装置を備えるものであること
- (3) ガス事業法第62条において、需要家等の責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
 - ① 需要家等はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、需要家等は保安業務に協力しなければならないこと
 - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その需要家等が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

4 3. 供給施設等の検査

託送供給依頼者は、以下の供給施設等の検査に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。（2）において同じ。）を託送供給依頼者に負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) 需要家等は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、需要家等のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（用語の定義）(40) に定めるガスメーター以外の計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料は需要家等に負担していただきます。
- (3) 当社は、(1) 及び (2) に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに託送供給依頼者又は需要家等にお知らせいたします。
- (4) 託送供給依頼者又は需要家等は、当社が (1) 及び (2) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

4 4. 消費段階におけるガス事故の報告

- (1) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握した情報を託送供給依頼者へ提供いたします。
- (2) 託送供給依頼者は、(1) に規定する消費段階におけるガス事故に関する情報の取り扱いについて、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家等へ通知し、承諾書等により承諾を得ていただきます。当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。

4 5. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じさせていただきます。災害時は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものいたします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画等、災害時における組織・体制に関すること
- ② 需要家等からの電話対応、マイコンメーター復帰操作、保安閉開栓、需要家等への注意喚起等、災害時に必要な業務に関すること
- ③ 人員・資機材の確保及び教育・訓練等、平常時からの備えに関すること
- ④ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携・協力に関すること

附 則

1. 実施期日

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。なお、現に「託送供給約款（小売託送）」に基づいて契約している内容にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日を含む料金算定期間の料金は、この約款によります。

ただし、この約款の 2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、別表第 12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の別表第 12 については、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。

また、別表第 12（供給区域等）の変更に伴い、別表第 1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第 12 に定める日から実施いたします。

2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

3. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本社	〒105-8527	港区海岸 1-5-20
託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1
日立支社	〒317-0073	日立市幸町 1-22-2
常総支社	〒300-1236	牛久市田宮町 30-2
群馬支社	〒370-0045	高崎市東町 134-6
熊谷支社	〒360-0032	熊谷市銀座 3-71
宇都宮支社	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16
佐倉支社	〒285-0014	佐倉市栄町 21-1
つくば支社	〒305-0817	つくば市研究学園 2-1-2

4. 乖離率に係る暫定的措置

平成 31 年 3 月 31 日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から 2 年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（引受条件）（10）③、24（ガスの過不足の精算）においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は 10パーセント）」と読み替えます。

(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す 場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行います。

(3) 当社は、(1) 及び (2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けたときは、その損害賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 当社は以下のとおり払出エリアを定めます。

①袖ヶ浦・日立エリア

東京都	足立区、荒川区、江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区、中央区
千葉県	千葉市(花見川区、稲毛区、美浜区、中央区、若葉区、緑区)、 木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、 印西市、白井市、成田市、富里市 印旛郡(酒々井町、印旛村、本埜村) 山武郡(芝山町) 香取郡(多古町)
埼玉県	さいたま市(西区、北区、見沼区、岩槻区、大宮区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区)、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、和光市、久喜市、八潮市、 三郷市、蓮田市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、鳩ヶ谷市 北足立郡(伊奈町) 南埼玉郡(白岡町、菖蒲町)
茨城県	龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、利根町、日立市 稲敷郡(阿見町、美浦村)
栃木県	宇都宮市、真岡市 河内郡(上三川町) 芳賀郡(芳賀町) 塩谷郡(高根沢町)

	下都賀郡（壬生町）
群馬県	邑楽郡（千代田町、邑楽町）

②根岸・扇島エリア

東京都	大田区、品川区、渋谷区、千代田区、港区、目黒区、板橋区、北区、新宿区、杉並区、世田谷区、豊島区、中野区、練馬区、文京区、 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市(鶴見区、港北区、青葉区、都筑区、緑区、神奈川区、瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、中区、南区、泉区、戸塚区、港南区、磯子区、栄区、金沢区) 川崎市(中原区、幸区、川崎区、麻生区、多摩区、高津区、宮前区) 相模原市(緑区、中央区、南区) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、葉山町 高座郡（寒川町） 中郡（大磯町） 足柄上郡（中井町、開成町）
埼玉県	所沢市、朝霞市、新座市

(注1) 需要場所が供給区域（別表第12（供給区域等））に定めるものをいいます。）以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域に応じた払出エリアを定めます。

(注2) ①袖ヶ浦・日立エリアの千葉市稲毛区、四街道市については、別表第12（供給区域等）の「3. 四街道12A地区（38.51166MJ）」に記載された地域を除きます。

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、その受入地点に応じて以下のとおりとします。

表1. 東京地区等(45MJ地区)、群馬地区他(45MJ地区)

項目	基準値	備考
標準熱量(13A)	45MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量(13A)	44.20~46.00 MJ/m ³ N	瞬間値
ウォッペ指数 (13A)	52.7~57.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度(13A)	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m ³ N	
全硫黄	0.00g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	12.0~18.0mg/m ³ N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする(周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない)

* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

(注1) 以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・窒素
- ・酸素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・熱量変化速度
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分(油分、微量元素(V, Pb, Cl等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル、有害成分(ベンゼン、トルエン等)、他)

(注2) なお、千葉県成田市及び印旛郡栄町については別途協議させていただきます。

表2. 四街道12A地区 (38.51166MJ地区)

項目	基準値	備考
標準熱量 (12A)	38.51166MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (12A)	37.70~39.50 MJ/m ³ N	瞬間値
ウォッベ指数 (12A)	49.2~53.8	成分含有率(vol%)より、計算により 算出する。計算方法はガス事業法に よる。
燃焼速度 (12A)	34~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m ³ N	
全硫黄	0.00g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず [※]	
付臭剤濃度	24.0~36.0mg/m ³ N	原則として当社と同一の付臭剤を 使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最 高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約 量の受け渡しに十分な圧力を有す ること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設 導管のガス温度と同等の温度とす る(周辺の設備運用や機器等に影響 を及ぼさない場合はこの限りでは ない)

(注) 以下の項目については、ガス製造方法の違いによる差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分 (油分、微量元素 (V, Pb, Cl 等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル類、有害成分 (ベンゼン、トルエン等)、他)

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

(注3) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

受入のために必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

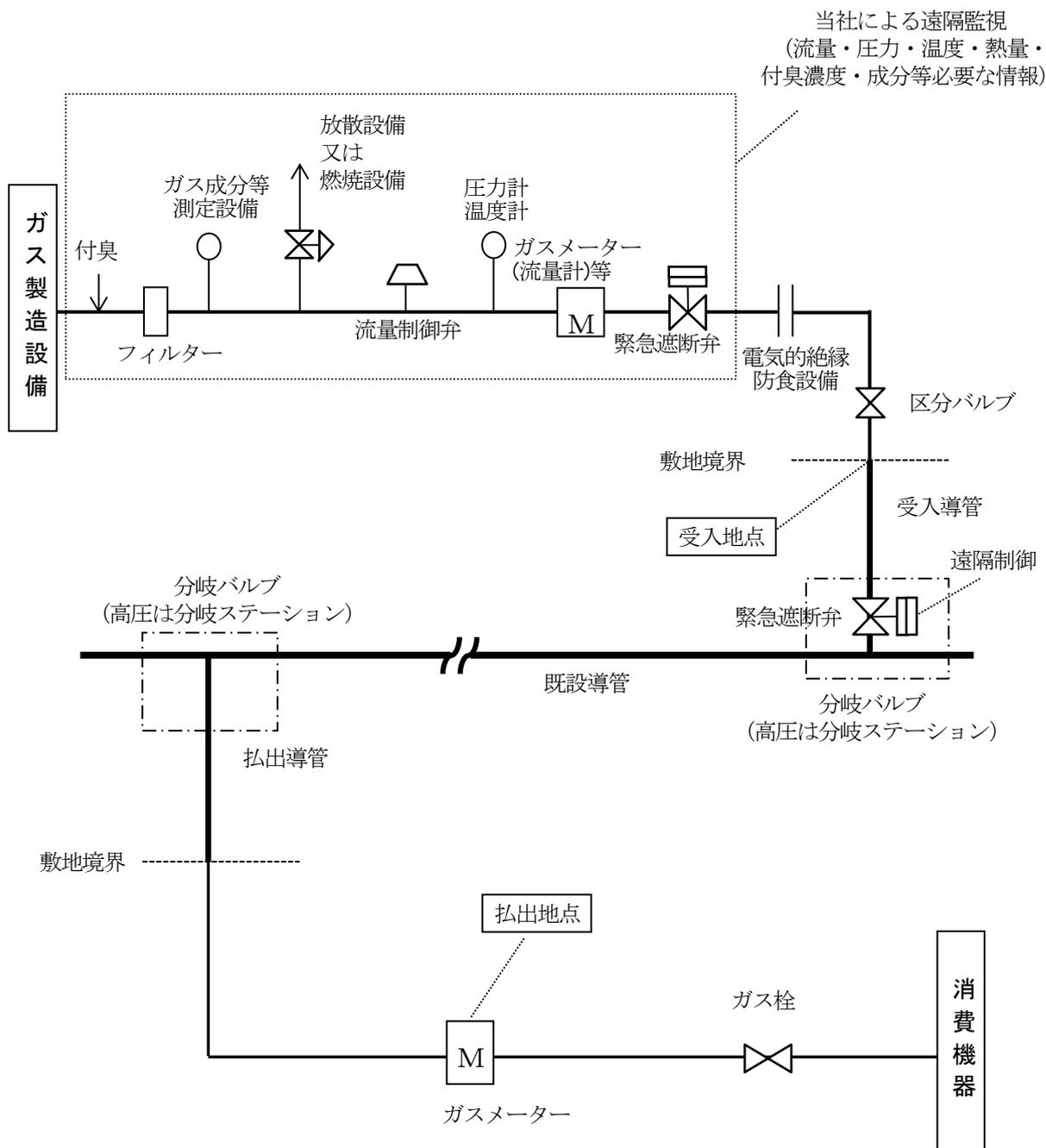
(注1) 設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

(注2) 上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

例) ガスの特殊成分 (全硫黄、硫化水素、アンモニア) 分析設備、ガスの水分測定設備、緊急遮断弁の遠隔遮断装置 等

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)

下図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。



(注) ガスメーター (流量計) 等は当社指定 (当社資産) のものを設置いただきます。ただし、受入地点のガスメーター (流量計) 等について、当社が認める場合には、その限りではありません。

(別表第4) 料金表

託送供給依頼者は個別契約の申し込みに際して、需要場所の位置する供給区域（別表第12（供給区域等）に定めるものをいいます。）に適用される〔標準託送供給料金第1種〕と〔標準託送供給料金第2種〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。

需要場所が供給区域以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域の料金表を適用いたします。

4-1. 東京地区等（45MJ地区）

〔標準託送供給料金第1種〕

1. 適用区分

料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ガス量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ガス量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	47.88円
------------	--------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	395.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	45.38円
------------	--------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	801.40円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	40.30円
------------	--------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	1,459.40円
---------------	-----------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	37.01円
------------	--------

6. 料金表E

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	2,329.40円
---------------	-----------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	35.27円
------------	--------

7. 料金表F

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	6,953.40円
---------------	-----------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	29.49円
------------	--------

[標準託送供給料金第2種]

8. 適用

(1) 別表第4(料金表)4-1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	227,570.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	1.30円
1立方メートルにつき (冬期)	1.66円

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	105,840.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	1.95円
1立方メートルにつき (冬期)	2.44円

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	43,070.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	675.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	3.35円
1立方メートルにつき (冬期)	4.12円

3 (用語の定義) (34) の境界線におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の別表第4 (料金表) 4-1の9、10、11の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加算したものを従量料金単価とします。

低圧導管利用に係る従量料金単価加算額

1立方メートルにつき	1.97円
------------	-------

4-2. 群馬地区他 (45MJ地区)

[標準託送供給料金第1種]

1. 適用区分

料金表A ガス量が0立方メートルから24立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が24立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	82.56円
------------	--------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	906.10円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	59.18円
------------	--------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	5,861.10円
---------------	-----------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	49.27円
------------	--------

[標準託送供給料金第2種]

5. 適用

(1) 別表第4 (料金表) 4-2の6、7、8の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。

(2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

6. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	141,600.00円
---------------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	719.74円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	17.84円
1立方メートルにつき (冬期)	21.62円

7. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	79,600.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	719.74円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	18.14円
1立方メートルにつき (冬期)	21.98円

8. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	46,100.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	719.74円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	18.84円
1立方メートルにつき (冬期)	22.82円

3 (用語の定義) (34) の境界線におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の別表第4 (料金表) 4-2の6、7、8の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加算したものを従量料金単価とします。

低圧導管利用に係る従量料金単価加算額

1立方メートルにつき	2.99円
------------	-------

4-3. 四街道12A地区 (38.51166MJ地区)

[標準託送供給料金第1種]

1. 適用区分

料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が20立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が200立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	345.00円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	73.08円
------------	--------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	660.20円
---------------	---------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	57.32円
------------	--------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	2,638.20円
---------------	-----------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	47.43円
------------	--------

[標準託送供給料金第2種]

5. 適用

(1) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(2) 従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

6. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	24,170.00円
---------------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	159.00円
------------	---------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき (その他期)	4.83円
1立方メートルにつき (冬期)	5.83円

(別表第5) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	50mm
	75
	80
	100
	150
	200
	300
	400
	500
	600
	750
(ただし、最高圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上といたします。)	
整 圧 器	50mm
	75
	80
	100
	150
	200

(注) 当社が上記を上回る大きさの本支管又は整圧器が必要と判断する場合には、工事申込者と協議のうえで、口径を決定いたします。

(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額は、その払出地点の位置する供給区域(別表第12(供給区域等)に定めるものをいいます。)に応じて以下のとおりといたします。

(1) 東京地区等(45MJ地区)

託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき85,000円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき170,000円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき340,000円

(2) 群馬地区他(45MJ地区)

託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき81,500円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき163,000円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき326,000円

(3) 四街道12A地区(38.51166MJ地区)

託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき62,600円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき125,200円
託送供給の払出地点において当社の導管から払い出すガスの最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合	設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき250,400円

(注1) 需要場所が供給区域以外である場合には、当社はその需要場所に至る導管の起点となる供給区域を判定し、その供給区域の当社負担額を適用いたします。

(注2) 1需要場所について1年間に託送供給するガス量が、熱量46MJのガスを常温及び常圧で10立方メートル以上託送供給するものに相当する量である場合は、当社負担額の上限値は1需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)といたします。

(別表第7) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

1. 23 (託送供給するガス量の差異に対する措置) の当社が託送供給依頼者から申し受ける注入計画乖離補償料の算定式における注入計画乖離単価は、以下のとおりといたします。

$$2.36 \text{ 円/m}^3$$

2. 24 (ガスの過不足の精算) (2) ② (イ) (ロ) の当社と起因者との過不足ガス量精算料の算定式における製造単価は、以下のとおりといたします。

$$2.36 \text{ 円/m}^3$$

3. 24 (ガスの過不足の精算) (2) の当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量を精算する際の実費相当額は、以下の算式により算定するものといたします。

実費相当額

$$= \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \text{実費相当単価}$$

$$\text{実費相当単価 (円/m}^3\text{)} = \text{ガス生産・購入単価}^{(1)} + \text{製造単価}^{(2)}$$

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用 (以下、「ガス生産等費用」といいます。) をガスの生産及び購入等の量 (以下、「ガス生産等量」といいます。) で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものといたします。なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

$$\text{ガス生産・購入単価 (円/m}^3\text{)} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

(2) 製造単価

- ① 受け入れるガスが、託送供給依頼者がLNG等の原材料を購入し生産したガスである場合

$$\text{製造単価 (円/m}^3\text{)} = 2 \text{ の製造単価 (2.36 円/m}^3\text{)}$$

- ② 受け入れるガスが、託送供給依頼者が第三者から気化済みのガスを購入し、託送供給依頼者が付臭等を行ったガスである場合

$$\text{製造単価 (円/m}^3\text{)} = \text{付臭等の実施に要する費用}$$

- ③ 受け入れるガスが、託送供給依頼者が第三者から購入した気化・熱調・付臭済みのガスであり、託送供給依頼者が付臭等を行わない場合

製造単価（円/m³）は、加算いたしません。

4. 受け入れるガスが、原則として託送供給依頼者がLNG等の原材料を購入し生産したガスである場合は、当該託送供給依頼者は、3の規定による実費相当額を算定する算式を以下の算式に代える選択をできます。当該託送供給依頼者にはこの選択をしていただき、変更はできません。この選択は基本契約に定めることとします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & \left((\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \left. + \text{石油石炭税等租税課金}) \times \text{換算係数} + 2 \text{の製造単価} \right) \end{aligned}$$

また、上記算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、24（ガスの過不足の精算）（3）に基づき定めた「構成比率」及び「換算係数」と同一といたします。

(別表第8) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、16 (ガス量の算定) (14)の規定により算定するガス量

V_1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)

(別表第9) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、16 (ガス量の算定) (17) の規定により算定するガス量

P は、2.5 キロパスカルを超えて供給する圧力

V₁は、ガスメーターの検針量

(別表第10) 料金の日割計算

料金の日割計算 (1)

— 標準託送供給料金第1種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4(料金表)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数/30

(備考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

— 標準託送供給料金第2種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金+流量基本料金単価×契約最大払出ガス量)×日割計算日数/30

(備考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4(料金表)における流量基本料金単価
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

料金の日割計算（2）

— 標準託送供給料金第1種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4（料金表）のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

（1）日割計算後基本料金

定額基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

（備考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

（2）従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

— 標準託送供給料金第2種 —

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

（1）日割計算後基本料金

（定額基本料金＋流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）×（30－供給中止期間の日数）／30

（備考）

- ① 定額基本料金は、別表第4（料金表）における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4（料金表）における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

（2）従量料金

別表第4（料金表）における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(別表第11) 内管の設置に要する費用の一部を当社が負担する場合の取り扱い

1. 適用対象

この取り扱いは、以下のイ又はロの場合に適用します。

- イ 建築事業者等（以下「工事申込者」といいます。）の申し込みに伴い、新たな供給管（36（内管工事に伴う費用の負担）(11)ただし書の規定により工事費が工事申込者負担となるものを除きます。）の設置に代えて、工事申込者の同意を得て、当社が使用に供したことがある供給管（その使用について保安上その他の問題がないと当社が判断したものに限ります。）を使用する場合であって、これにより内管の設置に要する費用が増加する場合
- ロ 工事申込者の申し込みに伴い、新たな供給管（36（内管工事に伴う費用の負担）(11)ただし書の規定により工事費が工事申込者負担となるものを除きます。）を設置するにあたり、工事申込者の同意を得て、当社が使用に供したことがある供給管の設置穴に供給管を設置する場合であって、これにより内管の設置に要する費用が増加する場合

2. 取り扱いの内容

内管の設置に要する費用のうち、以下に定める金額を当社が負担いたします。

$$C = B - A$$

(備考)

Cは、当社の負担額

Aは、以下の金額

- 1 イの場合.....供給管を新たに設置する場合の、内管の設置に要する費用（消費税等相当額を含みます。）
- 1 ロの場合.....新たな場所に供給管を設置する場合の、内管の設置に要する費用（消費税等相当額を含みます。）

Bは、以下の金額

- 1 イの場合.....当社が使用の用に供したことがある供給管を使用する場合の、内管の設置に要する費用（消費税等相当額を含みます。）
- 1 ロの場合.....当社が使用の用に供したことがある供給管の設置穴に新たな供給管を設置する場合の、内管の設置に要する費用（消費税等相当額を含みます。）

[付 録]

1. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

2. 当社窓口等

託送供給に関するお申し込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。

東京ガス株式会社 託送受付センター
住所 新宿区西新宿 3-7-1

3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

この約款に基づく託送供給の受入可否については、以下の方法に基づいて判定します。

[1. 単独のガス導管の圧力計算]

- ・ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

[起点1と終点2を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式]

【高中圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{10000(P_1^2 - P_2^2)D^5}{SLg^2}}$$

Q : ガスの流量 (m³/h)

P_1 : P_2 : 起点、終点における絶対圧力 (MPa)

D : 内径 (cm)

S : ガスの比重 (空気を1とする)

K : 流量係数

L : 本支管延長 (m)

g : 重力加速度 (9.80665m/s²)

【低圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{1000HD^5}{SLg}}$$

Q : ガスの流量 (m³/h)

H : 起点圧力と終点圧力の差 (kPa)

D : 内径 (cm)

S : ガスの比重 (空気を1とする)

K : 流量係数

L : 本支管延長 (m)

g : 重力加速度 (9.80665m/s²)

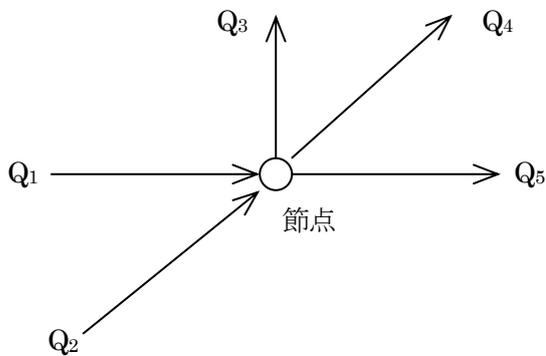
[2. 網状に連絡したガス導管網の圧力計算]

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等に基づき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しい
という条件

$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

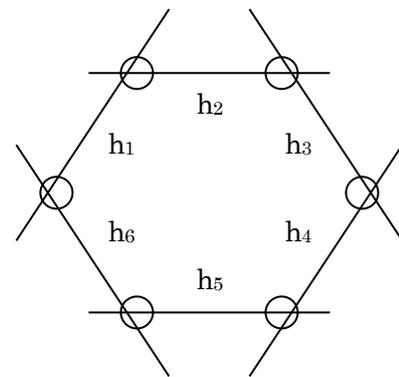
一般的には $\sum \pm Q_i = 0$



②各ループ、節点の計算圧力間に矛盾がない
という条件

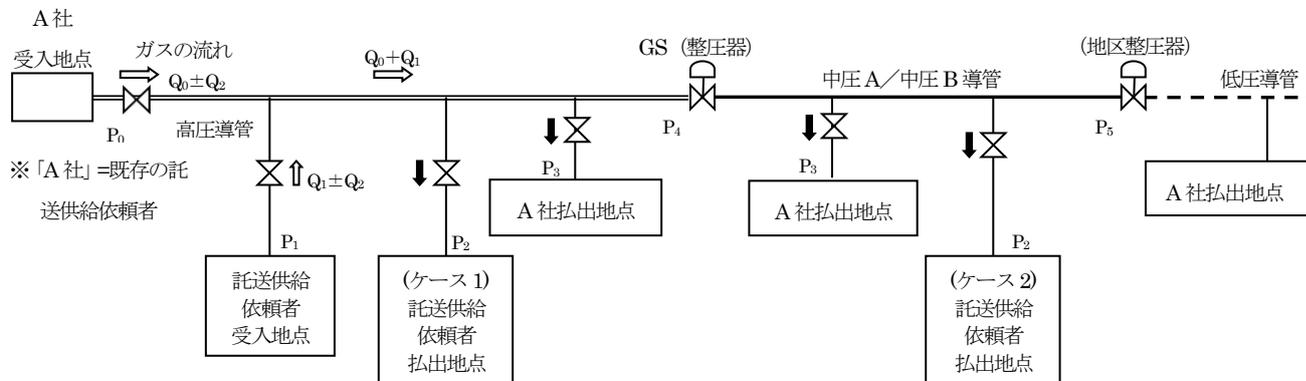
$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には $\sum \pm h_i = 0$



〔3. 託送供給の可否判定〕

高中圧導管網での託送供給可否判定の考え方の概略を以下に示します。



※「A社」=既存の託送供給依頼者

〔凡例〕

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| P_0 : A社ガスの受入圧力 | Q_0 : A社の最大受入ガス量 |
| P_1 : 託送供給依頼者のガス受入圧力 | Q_1 : 託送供給依頼者の最大受入ガス量 |
| P_2 : 託送供給依頼者のガス払出圧力 | Q_2 : 日次繰越ガス量、月次繰越ガス量 |
| P_3 : A社のガス払出圧力 | |
| P_4 : 高压幹線網末端のGS(整圧器)到着圧力 | |
| P_5 : 中圧幹線網末端の地区整圧器到着圧力 | |

ケース1：単一の圧力階層の場合

- 〔条件〕
- $P_4 >$ 当社が設定する運用上の最低必要圧力
 - $P_1 <$ 受入導管等の運用上の上限圧力
 - $Q_1 + Q_2 <$ 託送供給依頼者の供給力
- を満足する場合、託送供給可能と判定

ケース2：複数の圧力階層にまたがる場合

- 〔条件〕
- $P_4 >$ 当社が設定する運用上の最低必要圧力
 - $P_5 >$ 当社が設定する運用上の最低必要圧力
 - $P_1 <$ 受入導管等の運用上の上限圧力
 - $Q_1 + Q_2 <$ 託送供給依頼者の供給力
- を満足する場合、託送供給可能と判定

(別表第 1 2) 供給区域等

1. 供給区域

(1) 東京地区等 (45MJ 地区)

東京都	23区 八王子市 暁町 1 丁目, 暁町 2 丁目, 暁町 3 丁目 旭町 東町 石川町 泉町 犬目町 上野町 打越町 宇津木町 宇津貫町 梅坪町 追分町 大塚 大船町 大谷町 大横町 大和田町 1 丁目, 大和田町 2 丁目, 大和田町 3 丁目, 大和田町 4 丁目, 大和田町 5 丁目, 大和田町 6 丁目, 大和田町 7 丁目 小門町 尾崎町 鹿島 片倉町 叶谷町 上壱分方町 上柚木 上柚木 2 丁目, 上柚木 3 丁目 川口町 川町のうち 主要地方道山田宮の前線 6 1 号線(支線)以北および主要地方道山田宮の前線 6 1 号線(本線)以東かつ八王子霊園北境界線以北 北野台 1 丁目, 北野台 2 丁目, 北野台 3 丁目, 北野台 4 丁目, 北野台 5 丁目 北野町 絹ヶ丘 1 丁目, 絹ヶ丘 2 丁目, 絹ヶ丘 3 丁目 清川町
-----	--

東 京 都	<p> 梶田町 久保山町 1 丁目, 久保山町 2 丁目 越野 大字越野 小比企町 小宮町 子安町 1 丁目, 子安町 2 丁目, 子安町 3 丁目, 子安町 4 丁目 左入町 散田町 1 丁目, 散田町 2 丁目, 散田町 3 丁目, 散田町 4 丁目, 散田町 5 丁目 下恩方町 下柚木 下柚木 2 丁目, 下柚木 3 丁目 城山手 1 丁目, 城山手 2 丁目 新町 諏訪町 千人町 1 丁目, 千人町 2 丁目, 千人町 3 丁目, 千人町 4 丁目 台町 1 丁目, 台町 2 丁目, 台町 3 丁目, 台町 4 丁目 大楽寺町 平町 高尾町のうち 国道 20 号線 (甲州街道) 以東かつ J R 中央線以南, J R 中央線より北 高倉町 滝山町 1 丁目, 滝山町 2 丁目 館町 田町 丹木町 1 丁目, 丹木町 2 丁目, 丹木町 3 丁目 寺田町 寺町 天神町 中町 長沼町 中野上町 1 丁目, 中野上町 2 丁目, 中野上町 3 丁目, 中野上町 4 丁目, 中野上町 5 丁目 中野山王 1 丁目, 中野山王 2 丁目, 中野山王 3 丁目 中野町 長房町 中山 </p>
-------	--

東 京 都	<p>七国1丁目，七国2丁目，七国3丁目，七国4丁目，七国5丁目，七国6丁目</p> <p>並木町</p> <p>榑原町</p> <p>南陽台1丁目，南陽台2丁目，南陽台3丁目</p> <p>西片倉1丁目，西片倉2丁目，西片倉3丁目</p> <p>西寺方町のうち</p> <p>八王子市幹線2級26号線以西かつ山入川以南かつ都道521号線以南</p> <p>式分方町</p> <p>狭間町</p> <p>八幡町</p> <p>初沢町</p> <p>東浅川町</p> <p>東中野</p> <p>兵衛1丁目，兵衛2丁目</p> <p>日吉町</p> <p>平岡町</p> <p>富士見町</p> <p>別所1丁目，別所2丁目</p> <p>堀之内</p> <p>堀之内2丁目，堀之内3丁目</p> <p>本郷町</p> <p>本町</p> <p>松が谷</p> <p>松木</p> <p>大字松木</p> <p>丸山町</p> <p>三崎町</p> <p>みつい台1丁目，みつい台2丁目</p> <p>緑町</p> <p>南大沢1丁目，南大沢2丁目，南大沢3丁目，南大沢4丁目，南大沢5丁目</p> <p>南新町</p> <p>南町</p> <p>みなみ野1丁目，みなみ野2丁目，みなみ野3丁目，みなみ野4丁目，みなみ野5丁目，みなみ野6丁目</p> <p>明神町1丁目，明神町2丁目，明神町3丁目，明神町4丁目</p> <p>めじろ台1丁目，めじろ台2丁目，めじろ台3丁目，めじろ台4丁目</p> <p>元八王子町1丁目，元八王子町2丁目</p>
-------	---

東 京 都	<p>元本郷町 1 丁目, 元本郷町 2 丁目, 元本郷町 3 丁目, 元本郷町 4 丁目 元横山町 1 丁目, 元横山町 2 丁目, 元横山町 3 丁目 八木町 谷野町 山田町 鍮水 鍮水 2 丁目 八日町 横川町 横山町 四谷町 万町</p> <p>立 川 市 ただし, 西砂町 1 丁目のうち 2 番地 7, 22 番地 25, 22 番地 27, 22 番地 30, 26 番地 26~28, 26 番地 39~43 富士見町 1 丁目のうち 市道南 4 8 8 号線以南かつ市道南 1 号線以西 を除く。</p> <p>武 蔵 野 市</p> <p>三 鷹 市</p> <p>府 中 市</p> <p>昭 島 市 美堀町 1 丁目のうち 17 番地, 18 番地, 355 番地 220~229</p> <p>調 布 市</p> <p>町 田 市</p> <p>小 金 井 市</p> <p>小 平 市</p>
-------	--

東京都

日野市

ただし、

程久保8丁目のうち

11番地24～26, 11番地28～37, 11番地45～60, 12番地

三沢4丁目のうち

4番地63～75, 18番地9～14, 18番地16, 21番地8～15,
22番地～28番地

三沢5丁目のうち

1番地～3番地, 4番地1～61, 4番地77～384, 5番地～11番地,
12番地3～6, 14番地9, 14番地16～22, 15番地～47番地

南平1丁目のうち

1番地～32番地

南平3丁目のうち

1番地1～4, 1番地6, 1番地8, 1番地13～20, 1番地25,
1番地26, 1番地34, 8番地

を除く。

東村山市

国分寺市

国立市

狛江市

東大和市

芋窪3丁目（ただし、市道759号線以東かつ市道760号線以北かつ市道758号線以西を除く。）

芋窪4丁目, 芋窪5丁目, 芋窪6丁目

上北台1丁目, 上北台2丁目,

上北台3丁目（ただし、350番地の2, 350番地の4を除く。）

清原1丁目, 清原2丁目, 清原3丁目, 清原4丁目

湖畔1丁目, 湖畔2丁目, 湖畔3丁目

桜が丘1丁目, 桜が丘2丁目, 桜が丘3丁目,

桜が丘4丁目（ただし、320番地の2を除く。）

<p>東 京 都</p>	<p>狭山1丁目, 狭山2丁目, 狭山3丁目, 狭山4丁目, 狭山5丁目 清水1丁目, 清水2丁目, 清水3丁目, 清水4丁目, 清水5丁目, 清水6丁目 新堀1丁目, 新堀2丁目, 新堀3丁目 蔵敷1丁目のうち 奈良橋川以南 蔵敷2丁目のうち 奈良橋川以南, 奈良橋川より北かつ市道677号線以西 蔵敷3丁目 高木1丁目, 高木2丁目, 高木3丁目 立野1丁目, 立野2丁目, 立野3丁目, 立野4丁目 多摩湖4丁目のうち 都道253号線以南 中央1丁目, 中央2丁目, 中央3丁目, 中央4丁目 仲原1丁目, 仲原2丁目, 仲原3丁目, 仲原4丁目 奈良橋1丁目, 奈良橋2丁目, 奈良橋3丁目, 奈良橋4丁目, 奈良橋5丁目, 奈良橋6丁目 南街1丁目, 南街2丁目, 南街3丁目, 南街4丁目, 南街5丁目, 南街6丁目 向原1丁目, 向原2丁目, 向原3丁目, 向原4丁目, 向原5丁目, 向原6丁目</p> <p>清 瀬 市</p> <p>東久留米市</p> <p>武蔵村山市 伊奈平4丁目のうち 主要市道25号線より東かつ都道162号線より西</p> <p>多 摩 市</p> <p>稲 城 市</p> <p>西 東 京 市</p>
--------------	--

<p>埼 玉 県</p>	<p>上 尾 市 緑丘 1 丁目, 緑丘 2 丁目, 緑丘 3 丁目, 緑丘 4 丁目, 緑丘 5 丁目 上町 1 丁目, 上町 2 丁目 宮本町 仲町 1 丁目, 仲町 2 丁目 愛宕 1 丁目, 愛宕 2 丁目, 愛宕 3 丁目 栄町 須ヶ谷 1 丁目 日の出 1 丁目, 日の出 2 丁目, 日の出 3 丁目, 日の出 4 丁目 東町 1 丁目, 東町 2 丁目, 東町 3 丁目 本町 1 丁目, 本町 2 丁目, 本町 3 丁目, 本町 4 丁目, 本町 5 丁目, 本町 6 丁目 春日 1 丁目, 春日 2 丁目 柏座 1 丁目, 柏座 2 丁目, 柏座 3 丁目, 柏座 4 丁目 谷津 1 丁目, 谷津 2 丁目 富士見 1 丁目, 富士見 2 丁目 原新町 大字上尾宿 大字上尾村 大字上尾下 大字畔吉 大字平方のうち 荒川以東 大字上野 大字平方領領家 大字西貝塚 大字原市 大字瓦葺 五番町 原市中 3 丁目 中妻 1 丁目, 中妻 2 丁目, 中妻 3 丁目, 中妻 4 丁目, 中妻 5 丁目 浅間台 1 丁目, 浅間台 2 丁目, 浅間台 3 丁目, 浅間台 4 丁目 弁財 1 丁目, 弁財 2 丁目 井戸木 1 丁目, 井戸木 2 丁目, 井戸木 3 丁目, 井戸木 4 丁目 泉台 1 丁目, 泉台 2 丁目, 泉台 3 丁目 大字小泉 小泉 1 丁目</p>
--------------	--

埼玉県

中分 1 丁目, 中分 2 丁目, 中分 3 丁目, 中分 4 丁目, 中分 5 丁目,
中分 6 丁目
藤波 1 丁目, 藤波 2 丁目, 藤波 3 丁目, 藤波 4 丁目
大字小敷谷
大字領家
大字上
大字久保
大字西門前
大字南
大字平塚
平塚 1 丁目
錦町
大字地頭方
大字老丁目
大字今泉
今泉 1 丁目
大字向山
大字大谷本郷
大字堤崎
大字中新井
大字川
西宮下 1 丁目, 西宮下 2 丁目, 西宮下 3 丁目, 西宮下 4 丁目

埼玉県

さいたま市

岩槻区

大字尾ヶ崎
大字尾ヶ崎新田
大字釣上
大字釣上新田
大字馬込のうち
字十番，字十一番

浦和区

ただし，大字三崎を除く。

大宮区

北区

ただし，見沼1丁目，見沼2丁目を除く。

桜区

大字大久保領家のうち
鴨川東縁以東，
字通前
大字上大久保（鴨川以東）
大字五関のうち
荒川左岸堤防以東
大字在家のうち
荒川左岸堤防以東
大字白楸（鴨川以東）
栄和1丁目，栄和2丁目，栄和3丁目，栄和4丁目，栄和5丁目，
栄和6丁目
桜田1丁目，桜田2丁目，桜田3丁目
新開1丁目，新開2丁目
大字下大久保のうち
荒川左岸堤防以東
大字神田（鴨川以東）
大字道場（鴨川東縁以東）
田島1丁目，田島2丁目，田島3丁目，田島4丁目，田島5丁目，
田島6丁目，田島7丁目，田島8丁目，田島9丁目，田島10丁目
道場1丁目，道場2丁目，道場3丁目，道場4丁目
中島1丁目，中島2丁目，中島3丁目，中島4丁目
西堀1丁目，西堀2丁目，西堀3丁目，西堀4丁目，西堀5丁目，
西堀6丁目，西堀7丁目，西堀8丁目，西堀9丁目，西堀10丁目
町谷1丁目，町谷2丁目，町谷3丁目，町谷4丁目

<p>埼 玉 県</p>	<p>南元宿 1 丁目，南元宿 2 丁目 山久保 1 丁目，山久保 2 丁目</p> <p>中央区</p> <p>西区</p> <p>大字飯田 大字植田谷本 大字内野本郷 大字指扇（荒川左岸堤防以東） 大字指扇領辻（荒川左岸堤防以東） 大字指扇領別所のうち 荒川左岸堤防以東（ただし，住友指扇団地の簡易ガス事業の供給地点を除く。） 大字佐知川 大字三条町のうち 荒川左岸堤防以東 大字島根 大字清河寺のうち 主要地方道さいたま鴻巣線以東 大字高木のうち 主要地方道さいたま鴻巣線以東 大字土屋のうち 主要地方道さいたま鴻巣線以東 大字中釘のうち 主要地方道さいたま鴻巣線以東 大字中野林 大字西遊馬のうち 国道 16 号以北かつ荒川左岸堤防以東， 国道 16 号以南かつ市道 41075 号線以東かつ市道 41073 号線以東 大字平方領々家 大字ニッ宮のうち 字井戸尻 プラザ 大字宝来のうち 荒川左岸堤防以東 大字水判土 大字峰岸のうち 荒川左岸堤防以東（ただし，峰岸団地の簡易ガス事業の供給地点を除く。） 三橋 5 丁目，三橋 6 丁目 宮前町</p>
--------------	---

埼玉県

緑区

大字井沼方

大字大崎

大字大牧

大字大間木

大字大谷口

大字上野田のうち

東北自動車道以東かつ国道 463 号線（旧都市計画道路新浦和越谷線）以北

大字北原

大字玄蕃新田のうち

東北自動車道以東かつ国道 463 号線（旧都市計画道路新浦和越谷線）以北

道祖土 1 丁目，道祖土 2 丁目，道祖土 3 丁目，道祖土 4 丁目

芝原 1 丁目，芝原 2 丁目，芝原 3 丁目

大字下野田

大字新宿

太田窪 1 丁目，太田窪 3 丁目

大字大道

大字大門

大字高畑のうち

東北自動車道以東かつ国道 463 号（旧都市計画道路新浦和越谷線）以北

大字寺山のうち

東北自動車道以東かつ国道 463 号（旧都市計画道路新浦和越谷線）以北

大字中尾

大字中野田のうち

東北自動車道以東かつ国道 463 号（旧都市計画道路新浦和越谷線）以北

大字南部領辻のうち

東北自動車道以東かつ国道 463 号（旧都市計画道路新浦和越谷線）以北

埼玉県

原山 1 丁目, 原山 2 丁目, 原山 3 丁目, 原山 4 丁目
馬場 1 丁目, 馬場 2 丁目
東浦和 1 丁目, 東浦和 2 丁目, 東浦和 3 丁目, 東浦和 4 丁目,
東浦和 5 丁目 (ただし, 旧大字蓮見新田であった地域を除く。),
東浦和 6 丁目, 東浦和 7 丁目, 東浦和 8 丁目, 東浦和 9 丁目
東大門 1 丁目, 東大門 2 丁目, 東大門 3 丁目
松木 1 丁目, 松木 2 丁目, 松木 3 丁目
大字間宮
大字三浦
大字見沼
大字三室
宮本 1 丁目, 宮本 2 丁目
山崎 1 丁目

南区

ただし, 大字堤外を除く。

見沼区

大字大谷
大和田町 1 丁目, 大和田町 2 丁目
大字片柳
大字上山口新田
大字小深作
島町
大字新右エ門新田
砂町 2 丁目
染谷 2 丁目, 染谷 3 丁目
大字中川
大字新堤
大字西山村新田のうち
市道 21189 号線以北かつ市道 21121 号線以西
大字蓮沼
春野 1 丁目, 春野 2 丁目, 春野 3 丁目
大字東新井
東大宮 1 丁目, 東大宮 2 丁目, 東大宮 3 丁目, 東大宮 4 丁目,
東大宮 5 丁目, 東大宮 6 丁目, 東大宮 7 丁目
東宮下 1 丁目
大字東宮下
大字東門前

埼 玉 県

大字膝子
深作 1 丁目, 深作 2 丁目, 深作 3 丁目, 深作 4 丁目, 深作 5 丁目
大字深作
大字風渡野
堀崎町
丸ヶ崎町
大字丸ヶ崎 (ただし, 市道 11840 号線以北を除く。)
大字御蔵
大字南中野
大字南中丸
大字宮ヶ谷塔のうち
綾瀬川より西
宮ヶ谷塔 1 丁目, 宮ヶ谷塔 2 丁目
大字山

埼玉県

蕨市

草加市

青柳1丁目, 青柳2丁目, 青柳3丁目, 青柳4丁目, 青柳5丁目,
青柳6丁目, 青柳7丁目, 青柳8丁目

青柳町

旭町1丁目, 旭町2丁目, 旭町3丁目, 旭町4丁目, 旭町5丁目,
旭町6丁目

遊馬町

稲荷1丁目, 稲荷2丁目, 稲荷3丁目, 稲荷4丁目, 稲荷5丁目,
稲荷6丁目

学園町

北谷1丁目, 北谷2丁目, 北谷3丁目

北谷町

金明町

小山1丁目, 小山2丁目

栄町1丁目, 栄町2丁目, 栄町3丁目

新栄町

新善町

神明1丁目, 神明2丁目

住吉1丁目, 住吉2丁目

埼玉県

清門町

瀬崎町

草加1丁目, 草加2丁目, 草加3丁目, 草加4丁目, 草加5丁目

高砂1丁目, 高砂2丁目

中央1丁目, 中央2丁目

長栄町

手代町

苗塚町

中根1丁目, 中根2丁目, 中根3丁目

新里町

西町

花栗1丁目, 花栗2丁目, 花栗3丁目, 花栗4丁目

原町1丁目, 原町2丁目, 原町3丁目

氷川町

弁天1丁目, 弁天2丁目, 弁天3丁目, 弁天4丁目, 弁天5丁目, 弁天6丁目

松江1丁目, 松江2丁目, 松江3丁目, 松江4丁目, 松江5丁目, 松江6丁目

松原1丁目, 松原2丁目, 松原3丁目, 松原4丁目, 松原5丁目

谷塚上町

谷塚町

谷塚仲町

柳島町

八幡町

吉町1丁目, 吉町2丁目, 吉町3丁目, 吉町4丁目, 吉町5丁目

両新田西町

両新田東町

埼玉県

川口市

領家1丁目, 領家2丁目, 領家3丁目, 領家4丁目, 領家5丁目

河原町

東領家1丁目, 東領家2丁目, 東領家3丁目, 東領家4丁目,
東領家5丁目

弥平1丁目, 弥平2丁目, 弥平3丁目, 弥平4丁目

元郷1丁目, 元郷2丁目, 元郷3丁目, 元郷4丁目, 元郷5丁目,
元郷6丁目

新井町

末広1丁目, 末広2丁目, 末広3丁目

舟戸町

金山町

朝日1丁目, 朝日2丁目, 朝日3丁目, 朝日4丁目, 朝日5丁目,
朝日6丁目

本町1丁目, 本町2丁目, 本町3丁目, 本町4丁目

川口1丁目, 川口2丁目, 川口3丁目, 川口4丁目, 川口5丁目,
川口6丁目

栄町1丁目, 栄町2丁目, 栄町3丁目

幸町1丁目, 幸町2丁目, 幸町3丁目

荒川町

飯原町

飯塚1丁目, 飯塚2丁目, 飯塚3丁目, 飯塚4丁目

原町

緑町

宮町

南町1丁目, 南町2丁目

仲町

西川口1丁目, 西川口2丁目, 西川口3丁目, 西川口4丁目,
西川口5丁目, 西川口6丁目

並木1丁目, 並木2丁目, 並木3丁目, 並木4丁目

並木元町

西青木1丁目, 西青木2丁目, 西青木3丁目, 西青木4丁目,
西青木5丁目

中青木1丁目, 中青木2丁目, 中青木3丁目, 中青木4丁目,
中青木5丁目

青木1丁目, 青木2丁目, 青木3丁目, 青木4丁目, 青木5丁目

上青木西1丁目, 上青木西2丁目, 上青木西3丁目,

上青木西4丁目, 上青木西5丁目

<p>埼玉県</p>	<p>上青木1丁目, 上青木2丁目, 上青木3丁目, 上青木4丁目, 上青木5丁目, 上青木6丁目 前上町 前川町2丁目, 前川町3丁目, 前川町4丁目 前川1丁目, 前川2丁目, 前川3丁目, 前川4丁目 南前川1丁目, 南前川2丁目 芝中田1丁目, 芝中田2丁目 芝1丁目, 芝2丁目, 芝3丁目, 芝4丁目, 芝5丁目 芝下1丁目, 芝下2丁目 芝新町 芝園町 芝樋ノ爪1丁目, 芝樋ノ爪2丁目 芝富士1丁目, 芝富士2丁目 大字小谷場 大字芝 芝塚原1丁目, 芝塚原2丁目 芝西1丁目, 芝西2丁目 大字伊刈 柳崎1丁目, 柳崎2丁目, 柳崎3丁目, 柳崎4丁目, 柳崎5丁目 柳根町 在家町 北園町 大字道合 大字神戸 大字安行領根岸(ただし, 川口市営根岸台高層住宅, 川口市営神根台中層住宅 およびライオンズマンション根岸台の簡易ガス事業の供給地点を除く。) 大字西新井宿 大字新井宿 大字赤山 大字東内野 大字東貝塚 大字差間のうち 見沼代用水東縁以東 差間1丁目, 差間2丁目, 差間3丁目 北原台1丁目, 北原台2丁目, 北原台3丁目</p>
------------	---

<p>埼 玉 県</p>	<p>東川口1丁目, 東川口2丁目, 東川口3丁目, 東川口4丁目, 東川口5丁目, 東川口6丁目 戸塚1丁目, 戸塚2丁目, 戸塚3丁目, 戸塚4丁目, 戸塚5丁目, 戸塚6丁目 戸塚東1丁目, 戸塚東2丁目, 戸塚東3丁目, 戸塚東4丁目 戸塚鉄町 戸塚境町 大字戸塚 大字安行藤八 安行出羽1丁目, 安行出羽2丁目, 安行出羽3丁目, 安行出羽4丁目, 安行出羽5丁目 大字安行吉蔵 大字長蔵新田 長蔵1丁目, 長蔵2丁目, 長蔵3丁目 大字久左衛門新田 大字藤兵衛新田 大字西立野 大字石神 大字源左衛門新田 大字行衛のうち J R武蔵野線以東 大字安行原 大字安行北谷 大字安行小山 大字安行慈林 大字安行吉岡 大字安行領家 大字大竹 大字前野宿 大字峯 大字新堀 大字榛松 大字蓮沼 本蓮1丁目, 本蓮2丁目, 本蓮3丁目, 本蓮4丁目 江戸袋1丁目, 江戸袋2丁目 大字木曾呂 赤井1丁目, 赤井2丁目, 赤井3丁目, 赤井4丁目 大字赤井 江戸1丁目, 江戸2丁目, 江戸3丁目 東本郷1丁目, 東本郷2丁目 大字東本郷</p>
--------------	--

<p>埼玉県</p>	<p>戸田市</p> <p>喜沢1丁目, 喜沢2丁目 喜沢南1丁目, 喜沢南2丁目 中町1丁目, 中町2丁目 下前1丁目, 下前2丁目 川岸1丁目, 川岸2丁目, 川岸3丁目 下戸田1丁目, 下戸田2丁目 上戸田1丁目, 上戸田2丁目, 上戸田3丁目, 上戸田4丁目, 上戸田5丁目 大字上戸田 本町1丁目, 本町2丁目, 本町3丁目, 本町4丁目, 本町5丁目 南町 新曽南1丁目, 新曽南2丁目, 新曽南3丁目, 新曽南4丁目 大字新曽 大字下笹目のうち 東京外郭環状道路以南かつ荒川左岸堤防以東 氷川町1丁目, 氷川町2丁目, 氷川町3丁目 戸田公園 大字美女木のうち 東京外郭環状道路以北かつ国道17号(新大宮バイパス)以東, 東京外郭環 状道路以南かつ荒川左岸堤防以東 美女木東1丁目のうち 市道5041号線以東 美女木1丁目, 美女木2丁目, 美女木4丁目, 美女木5丁目, 美女木6丁目, 美女木7丁目, 美女木8丁目 笹目1丁目, 笹目2丁目, 笹目3丁目, 笹目4丁目, 笹目5丁目, 笹目6丁目, 笹目7丁目, 笹目8丁目 笹目北町 笹目南町 早瀬1丁目, 早瀬2丁目 大字内谷のうち 東京外郭環状道路以南かつ荒川左岸堤防以東</p> <p>八潮市</p> <p>大字伊草 大字伊勢野 大字浮塚のうち 綾瀬川以南</p>
------------	---

埼 玉 県

大字大瀬
大字大曾根（ただし、綾瀬川以北かつ市道4142号線以東かつ県道平方東京線以南かつ市道4150号線以西を除く。）
大字大原
大字垢
大字上馬場
大字木曾根
大字小作田
大字新町
中央1丁目，中央2丁目，中央3丁目，中央4丁目
大字鶴ヶ曾根
大字中馬場
大字西袋
大字二丁目
大字八条
大字古新田
大字松之木
緑町1丁目，緑町2丁目，緑町3丁目，緑町4丁目，緑町5丁目
大字南後谷
大字南川崎
八潮1丁目，八潮2丁目，八潮3丁目，八潮4丁目，八潮5丁目，八潮6丁目，八潮7丁目，八潮8丁目
大字柳之宮

埼 玉 県	<p>三 郷 市</p> <p>東町</p> <p>泉</p> <p>市助</p> <p>岩野木</p> <p>采女新田</p> <p>采女1丁目</p> <p>大広戸</p> <p>上口</p> <p>上口1丁目, 上口2丁目, 上口3丁目</p> <p>上彦名</p> <p>上彦川戸</p> <p>駒形</p> <p>幸房</p> <p>栄1丁目, 栄2丁目, 栄3丁目, 栄4丁目</p> <p>笹塚</p> <p>さつき平1丁目, さつき平2丁目</p> <p>下彦川戸</p> <p>新和1丁目, 新和2丁目, 新和3丁目, 新和4丁目, 新和5丁目</p> <p>高洲1丁目, 高洲2丁目, 高洲3丁目, 高洲4丁目</p> <p>鷹野1丁目, 鷹野2丁目, 鷹野3丁目, 鷹野4丁目, 鷹野5丁目</p> <p>田中新田</p> <p>天神1丁目, 天神2丁目</p> <p>戸ヶ崎1丁目, 戸ヶ崎2丁目, 戸ヶ崎3丁目, 戸ヶ崎4丁目 (ただし, コスモ三郷パークステージの簡易ガス事業の供給 地点を除く。),</p> <p>戸ヶ崎5丁目</p> <p>大字戸ヶ崎</p> <p>仁蔵</p> <p>花和田</p> <p>半田</p> <p>番匠免1丁目, 番匠免2丁目, 番匠免3丁目</p> <p>番匠免</p> <p>彦江1丁目, 彦江2丁目, 彦江3丁目</p> <p>彦江</p> <p>彦川戸1丁目, 彦川戸2丁目</p>
-------	--

<p>埼 玉 県</p>	<p>彦倉 1 丁目, 彦倉 2 丁目 彦倉 彦沢 1 丁目, 彦沢 2 丁目, 彦沢 3 丁目 彦沢 彦成 1 丁目, 彦成 2 丁目, 彦成 3 丁目, 彦成 4 丁目, 彦成 5 丁目 彦野 1 丁目, 彦野 2 丁目 彦野 三郷 1 丁目, 三郷 2 丁目, 三郷 3 丁目 南蓮沼 茂田井 谷口 谷中 寄巻 (ただし, 三郷団地の簡易ガス供給地点を除く。) 早稲田 1 丁目, 早稲田 2 丁目, 早稲田 3 丁目, 早稲田 4 丁目, 早稲田 5 丁目, 早稲田 6 丁目, 早稲田 7 丁目, 早稲田 8 丁目</p> <p>和 光 市</p> <p>新 座 市</p> <p>あたご 1 丁目, あたご 2 丁目, あたご 3 丁目 池田 1 丁目, 池田 2 丁目, 池田 3 丁目, 池田 4 丁目, 池田 5 丁目 石神 1 丁目, 石神 2 丁目, 石神 3 丁目, 石神 4 丁目, 石神 5 丁目 大和田 1 丁目, 大和田 2 丁目, 大和田 3 丁目, 大和田 4 丁目, 大和田 5 丁目 片山 1 丁目, 片山 2 丁目, 片山 3 丁目 北野 1 丁目, 北野 2 丁目, 北野 3 丁目 栗原 1 丁目, 栗原 2 丁目, 栗原 3 丁目, 栗原 4 丁目, 栗原 5 丁目, 栗原 6 丁目 栄 1 丁目, 栄 2 丁目, 栄 3 丁目, 栄 4 丁目, 栄 5 丁目 新堀 1 丁目, 新堀 2 丁目, 新堀 3 丁目 菅沢 1 丁目, 菅沢 2 丁目 道場 1 丁目, 道場 2 丁目 東北 1 丁目, 東北 2 丁目 (ただし, 東武東上線以北を除く。) 新座 1 丁目, 新座 2 丁目, 新座 3 丁目 新塚 西堀 1 丁目, 西堀 2 丁目, 西堀 3 丁目 野寺 1 丁目, 野寺 2 丁目, 野寺 3 丁目, 野寺 4 丁目, 野寺 5 丁目</p>
--------------	--

<p>埼 玉 県</p>	<p>野火止 1 丁目，野火止 2 丁目，野火止 3 丁目，野火止 4 丁目， 野火止 5 丁目，野火止 6 丁目，野火止 7 丁目，野火止 8 丁目 畑中 1 丁目 畑中 2 丁目のうち 黒目川以西 1 6 番地 畑中 3 丁目のうち 黒目川以西 馬場 1 丁目，馬場 2 丁目，馬場 3 丁目，馬場 4 丁目 東 1 丁目，東 2 丁目，東 3 丁目 堀ノ内 1 丁目，堀ノ内 2 丁目，堀ノ内 3 丁目 本多 1 丁目，本多 2 丁目</p> <p>所 沢 市</p> <p>大字荒幡のうち 字東向大谷 大字上安松のうち 字嶋台（柳瀬川以南），字長淵（西武鉄道池袋線以西）， 字前屋敷（柳瀬川以南），字道下， 字道上（西武鉄道池袋線以南）， 字清水久保（西武鉄道池袋線以南） 大字北秋津のうち 柳瀬川以南 大字久米のうち 字大下，字北大谷，字竹ノ花，字築地，字原田，字仏眼寺， 字八幡越（2 3 7 1 番地の 4），字本村通（2 8 8 5 番地） 大字下安松のうち 字下川原（柳瀬川より南） 大字本郷のうち 柳瀬川以南 松が丘 1 丁目，松が丘 2 丁目</p>
--------------	--

埼 玉 県	<p>北足立郡伊奈町</p> <p>大字大針</p> <p>大字小室のうち 主要地方道さいたま栗橋線以西</p> <p>大字羽貫のうち J R 上越新幹線以南かつ主要地方道上尾・久喜線以東 本町 1 丁目, 本町 2 丁目, 本町 3 丁目</p> <p>蓮 田 市</p> <p>山ノ内</p> <p>大字閨戸のうち 見沼代用水以東</p> <p>大字貝塚のうち 大字閨戸に囲まれた地域</p> <p>大字蓮田のうち 市道 3237 号線以南かつ県道東門前・蓮田線以東, 市道 3239 号線以南かつ市道 3241 号線以西, 主要地方道さいたま栗橋線以西</p> <p>大字馬込のうち 市道 3239 号線以南かつ市道 3241 号線以西かつ市道 3238 号線以北, 県道東門前・蓮田線より西かつ幹線市道 53 号以南かつ J R 東北本線以東, 県道東門前・蓮田線以東かつ市道 984 号以南 大字黒浜 (ただし、J R 宇都宮線より東かつ幹線 31 号線より北かつ市道 1458 号線以北を除く。)</p> <p>大字井沼 御前橋 1 丁目, 御前橋 2 丁目 上 1 丁目 大字笹山 末広 1 丁目, 末広 2 丁目 関山 1 丁目, 関山 2 丁目 本町 (J R 宇都宮線以西) 見沼町</p> <p>鳩ヶ谷市</p> <p>南 3 丁目のうち 市道 654 号線以南</p> <p>南 4 丁目, 南 5 丁目のうち 市道 723 号線以西</p>
-------	--

<p>埼 玉 県</p>	<p>朝 霞 市 大字岡のうち 国道 254 号線以南(ただし、朝霞駐屯地西側管理道路以西かつ厚生労働省労働研修所南側管理道路以北を除く。) 大字溝沼のうち 厚生労働省労働研修所南側管理道路以南</p> <p>南埼玉郡白岡町 大字小久喜のうち 町道 201 号線と町道 6024 号線と町道 6210 号線と町道 102 号線と町道 6205 号線とに囲まれた地域, J R 東北本線以西 大字篠津のうち 星川以西 大字下大崎のうち 国道 122 号線以東</p> <p>南埼玉郡菖蒲町 昭和沼</p> <p>久 喜 市 河原井町 大字江面のうち 市道 17 号線以東かつ備前前堀川以南かつ市道 3017 号線以西及び市道 3022 号線以南かつ市道 3021 号線以西 大字北中曽根のうち 備前堀八ヶ村落以東かつ備前堀川以北かつ市道 225 号線以南 及び市道 1032 号線以西かつ五ヶ村落以南</p>
--------------	---

埼玉県

熊谷市

赤城町1丁目, 赤城町2丁目, 赤城町3丁目
曙町1丁目, 曙町2丁目, 曙町3丁目, 曙町4丁目, 曙町5丁目
石原1丁目, 石原2丁目, 石原3丁目
大字石原
伊勢町
榎町
円光1丁目, 円光2丁目
大字太井のうち
 字地田, 字稲荷塚
大原1丁目, 大原2丁目, 大原3丁目, 大原4丁目
柿沼
鎌倉町
大字上川上
大字上中条のうち
 県道弥藤吾行田線以西かつ市道30048号線以南
大字上之のうち
 国道17号熊谷バイパス以南(ただし, 字大天魄, 字荒神,
 字下宿, 字前田, 字宮前, 字比留田, 字東覚を除く。)
河原町1丁目, 河原町2丁目
銀座1丁目, 銀座2丁目, 銀座3丁目, 銀座4丁目, 銀座5丁目,
銀座6丁目
久下1丁目, 久下2丁目, 久下4丁目
大字久下
大字久保島のうち
 JR高崎線以北
肥塚1丁目, 肥塚2丁目, 肥塚3丁目
大字肥塚
桜町1丁目, 桜町2丁目
桜木町1丁目, 桜木町2丁目
大字佐谷田のうち
 字飯塚, 字八町, 字帰帆
大字拾六間
末広1丁目, 末広2丁目, 末広3丁目, 末広4丁目
瀬南のうち
 市道70270号線以東
大字代

<p>埼玉県</p>	<p>高柳 玉井 1 丁目, 玉井 2 丁目, 玉井 3 丁目, 玉井 4 丁目, 玉井 5 丁目 玉井南 1 丁目 大字玉井のうち 字五反畑, 字稻荷木上 中央 1 丁目, 中央 2 丁目, 中央 3 丁目, 中央 4 丁目, 中央 5 丁目 月見町 1 丁目, 月見町 2 丁目 筑波 1 丁目, 筑波 2 丁目, 筑波 3 丁目 大字戸出のうち 字道北, 字高戸 問屋町 1 丁目, 問屋町 2 丁目, 問屋町 3 丁目, 問屋町 4 丁目 中西 1 丁目, 中西 2 丁目, 中西 3 丁目, 中西 4 丁目 仲町 新島 大字新堀 大字新堀新田 大字西別府のうち 国道 1 7 号深谷バイパス以南 箱田 1 丁目, 箱田 2 丁目, 箱田 3 丁目, 箱田 4 丁目, 箱田 5 丁目, 箱田 6 丁目, 箱田 7 丁目 大字箱田 原島 大字広瀬のうち 国道 1 4 0 号以南かつ県道武蔵丘陵森林公園線以東かつ市道 70270 号線 以東かつ荒川左岸堤防以北 大字平戸 別府 1 丁目, 別府 2 丁目, 別府 3 丁目, 別府 4 丁目, 別府 5 丁目 大字東別府 星川 1 丁目, 星川 2 丁目 本町 1 丁目, 本町 2 丁目 本石 1 丁目, 本石 2 丁目 万吉 万平町 1 丁目, 万平町 2 丁目 大字御稜威ヶ原 大字三ヶ尻 美土里町 1 丁目, 美土里町 2 丁目, 美土里町 3 丁目 見晴町 宮町 1 丁目, 宮町 2 丁目 宮前町 1 丁目, 宮前町 2 丁目 宮本町 村岡 弥生 1 丁目, 弥生 2 丁目</p>
------------	---

埼 玉 県	<p>行 田 市</p> <p>旭町</p> <p>壺里山町</p> <p>忍 1 丁目, 忍 2 丁目</p> <p>大字忍</p> <p>押上町</p> <p>大字小見</p> <p>門井町 1 丁目, 門井町 2 丁目, 門井町 3 丁目</p> <p>行田</p> <p>駒形 1 丁目, 駒形 2 丁目</p> <p>清水町</p> <p>栄町</p> <p>桜町 1 丁目, 桜町 2 丁目, 桜町 3 丁目</p> <p>佐間 1 丁目, 佐間 2 丁目, 佐間 3 丁目</p> <p>大字佐間のうち</p> <p> 字野合, 字諏訪山</p> <p>大字下忍のうち</p> <p> 国道 17 号熊谷バイパス以北</p> <p>城西 1 丁目, 城西 2 丁目, 城西 3 丁目, 城西 4 丁目, 城西 5 丁目</p> <p>城南</p> <p>水城公園</p> <p>棚田町 1 丁目, 棚田町 2 丁目, 棚田町 3 丁目</p> <p>中央</p> <p>天満</p> <p>長野 1 丁目, 長野 2 丁目, 長野 3 丁目</p> <p>大字長野のうち</p> <p> 字八ツ島, 字天沼, 字馬場裏, 字長久寺前, 字神明, 字吾妻,</p> <p> 字小見街道, 字白川戸前</p> <p>西新町</p> <p>大字野のうち</p> <p> 国道 17 号熊谷バイパス以西, JR 上越・長野新幹線以南かつ</p> <p> 国道 17 号熊谷バイパス以東</p> <p>深水町</p> <p>富士見町 1 丁目, 富士見町 2 丁目</p> <p>藤原町 1 丁目</p> <p>本丸</p> <p>大字前谷のうち</p> <p> 市道 3-514 号線以東</p> <p>緑町</p> <p>宮本</p> <p>向町</p>
-------	--

<p>埼玉県</p>	<p>持田1丁目, 持田2丁目, 持田3丁目, 持田4丁目, 持田5丁目 大字持田 谷郷1丁目, 谷郷2丁目, 谷郷3丁目 大字谷郷 矢場1丁目, 矢場2丁目 大字若小玉</p> <p>鴻巣市 榎戸1丁目, 榎戸2丁目 榎戸 大芦のうち 字氷川, 字新田 鎌塚1丁目, 鎌塚2丁目, 鎌塚3丁目, 鎌塚4丁目, 鎌塚5丁目 鎌塚 北新宿 下忍 新宿1丁目, 新宿2丁目 筑波1丁目, 筑波2丁目 荊原 吹上 吹上富士見1丁目, 吹上富士見2丁目, 吹上富士見3丁目, 吹上富士見4丁目 前砂 吹上本町1丁目, 吹上本町2丁目, 吹上本町3丁目, 吹上本町4丁目, 吹上本町5丁目 南1丁目, 南2丁目 赤見台1丁目, 赤見台2丁目, 赤見台3丁目, 赤見台4丁目 稻荷町 中井のうち 国道17号以南 三ツ木のうち 国道17号以南かつ元荒川以南 箕田のうち JR高崎線以北かつ市道G-304号線以西かつ国道17号線以南および 国道17号線以北かつ市道G-297号線以西かつ市道G-298号線以 西かつ大幹線排水路以南, 武蔵水路以西 字宮地, JR高崎線以北かつ市道G-245号線以東, 国道17号以北かつ市道G-301号線以東, JR高崎線より南かつ武蔵水路より東</p> <p>明用 八幡田のうち 市道G-281号線以西かつ市道G-299号線以西 市道A-2033号線以南かつ市道A-2001号線以東かつ国道17号以北, 国道17号以南かつ市道G-241号線以東</p> <p>袋 宮前 加美1丁目, 加美2丁目, 加美3丁目 雷電1丁目, 雷電2丁目</p>
------------	--

本宮町
栄町
富士見町
宮地 1 丁目, 宮地 2 丁目, 宮地 3 丁目, 宮地 4 丁目, 宮地 5 丁目
神明 1 丁目, 神明 2 丁目, 神明 3 丁目
本町 1 丁目, 本町 2 丁目, 本町 3 丁目, 本町 4 丁目, 本町 5 丁目,
本町 6 丁目, 本町 7 丁目, 本町 8 丁目
東 1 丁目, 東 2 丁目, 東 3 丁目, 東 4 丁目
天神 1 丁目, 天神 2 丁目, 天神 3 丁目, 天神 4 丁目, 天神 5 丁目
人形 1 丁目, 人形 2 丁目, 人形 3 丁目, 人形 4 丁目
逆川 1 丁目, 逆川 2 丁目
中央
生出塚 1 丁目, 生出塚 2 丁目
ひばり野 1 丁目, ひばり 2 丁目
上生出塚
下生出塚
鴻巣のうち
新谷田用水以南および市道 A-1022 号線以南かつ市道 A-1023 号線以南
大間
大間 1 丁目, 大間 2 丁目, 大間 3 丁目, 大間 4 丁目
堤町
幸町
登戸
緑町
滝馬室
原馬室のうち
主要地方道さいたま・鴻巣線以西かつ市道 D-3 3 線以東かつ市道 D-3
6 線以東
氷川町
松原 1 丁目, 松原 2 丁目
小松 1 丁目のうち
市道 B-1 1 号線以北

埼 玉 県

深 谷 市

大字上野台のうち

字松原1450番地5, 6, 7, 25号

字栗林(市道幹2号線以南),

字割塚(市道幹2号線以南かつ市道I-125号線以東)

大字折之口のうち

字稜威ヶ原

大字東方のうち

字籠原

字下原3724番地4号, 3725番地3, 5号,

3777番地1, 2, 3, 4号

羽 生 市

大沼2丁目

小松台1丁目

東2丁目, 東5丁目, 東9丁目

大字藤井上組

<p>神奈川県</p>	<p>横浜市</p> <p>川崎市 川崎区</p> <p>幸区</p> <p>中原区</p> <p>高津区</p> <p>多摩区</p> <p>宮前区 ただし、 南平台のうち 709 番地 7, 9, 723 番地 20, 724 番地 10, 12, 16, 17, 18, 市道向ヶ丘 43 号線と市道向ヶ丘 134 号線と市道菅生 677 号線と市道向 ヶ丘 34 号線と市道宮前 7 号線に囲まれた地域 初山 2 丁目のうち 市道向ヶ丘 41 号線と市道向ヶ丘 42 号線と市道向ヶ丘 43 号線と市道向 ヶ丘 50 号線に囲まれた地域, 市道向ヶ丘 50 号線以南かつ市道向ヶ丘 46 号線以东かつ市道向ヶ丘 48 号線以西, 市道向ヶ丘 48 号線以东 を除く。</p> <p>麻生区</p>
-------------	--

<p>神奈川県</p>	<p>横須賀市 秋谷のうち 市道 4467 号線以東かつ市道 4397 号線以東かつ市道 4392 号線以北かつ市道 4475 号線以北 阿部倉 栗田 1 丁目, 栗田 2 丁目 安針台 池上 1 丁目, 池上 2 丁目, 池上 3 丁目, 池上 4 丁目, 池上 5 丁目, 池上 6 丁目, 池上 7 丁目 池田町 1 丁目, 池田町 2 丁目, 池田町 3 丁目, 池田町 4 丁目, 池田町 5 丁目, 池田町 6 丁目 稲岡町 不入斗町 1 丁目, 不入斗町 2 丁目, 不入斗町 3 丁目, 不入斗町 4 丁目 岩戸 1 丁目, 岩戸 2 丁目, 岩戸 3 丁目, 岩戸 4 丁目, 岩戸 5 丁目 内川 1 丁目, 内川 2 丁目 内川新田 浦賀丘 1 丁目, 浦賀丘 2 丁目, 浦賀丘 3 丁目 浦賀 1 丁目, 浦賀 2 丁目, 浦賀 3 丁目, 浦賀 4 丁目, 浦賀 5 丁目, 浦賀 6 丁目, 浦賀 7 丁目 浦上台 1 丁目, 浦上台 2 丁目, 浦上台 3 丁目, 浦上台 4 丁目 浦郷町 1 丁目, 浦郷町 2 丁目, 浦郷町 3 丁目, 浦郷町 4 丁目, 浦郷町 5 丁目 上町 1 丁目, 上町 2 丁目, 上町 3 丁目, 上町 4 丁目 大滝町 1 丁目, 大滝町 2 丁目 太田和 2 丁目, 太田和 4 丁目のうち 市道 3595 号線以南かつ市道 5994 号線以北 太田和 5 丁目 大津町 1 丁目, 大津町 2 丁目, 大津町 3 丁目, 大津町 4 丁目, 大津町 5 丁目 大矢部 1 丁目, 大矢部 2 丁目, 大矢部 3 丁目, 大矢部 4 丁目, 大矢部 5 丁目, 大矢部 6 丁目 小川町 追浜町 1 丁目, 追浜町 2 丁目, 追浜町 3 丁目 追浜東町 1 丁目, 追浜東町 2 丁目, 追浜東町 3 丁目 追浜本町 1 丁目, 追浜本町 2 丁目 追浜南町 1 丁目, 追浜南町 2 丁目, 追浜南町 3 丁目 小原台 金谷 1 丁目, 金谷 2 丁目, 金谷 3 丁目</p>
-------------	--

神奈川県

鴨居 1 丁目, 鴨居 2 丁目, 鴨居 3 丁目, 鴨居 4 丁目
衣笠栄町 1 丁目, 衣笠栄町 2 丁目, 衣笠栄町 3 丁目,
衣笠栄町 4 丁目
衣笠町
公郷町 1 丁目, 公郷町 2 丁目, 公郷町 3 丁目, 公郷町 4 丁目,
公郷町 5 丁目, 公郷町 6 丁目
楠ヶ浦町
久比里 1 丁目, 久比里 2 丁目
久村
グリーンハイツ
久里浜 1 丁目, 久里浜 2 丁目, 久里浜 3 丁目, 久里浜 4 丁目,
久里浜 5 丁目, 久里浜 6 丁目, 久里浜 7 丁目, 久里浜 8 丁目,
久里浜 9 丁目
久里浜台 1 丁目, 久里浜台 2 丁目
光風台
子安のうち
 1 番地～10 番地
小矢部 1 丁目, 小矢部 2 丁目, 小矢部 3 丁目, 小矢部 4 丁目
坂本町 1 丁目, 坂本町 2 丁目, 坂本町 3 丁目, 坂本町 4 丁目,
坂本町 5 丁目, 坂本町 6 丁目
桜が丘 1 丁目, 桜が丘 2 丁目
佐野町 1 丁目, 佐野町 2 丁目, 佐野町 3 丁目, 佐野町 4 丁目,
佐野町 5 丁目, 佐野町 6 丁目
佐原 1 丁目, 佐原 2 丁目, 佐原 3 丁目, 佐原 4 丁目, 佐原 5 丁目
汐入町 1 丁目, 汐入町 2 丁目, 汐入町 3 丁目, 汐入町 4 丁目,
汐入町 5 丁目
汐見台 1 丁目, 汐見台 2 丁目, 汐見台 3 丁目
湘南国際村 1 丁目, 湘南国際村 2 丁目, 湘南国際村 3 丁目
湘南鷹取 1 丁目, 湘南鷹取 2 丁目, 湘南鷹取 3 丁目,
湘南鷹取 4 丁目, 湘南鷹取 5 丁目, 湘南鷹取 6 丁目
新港町
神明町
田浦町 1 丁目, 田浦町 2 丁目, 田浦町 3 丁目, 田浦町 4 丁目,
田浦町 5 丁目, 田浦町 6 丁目
田浦港町
鷹取 1 丁目, 鷹取 2 丁目
武 1 丁目, 武 2 丁目, 武 3 丁目, 武 4 丁目, 武 5 丁目
田戸台
津久井 1 丁目
津久井 2 丁目 (ただし, 18 番地～20 番地を除く。)

神奈川県

津久井 3 丁目のうち
市道 3072 号線以東かつ市道 3132 号線以東
津久井 5 丁目のうち
1 番地, 2 番地
鶴が丘 1 丁目, 鶴が丘 2 丁目
泊町
長浦町 1 丁目, 長浦町 2 丁目, 長浦町 3 丁目, 長浦町 4 丁目,
長浦町 5 丁目
長坂 1 丁目, 長坂 2 丁目
長沢 1 丁目, 長沢 2 丁目, 長沢 3 丁目, 長沢 4 丁目, 長沢 6 丁目
長瀬 1 丁目, 長瀬 2 丁目, 長瀬 3 丁目
夏島町
西浦賀 1 丁目, 西浦賀 2 丁目, 西浦賀 3 丁目, 西浦賀 4 丁目,
西浦賀 5 丁目, 西浦賀 6 丁目
西逸見町 1 丁目, 西逸見町 2 丁目, 西逸見町 3 丁目
根岸町 1 丁目, 根岸町 2 丁目, 根岸町 3 丁目, 根岸町 4 丁目,
根岸町 5 丁目
野比 1 丁目, 野比 2 丁目, 野比 3 丁目, 野比 4 丁目, 野比 5 丁目
ハイランド 1 丁目, ハイランド 2 丁目, ハイランド 3 丁目,
ハイランド 4 丁目, ハイランド 5 丁目
箱崎町
走水 1 丁目, 走水 2 丁目
浜見台 1 丁目, 浜見台 2 丁目
林 1 丁目, 林 2 丁目
東浦賀 1 丁目, 東浦賀 2 丁目
東逸見町 1 丁目, 東逸見町 2 丁目, 東逸見町 3 丁目,
東逸見町 4 丁目
光の丘
日の出町 1 丁目, 日の出町 2 丁目, 日の出町 3 丁目
平作 1 丁目, 平作 2 丁目, 平作 3 丁目, 平作 4 丁目,
平作 5 丁目, 平作 6 丁目, 平作 7 丁目, 平作 8 丁目
深田台
富士見町 1 丁目, 富士見町 2 丁目, 富士見町 3 丁目
二葉 1 丁目, 二葉 2 丁目
舟倉 1 丁目, 舟倉 2 丁目
船越町 1 丁目, 船越町 2 丁目, 船越町 3 丁目, 船越町 4 丁目,
船越町 5 丁目, 船越町 6 丁目, 船越町 7 丁目, 船越町 8 丁目
平成町 1 丁目, 平成町 2 丁目, 平成町 3 丁目
平和台

<p>神奈川県</p>	<p>逸見が丘 望洋台 本町1丁目, 本町2丁目, 本町3丁目 馬堀海岸1丁目, 馬堀海岸2丁目, 馬堀海岸3丁目, 馬堀海岸4丁目 馬堀町1丁目, 馬堀町2丁目, 馬堀町3丁目, 馬堀町4丁目 緑が丘 港が丘1丁目, 港が丘2丁目 南浦賀 三春町1丁目, 三春町2丁目, 三春町3丁目, 三春町4丁目, 三春町5丁目, 三春町6丁目 森崎1丁目, 森崎2丁目, 森崎3丁目, 森崎4丁目, 森崎5丁目, 森崎6丁目 安浦町1丁目, 安浦町2丁目, 安浦町3丁目 山科台 吉井1丁目, 吉井2丁目, 吉井3丁目, 吉井4丁目 吉倉町1丁目, 吉倉町2丁目 米が浜通1丁目, 米が浜通2丁目 若松町1丁目, 若松町2丁目, 若松町3丁目 若宮台</p>
-------------	--

<p>神奈川県</p>	<p>平塚市</p> <p>明石町</p> <p>天沼</p> <p>出縄</p> <p>榎木町</p> <p>老松町</p> <p>追分</p> <p>大神のうち</p> <p> J R 東海道新幹線以南</p> <p>大原</p> <p>片岡</p> <p>上吉沢</p> <p>上平塚</p> <p>河内</p> <p>北金目のうち</p> <p> 字北久保, 字北ノ前, 字五反田, 字松場</p> <p>北金目1丁目</p> <p>北金目2丁目 (ただし, 33番地・34番地を除く。)</p> <p>北金目3丁目</p> <p>公所</p> <p>久領堤</p> <p>黒部丘</p> <p>御殿1丁目, 御殿2丁目, 御殿3丁目, 御殿4丁目</p> <p>幸町</p> <p>桜ヶ丘</p> <p>真田のうち</p> <p> 字寺尾前、字宮ノ前</p> <p>真田1丁目 (ただし, 大根川より北, 旧大字真田字鬼城および字折元を除く。)</p> <p>真田2丁目</p> <p>真田3丁目 (ただし, 大根川より北を除く。)</p> <p>真田4丁目のうち</p> <p> 旧大字真田字車橋、字塚田、字柳田、字谷津、字原、字石塚</p> <p>四之宮</p> <p>四之宮1丁目, 四之宮2丁目, 四之宮3丁目, 四之宮4丁目, 四之宮5丁目, 四之宮6丁目, 四之宮7丁目</p> <p>下島</p> <p>新町</p> <p>須賀</p>
-------------	--

神奈川県

藁平
諏訪町
浅間町
千石河岸
千須谷のうち
字水タリ，字東ノ谷津，字山崎，字宮ノ山，字宮ノ腰
袖ヶ浜
代官町
高根
高浜台
高村
宝町
立野町
田村
田村1丁目，田村2丁目，田村3丁目，田村4丁目，田村5丁目，田村6丁目，田村7丁目，田村8丁目，田村9丁目
達上ヶ丘
土屋のうち
字堀切，字八反田脇，字八坂下，字見越，字秦ノ前，
字北堀切，字西ノ谷，字向坂，字上稲荷谷，字風越，
字下水上
堤町
唐ヶ原
徳延
豊田打間木のうち
農道豊田打間木2号線以南
豊原町
中里
中堂
長瀬
中原1丁目，中原2丁目，中原3丁目
撫子原
虹ヶ浜
錦町
西真土1丁目，西真土2丁目，西真土3丁目，西真土4丁目
西八幡1丁目，西八幡2丁目，西八幡3丁目，西八幡4丁目
根坂間
花水台
馬入
馬入本町
東真土1丁目，東真土2丁目，東真土3丁目，東真土4丁目

神奈川県

東豊田のうち

字道下, 字川合, 字散田

東中原 1 丁目, 東中原 2 丁目

東八幡 1 丁目, 東八幡 2 丁目, 東八幡 3 丁目, 東八幡 4 丁目,
東八幡 5 丁目

日向岡 1 丁目, 日向岡 2 丁目

平塚 1 丁目, 平塚 2 丁目, 平塚 3 丁目, 平塚 4 丁目, 平塚 5 丁目

富士見町

札幌町

紅谷町

松風町

纏

万田のうち

市道万田 20 号線以北かつ市道万田 18 号線以西

見附町

南金目のうち

字榎戸原, 字下榎戸原

南原 1 丁目, 南原 2 丁目, 南原 3 丁目, 南原 4 丁目

宮の前

宮松町

めぐみが丘 1 丁目, めぐみが丘 2 丁目

桃浜町

八重咲町

八千代町

山下

八幡

夕陽ヶ丘

横内

龍城ヶ丘

神奈川県

鎌倉市

藤沢市

ただし、
瀬郷
宮原
を除く。

神奈川県

茅ヶ崎市

ただし、

下寺尾のうち

字東方(市道7560号線以北、市道7560号線より南かつ市道7359号線以西)、

字西方(市道7281号線以北かつ市道0111号線以北)、

字北方(市道7298号線以北かつ市道7308号線以東かつ市道7309号線以北かつ市道7375号線以北)、

字南方

堤のうち

字天神原、字大洞谷、字山田谷、字仲谷、字諏訪谷、字神明谷、

字杉山原、字南谷、字十二天、字東原

行谷のうち

字長久保(市道8142号線以北)、字広町

を除く。

逗子市

神奈川県

相模原市

緑区

相原 1 丁目, 相原 2 丁目, 相原 3 丁目, 相原 4 丁目,
相原 5 丁目, 相原 6 丁目

大島

大山町

上九沢

川尻のうち

国道 4 1 3 号線より南かつ国道 1 6 号線より西

久保沢 1 丁目, 久保沢 2 丁目

下九沢

田名

西橋本 1 丁目, 西橋本 2 丁目, 西橋本 3 丁目, 西橋本 4 丁目,
西橋本 5 丁目

二本松 1 丁目, 二本松 2 丁目, 二本松 3 丁目, 二本松 4 丁目

橋本 1 丁目, 橋本 2 丁目, 橋本 3 丁目, 橋本 4 丁目,

橋本 5 丁目, 橋本 6 丁目, 橋本 7 丁目, 橋本 8 丁目

橋本台 1 丁目, 橋本台 2 丁目, 橋本台 3 丁目, 橋本台 4 丁目

原宿 1 丁目, 原宿 2 丁目, 原宿 3 丁目, 原宿 4 丁目,

原宿 5 丁目

原宿南 1 丁目, 原宿南 2 丁目, 原宿南 3 丁目

東橋本 1 丁目, 東橋本 2 丁目, 東橋本 3 丁目, 東橋本 4 丁目

町屋 1 丁目, 町屋 2 丁目, 町屋 3 丁目, 町屋 4 丁目

向原 1 丁目, 向原 2 丁目, 向原 3 丁目

元橋本町

中央区

相生 1 丁目, 相生 2 丁目, 相生 3 丁目, 相生 4 丁目

青葉 1 丁目, 青葉 2 丁目,

青葉 3 丁目のうち

市道当麻 10 号線以西かつ市道当麻 11 号線以北,

市道当麻 11 号線より南かつ市道当麻 23 号線以西

大野台 3 丁目

小山

小山 1 丁目, 小山 2 丁目, 小山 3 丁目, 小山 4 丁目

鹿沼台 1 丁目, 鹿沼台 2 丁目

上溝

上溝 1 丁目, 上溝 2 丁目, 上溝 3 丁目, 上溝 4 丁目,

上溝 5 丁目, 上溝 6 丁目, 上溝 7 丁目

上矢部

神奈川県

上矢部 1 丁目, 上矢部 2 丁目, 上矢部 3 丁目, 上矢部 4 丁目,
上矢部 5 丁目
共和 1 丁目, 共和 2 丁目, 共和 3 丁目, 共和 4 丁目
向陽町
小町通 1 丁目, 小町通 2 丁目
相模原 1 丁目, 相模原 2 丁目, 相模原 3 丁目, 相模原 4 丁目,
相模原 5 丁目, 相模原 6 丁目, 相模原 7 丁目, 相模原 8 丁目
下九沢
すすきの町
清新 1 丁目, 清新 2 丁目, 清新 3 丁目, 清新 4 丁目,
清新 5 丁目, 清新 6 丁目, 清新 7 丁目, 清新 8 丁目
高根 1 丁目, 高根 2 丁目, 高根 3 丁目
田名
中央 1 丁目, 中央 2 丁目, 中央 3 丁目, 中央 4 丁目,
中央 5 丁目, 中央 6 丁目
千代田 1 丁目, 千代田 2 丁目, 千代田 3 丁目, 千代田 4 丁目,
千代田 5 丁目, 千代田 6 丁目, 千代田 7 丁目
並木 1 丁目, 並木 2 丁目, 並木 3 丁目, 並木 4 丁目
東淵野辺 1 丁目, 東淵野辺 2 丁目, 東淵野辺 3 丁目,
東淵野辺 4 丁目, 東淵野辺 5 丁目
光が丘 1 丁目, 光が丘 2 丁目, 光が丘 3 丁目
氷川町
富士見 1 丁目, 富士見 2 丁目, 富士見 3 丁目, 富士見 4 丁目,
富士見 5 丁目, 富士見 6 丁目
淵野辺 1 丁目, 淵野辺 2 丁目, 淵野辺 3 丁目, 淵野辺 4 丁目,
淵野辺 5 丁目
淵野辺本町 1 丁目, 淵野辺本町 2 丁目, 淵野辺本町 3 丁目,
淵野辺本町 4 丁目, 淵野辺本町 5 丁目
星が丘 1 丁目, 星が丘 2 丁目, 星が丘 3 丁目, 星が丘 4 丁目
松が丘 1 丁目
緑が丘 1 丁目, 緑が丘 2 丁目
南橋本 1 丁目, 南橋本 2 丁目, 南橋本 3 丁目, 南橋本 4 丁目
宮下 1 丁目, 宮下 2 丁目, 宮下 3 丁目
宮下本町 1 丁目, 宮下本町 2 丁目, 宮下本町 3 丁目
弥栄 1 丁目, 弥栄 2 丁目, 弥栄 3 丁目
矢部 1 丁目, 矢部 2 丁目, 矢部 3 丁目, 矢部 4 丁目
矢部新町
矢部新田
陽光台 1 丁目, 陽光台 2 丁目, 陽光台 3 丁目, 陽光台 4 丁目,
陽光台 5 丁目, 陽光台 6 丁目,
陽光台 7 丁目のうち
1 番地～9 番地

神奈川県

横山 1 丁目, 横山 2 丁目, 横山 3 丁目, 横山 4 丁目,
横山 5 丁目, 横山 6 丁目
横山台 1 丁目, 横山台 2 丁目
由野台 1 丁目, 由野台 2 丁目, 由野台 3 丁目

南区

旭町

麻溝台

麻溝台 1 丁目, 麻溝台 2 丁目,
麻溝台 3 丁目のうち

市道当麻 15 号線以西

麻溝台 4 丁目のうち

市道当麻 15 号線以西

麻溝台 5 丁目, 麻溝台 6 丁目, 麻溝台 7 丁目, 麻溝台 8 丁目

新磯野

新磯野 1 丁目, 新磯野 2 丁目, 新磯野 3 丁目, 新磯野 4 丁目,
新磯野 5 丁目

鶉野森 1 丁目, 鶉野森 2 丁目, 鶉野森 3 丁目

大野台 1 丁目, 大野台 2 丁目,

大野台 3 丁目のうち

市道大沼 2 3 1 号線以東,

旧当麻であった地域,

旧下溝字三ノ原であった地域

大野台 4 丁目のうち

市道大沼 2 3 1 号線以東,

旧当麻であった地域,

旧下溝字三ノ原であった地域,

旧麻溝台であった地域

大野台 5 丁目, 大野台 6 丁目, 大野台 7 丁目, 大野台 8 丁目

上鶴間

上鶴間 1 丁目, 上鶴間 2 丁目, 上鶴間 3 丁目, 上鶴間 4 丁目,

上鶴間 5 丁目, 上鶴間 6 丁目, 上鶴間 7 丁目, 上鶴間 8 丁目

上鶴間本町 1 丁目, 上鶴間本町 2 丁目, 上鶴間本町 3 丁目,

上鶴間本町 4 丁目, 上鶴間本町 5 丁目, 上鶴間本町 6 丁目,

上鶴間本町 7 丁目, 上鶴間本町 8 丁目,

上鶴間本町 9 丁目 (ただし, 市道上鶴間 237 号線より西かつ市道上鶴間

248 号線以北かつ市道上鶴間 239 号線より南かつ市道上鶴間 370 号線以

東, 市道上鶴間 237 号線以西かつ市道上鶴間 248 号線より南かつ市道上

鶴間 370 号線以東, 市道上鶴間 237 号線より西かつ市道上鶴間 238 号線

以南かつ市道上鶴間 694 号線以東かつ市道上鶴間 644 号線以北, 市道上

鶴間 237 号線より西かつ市道上鶴間 644 号線より南かつ市道上鶴間 698

号線以東かつ市道上鶴間 239 号線以北, 7 番 1~6, 9 番 1~6, 30 番 1~7,

神奈川県

31番1～6, 41番3, 53番1～10, 896番1, 3, 4, 市道上鶴間237号線以東かつ境川より西かつ921番1～3以北, 922番1～3, 927番1, 2, 4～6, 969番1～12, 970番1～15, 971番1～19, 973番2～14を除く。)

北里1丁目, 北里2丁目

古淵1丁目, 古淵2丁目, 古淵3丁目, 古淵4丁目, 古淵5丁目, 古淵6丁目

栄町

相模大野1丁目, 相模大野2丁目, 相模大野3丁目, 相模大野4丁目, 相模大野5丁目, 相模大野6丁目, 相模大野7丁目, 相模大野8丁目, 相模大野9丁目

相模台1丁目, 相模台2丁目, 相模台3丁目, 相模台4丁目, 相模台5丁目, 相模台6丁目, 相模台7丁目

相模台団地

桜台

下溝のうち

JR相模線以東

新戸のうち

在日米陸軍座間キャンプ

相南1丁目, 相南2丁目, 相南3丁目, 相南4丁目

相武台1丁目, 相武台2丁目, 相武台3丁目

相武台団地1丁目, 相武台団地2丁目

当麻

西大沼1丁目, 西大沼2丁目, 西大沼3丁目, 西大沼4丁目, 西大沼5丁目

東大沼1丁目, 東大沼2丁目, 東大沼3丁目, 東大沼4丁目
東林間1丁目, 東林間2丁目, 東林間3丁目, 東林間4丁目,
東林間5丁目, 東林間6丁目, 東林間7丁目, 東林間8丁目

双葉1丁目のうち

市道当麻15号線以南

双葉2丁目

文京1丁目, 文京2丁目

松が枝町

御園1丁目, 御園2丁目, 御園3丁目, 御園4丁目, 御園5丁目

南台1丁目, 南台2丁目, 南台3丁目, 南台4丁目, 南台5丁目, 南台6丁目

豊町

若松1丁目, 若松2丁目, 若松3丁目, 若松4丁目, 若松5丁目, 若松6丁目

神奈川県

三浦市

初声町入江

初声町下宮田

南下浦町上宮田

大和市

葉山町

一色

上山口のうち

字間門, 字正吟

下山口

長柄

堀内

神奈川県

海老名市

ただし、

門沢橋

門沢橋1丁目、門沢橋2丁目、門沢橋3丁目、門沢橋4丁目、
門沢橋5丁目、門沢橋6丁目

上今泉のうち

国道246号線以北

上郷1丁目、上郷2丁目、上郷3丁目、上郷4丁目

上河内のうち

字山王原、字永池

下今泉1丁目、下今泉2丁目、

下今泉3丁目のうち

市道236号線以東、

市道239号線以西、

市道239号線より東かつ市道235号線以北かつ市道236号線より
西

下今泉4丁目、

下今泉5丁目のうち

市道310号線以西、

市道310号線より東かつ市道265号線以北

杉久保南1丁目のうち

932番地1～7、934番地1,2、935番地1～4、936番地1,6,7、
938番地1～3

杉久保南5丁目のうち

1058番地、4138番地～4141番地、4156番地～4159番地、
4243番地～4251番地、4253番地、4254番地

中河内

中新田2丁目のうち

JR相模線以西

<p>神奈川県</p>	<p> 中新田 3 丁目のうち J R 相模線以西かつ市道 419 号線以北 中新田 5 丁目のうち J R 相模線以西かつ貫抜川放水路以南 中新田のうち J R 相模線以西 本郷のうち 主要地方道横浜伊勢原線以北 を除く。 </p> <p> 座間市 ただし、 入谷 2 丁目のうち J R 相模線以西かつ市道 2 号線以南かつ相模川左岸幹線用水路 以東 在日米陸軍座間キャンプのうち 主要地方道町田厚木線以南 相模が丘 6 丁目のうち 市道相模が丘 161 号線以南かつ市道相模が丘 172 号線以北、 市道相模が丘 168 号線以西かつ市道相模が丘 161 号線より北、 1017 番地 2, 49, 71, 73, 81~87 座間 1 丁目, 座間 2 丁目 新田宿 緑ヶ丘 3 丁目のうち 市道 30 号線以東かつ市道緑ヶ丘 66 号線より西かつ市道緑ヶ丘 58 号線以北、 市道緑ヶ丘 66 号線以東かつ市道緑ヶ丘 46 号線以西、 市道緑ヶ丘 46 号線より東かつ市道緑ヶ丘 58 号線以西、 1343 番地 39~44, 58, 59, 1363 番地 4, 5 緑ヶ丘 5 丁目のうち 市道 30 号線以北 緑ヶ丘 6 丁目のうち 主要地方道町田厚木線（座間隧道側）以東かつ市道 17 号線以西 明王 四ツ谷 を除く。 </p>
-------------	---

<p>神奈川県</p>	<p>高座郡寒川町</p> <p>一之宮のうち</p> <p>目久尻川以南</p> <p>一之宮1丁目，一之宮2丁目，一之宮3丁目，一之宮4丁目， 一之宮5丁目のうち</p> <p>主要地方道藤沢平塚線以北</p> <p>一之宮6丁目，一之宮7丁目，一之宮8丁目，一之宮9丁目</p> <p>大蔵のうち</p> <p>主要地方道丸子中山茅ヶ崎線以西</p> <p>大曲1丁目，大曲2丁目，大曲3丁目，大曲4丁目， 岡田</p> <p>岡田3丁目，岡田4丁目，岡田5丁目，岡田6丁目，岡田7丁目， 岡田8丁目</p> <p>倉見のうち</p> <p>JR東海道新幹線以南</p> <p>小谷</p> <p>小谷1丁目，小谷2丁目，小谷3丁目，小谷4丁目</p> <p>小動</p> <p>田端</p> <p>中瀬</p> <p>宮山</p>
-------------	---

神奈川県

綾瀬市

大上1丁目のうち

主要地方道横浜厚木線（大上橋）以北

大上2丁目，大上3丁目，大上4丁目，大上5丁目，大上6丁目

大上7丁目，大上8丁目，大上9丁目

落合北1丁目，落合北2丁目，落合北3丁目，落合北4丁目，

落合北5丁目，落合北6丁目

落合南1丁目，落合南2丁目，落合南3丁目，落合南4丁目，

落合南5丁目，落合南6丁目，落合南7丁目，落合南8丁目，

落合南9丁目（ただし1番地を除く。）

上土棚北3丁目，上土棚北4丁目，上土棚北5丁目

上土棚中1丁目，上土棚中2丁目，上土棚中3丁目，

上土棚中4丁目，上土棚中5丁目，上土棚中6丁目，

上土棚中7丁目

上土棚南1丁目，上土棚南2丁目，上土棚南3丁目，

上土棚南4丁目，上土棚南5丁目，上土棚南6丁目

小園

小園南1丁目，小園南2丁目

寺尾釜田1丁目，寺尾釜田2丁目，寺尾釜田3丁目

寺尾北1丁目，寺尾北2丁目，寺尾北3丁目，寺尾北4丁目

寺尾台1丁目，寺尾台2丁目，寺尾台3丁目，寺尾台4丁目

寺尾中1丁目，寺尾中2丁目，寺尾中3丁目，寺尾中4丁目

寺尾西1丁目，寺尾西2丁目，寺尾西3丁目

寺尾本町1丁目，寺尾本町2丁目，寺尾本町3丁目

早川

早川城山1丁目，早川城山2丁目，早川城山3丁目，

早川城山4丁目，早川城山5丁目

深谷

深谷上3丁目，深谷上4丁目，深谷上5丁目，深谷上6丁目，

深谷上7丁目，深谷上8丁目

深谷中3丁目，深谷中4丁目，深谷中5丁目，深谷中6丁目，

深谷中7丁目，深谷中8丁目，深谷中9丁目

深谷南1丁目，深谷南2丁目，深谷南3丁目，深谷南4丁目，

深谷南5丁目，深谷南6丁目，深谷南7丁目

本蓼川のうち

主要地方道丸子中山茅ヶ崎線以南

吉岡のうち

字入ヶ谷，字宮ノ際，字北山，字北山上，字江戸道南，字新道向，

字新道向（横須賀水道路以北），字新道前，字蟹ヶ谷，字下ノ原，字東根，

字堀ノ内，字芦久保，字山崎（市道1031号線以南かつ市道3号線以西），字

目坂谷

<p>神奈川県</p>	<p>吉岡東1丁目, 吉岡東2丁目, 吉岡東3丁目, 吉岡東4丁目, 吉岡東5丁目 綾西1丁目, 綾西2丁目, 綾西3丁目, 綾西4丁目, 綾西5丁目</p> <p>中郡大磯町 大磯 高麗 高麗1丁目, 高麗2丁目, 高麗3丁目 東町1丁目, 東町2丁目, 東町3丁目</p> <p>足柄上郡中井町 井ノ口のうち 字関ノ上, 字長窪, 字大長窪, 字小長窪, 字西長窪, 字上横原, 字大的, 字大的下, 字大地窪, 字堀添, 字平治山, 字的下(東名高速道路以南), 字的台(東名高速道路以南), 字的(東名高速道路以南), 字横原(主要地方道秦野二宮線以西)</p> <p>境のうち 字清水, 字吉添, 字道平, 字上道平, 字平山, 字谷戸, 字立足, 字立野, 字東大塚, 字大塚, 字才戸, 字木姓畑(東名高速道路以南), 字三屋下(東名高速道路以南)</p> <p>藤沢のうち 字向山, 字源左エ門入(町道279号線以東), 字扇附(町道279号線以北), 字向山坂(町道279号線以東)</p> <p>足柄上郡開成町 宮台のうち 要定川以西かつ主要地方道御殿場大井線以南</p> <p>南足柄市 竹松のうち 要定川以西かつ主要地方道御殿場大井線以南かつ洞川以東</p>
-------------	---

千 葉 県	<p>千 葉 市</p> <p>美浜区</p> <p>花見川区</p> <p>稲毛区</p> <p>ただし、 小深町のうち 市道山王町2号線以北，531番地，535番地，536番地 を除く。</p> <p>中央区</p> <p>ただし、 赤井町のうち 主要地方道路生実本納線以南 生実町のうち 生実川より南かつ京葉道路より東，J R外房線以南かつ 準用河川生実川以東</p> <p>塩田町</p> <p>大巖寺町のうち J R外房線以南</p> <p>新浜町</p> <p>浜野町</p> <p>南生実町</p> <p>村田町</p> <p>を除く。</p>
-------	---

千 葉 県	<p>若葉区 ただし、 愛生町のうち雇用促進事業団愛生町宿舍の簡易ガス事業供給地点 五十土町 和泉町 大井戸町 太田町 大広町 小間子町 川井町 北谷津町 古泉町 御殿町 佐和町 下田町のうち主要地方道浜野四街道長沼線以北 高根町 多部田町 旦谷町 富田町 中田町 中野町 野呂町 谷当町のうち主要地方道浜野四街道長沼線以北 を除く。</p> <p>緑区 平山町のうち 千葉東金道路より南かつ主要地方道浜野四街道長沼線より西かつ千葉外 房有料道路以北（ただし飛地を除く） 辺田町のうち 千葉東金道路より南かつ主要地方道浜野四街道長沼線より西かつ千葉外 房有料道路以北の平山町に囲まれた地域</p>
-------	---

千 葉 県	佐 倉 市 青菅 天辺のうち 市道Ⅱ-20号線以南 飯重のうち 字八反目台、字根崎、字宮後、字兎内、字染井、字西ノ内、字七井戸、字落方地、 字番能、字柳作 飯田（ただし、旧大佐倉であった地域を除く。） 飯田台 石川 稻荷台1丁目、稻荷台2丁目、稻荷台3丁目、稻荷台4丁目 井野のうち 国道296号線より北および県道四街道上志津線（県道155号線）より西 井野町 岩富のうち 県道神門八街線（県道277号線）以北 岩名（ただし、旧土浮であった地域および旧飯野であった地域および旧萩山新田で あった地域を除く。） 臼井 臼井田（ただし、旧臼井田干拓であった地域を除く） 臼井台（ただし、旧下志津であった地域を除く。） 内田 裏新町 江原 江原新田 江原台1丁目、江原台2丁目 王子台1丁目、王子台2丁目、王子台3丁目、王子台4丁目、王子台5丁目、 王子台6丁目 大崎台1丁目、大崎台2丁目、大崎台3丁目、大崎台4丁目、大崎台5丁目 大作1丁目、大作2丁目 大篠塚 大蛇町 太田 小竹 生谷（ただし、旧畔田であった地域および旧下志津であった地域および旧四街道市 内黒田であった地域を除く。） 表町1丁目、表町2丁目、表町3丁目（ただし、旧石川であった地域を除く。）、 表町4丁目（ただし、旧石川であった地域を除く。） 海隣寺町 角来 鏑木仲田町 鏑木町 鏑木町1丁目、鏑木町2丁目
-------	---

千 葉 県	<p>上志津（ただし、国道 296 号線より南かつ県道四街道上志津線（県道 155 号線）より東、および市道 I-41 号線より東かつ市道 2-717 号線より東かつ市道 2-713 号線より東、および字小谷向、字中根花、字橋戸を除く。）</p> <p>上代のうち</p> <p>市道 I-9 号線以北</p> <p>木野子</p> <p>神門（ただし、旧馬渡であった地域を除く。）</p> <p>小篠塚（ただし、旧馬渡であった地域を除く。）</p> <p>栄町</p> <p>山王 1 丁目、山王 2 丁目</p> <p>下根</p> <p>樹木町</p> <p>城</p> <p>上座のうち</p> <p>国道 296 号線以北</p> <p>城内町</p> <p>白銀 1 丁目、白銀 2 丁目、白銀 3 丁目、白銀 4 丁目（ただし、旧長熊であった地域を除く。）</p> <p>新臼井田</p> <p>新町</p> <p>千成 1 丁目、千成 2 丁目（ただし、旧大佐倉であった地域を除く。）、</p> <p>千成 3 丁目（ただし、旧大佐倉であった地域を除く。）</p> <p>染井野 1 丁目、染井野 2 丁目、染井野 3 丁目、染井野 4 丁目、染井野 5 丁目、</p> <p>染井野 6 丁目、染井野 7 丁目</p> <p>高岡（ただし、旧長熊であった地域を除く。）</p> <p>田町</p> <p>寺崎</p> <p>寺崎北 1 丁目、寺崎北 2 丁目、寺崎北 3 丁目、寺崎北 4 丁目、寺崎北 5 丁目、</p> <p>寺崎北 6 丁目</p> <p>藤治台</p> <p>直弥のうち</p> <p>市道 II-20 号線以南</p> <p>中尾余町</p> <p>鍋山町</p> <p>並木町</p> <p>西志津 1 丁目、西志津 2 丁目、西志津 3 丁目、西志津 4 丁目、西志津 5 丁目、</p> <p>西志津 6 丁目、西志津 7 丁目、西志津 8 丁目</p> <p>宮内</p> <p>西ユーカリが丘 1 丁目、西ユーカリが丘 2 丁目、西ユーカリが丘 3 丁目、</p> <p>西ユーカリが丘 4 丁目、西ユーカリが丘 5 丁目、西ユーカリが丘 6 丁目、</p> <p>西ユーカリが丘 7 丁目</p> <p>八幡台 1 丁目、八幡台 2 丁目、八幡台 3 丁目</p> <p>春路 1 丁目、春路 2 丁目</p> <p>藤沢町</p> <p>将門町</p> <p>南臼井台</p>
-------	---

	<p>西御門 宮小路町 宮ノ台1丁目、宮ノ台2丁目、宮ノ台3丁目、宮ノ台4丁目、宮ノ台5丁目、 宮ノ台6丁目 宮前1丁目、宮前2丁目、宮前3丁目 宮本のうち 東関東自動車道以南 弥勒町 六崎 最上町 本町 野孤台町 山崎（ただし、旧下根町であった地域を除く。） ユーカリが丘1丁目、ユーカリが丘2丁目、ユーカリが丘3丁目、 ユーカリが丘4丁目のうち 国道296号線以北 ユーカリが丘5丁目、ユーカリが丘6丁目、ユーカリが丘7丁目 吉見のうち 字古新畑、字秋下、字長作、字白幡、字甚下、字臼井屋敷、字三王、字甚台</p> <p>八千代市 大和田のうち 県道大和田停車場線（県道201号線）以東かつ京成電鉄本線以南 勝田 勝田台1丁目、勝田台2丁目、勝田台3丁目、勝田台4丁目、勝田台5丁目、 勝田台6丁目、勝田台7丁目（ただし、10番地8～9を除く。） 勝田台北1丁目のうち 国道296号線以南 勝田台南1丁目、勝田台南2丁目、勝田台南3丁目 上高野のうち 字稻荷前1138番地13～14、1138番地68～72 萱田町のうち 国道296号線以南 下市場1丁目のうち 国道296号線以南 下市場2丁目のうち 国道296号線以南 高津のうち 八千代1号幹線以南 高津東1丁目のうち 八千代1号幹線より東 高津東2丁目のうち 八千代1号幹線より東 高津東3丁目のうち 八千代1号幹線より南 高津東4丁目</p>
--	---

村上のうち

国道 296 号線以南

八千代台北 1 丁目, 八千代台北 2 丁目, 八千代台北 3 丁目, 八千代台北 4 丁目, 八千代台北 5 丁目, 八千代台北 6 丁目, 八千代台北 7 丁目, 八千代台北 8 丁目, 八千代台北 9 丁目, 八千代台北 10 丁目, 八千代台北 11 丁目, 八千代台北 12 丁目, 八千代台北 13 丁目, 八千代台北 14 丁目, 八千代台北 15 丁目, 八千代台北 16 丁目, 八千代台北 17 丁目

八千代台西 1 丁目, 八千代台西 2 丁目, 八千代台西 3 丁目, 八千代台西 4 丁目, 八千代台西 5 丁目, 八千代台西 6 丁目, 八千代台西 7 丁目, 八千代台西 8 丁目, 八千代台西 9 丁目, 八千代台西 10 丁目

八千代台東 1 丁目, 八千代台東 2 丁目, 八千代台東 3 丁目, 八千代台東 4 丁目, 八千代台東 5 丁目, 八千代台東 6 丁目

八千代台南 1 丁目, 八千代台南 2 丁目, 八千代台南 3 丁目

四 街 道 市

旭ヶ丘 1 丁目, 旭ヶ丘 2 丁目, 旭ヶ丘 3 丁目, 旭ヶ丘 4 丁目, 旭ヶ丘 5 丁目
池花 1 丁目, 池花 2 丁目

上野

内黒田のうち

字台小路、字池花、字立野、字本郷（市道内黒田栗山線（市道 02003 号線）
以東）、字小割（東関東自動車道以北）、字新山（東関東自動車道以北か
つ市道内黒田栗山線（市道 02003 号線）以東）

小名木のうち

字光来寺（主要地方道浜野四街道長沼線以南かつ市道 02006 号線より東）、
字馬場作、字坪山、字滝原

亀崎のうち

字大原 1528 番地 5～6

栗山のうち

東関東自動車道以北

鷹の台 1 丁目, 鷹の台 2 丁目, 鷹の台 3 丁目, 鷹の台 4 丁目

大日のうち

字大作岡, 字富士見ヶ丘

千代田 1 丁目, 千代田 2 丁目, 千代田 3 丁目, 千代田 4 丁目, 千代田 5 丁目

中台

中野

長岡のうち

東関東自動車道以北

南波佐間

成山

みそら 1 丁目, みそら 2 丁目, みそら 3 丁目, みそら 4 丁目

めいわ 5 丁目

もねの里 2 丁目, もねの里 3 丁目

物井のうち

東関東自動車道以北

山梨

吉岡のうち

主要地方道浜野四街道長沼線以南

鹿放ヶ丘

和田

印 西 市

武西

武西学園台2丁目

谷田のうち

字中割, 字東割

戸神のうち

字弁天, 字北ノ内, 字宮ノ越, 字天王, 字大野, 字猿塚,

字入和田, 字中峠, 字高根, 字孫開, 字樽房作

白幡のうち

字木苜作, 字弁天前

木刈1丁目, 木刈2丁目, 木刈3丁目, 木刈4丁目,

木刈5丁目, 木刈6丁目

浦幡新田

小倉のうち

字阿込,

字下ノ原(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域),

字久治埜原, 字大塚内, 字大塚前, 字新田保

十余一のうち

字一本桜

牧の木戸1丁目

小倉台1丁目, 小倉台2丁目, 小倉台3丁目, 小倉台4丁目

和泉のうち

字上谷津(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域),

字ぼとうじ(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域),

字念仏塚, 字庚申塚向, 字庚申塚, 字まみ穴, 字向原, 字並塚,

字道間, 字道間作, 字木戸ノ内, 字前原, 字小麦尻, 字大木戸根,

字木戸前, 字天神山, 字清水谷津

多々羅田のうち

字坂下, 字高根, 字仲開, 字長谷, 字木戸,

字弁天前(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域),

字内野(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域)

大塚1丁目, 大塚2丁目, 大塚3丁目

千 葉 県	<p>船尾のうち 字四五右エ門，字内野，字割地，字西ヶ作，字高花，字馬坂， 字神明作(平成9年1月現在千葉ニュータウン事業区域)， 字白幡(平成9年1月現在千葉ニュータウン事業区域)， 字ばら作，字中峠，字原山 内野1丁目，内野2丁目，内野3丁目 原山1丁目，原山2丁目，原山3丁目 高花1丁目，高花2丁目，高花3丁目，高花4丁目，高花5丁目， 高花6丁目 結縁寺のうち 字大作 泉のうち 字南西ヶ作，字西ヶ作中側，字西ヶ作，字西南側，字東南側， 字東北側，字西北側 草深 大森のうち 字高堀， 字宮脇(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域)， 字蒲ヶ沢(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域)， 字大割(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域)， 字割野(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域) 鹿黒のうち 字新堀，字上谷津，字新山，字原， 字アラク山(昭和58年3月現在旧千葉ニュータウン事業区域) 別所のうち 字原上割，字原中割，字原下割，字谷津，字上大木戸， 字中大木戸，字下大木戸，字八反割，字馬込，字屋敷割， 字大山，字後谷津 西の原1丁目，西の原2丁目，西の原3丁目，西の原4丁目 原2丁目，原3丁目，原4丁目 小林のうち 字瓜坪台 宗甫のうち 字西割， 字中割(平成9年1月現在千葉ニュータウン事業区域)， 字東割(平成9年1月現在千葉ニュータウン事業区域) 松崎 中央北3丁目</p>
-------	---

千葉県

白井市

谷田のうち

字中ノ割, 字西割, 字遠谷津, 字遠谷津台, 字北前原,
字南前原, 字東松山, 字神楽場, 字堀込, 字迎地, 字新山,
字澤山, 字先神, 字立野, 字中台,
字木曾地 (国道 464 号線下り車線以南),
字南住 (国道 464 号線上り車線以南),
字出口 (国道 464 号線上り車線以南),
字後庵 (昭和 58 年 3 月現在旧千葉ニュータウン事業区域)

桜台 1 丁目, 桜台 2 丁目, 桜台 3 丁目

武西のうち

字馬橋, 字仲台

十余一

清戸のうち

字南割, 字東割, 字立野, 字先上, 字先上台, 字花堀込,
字北堀込, 字越屋敷,
字出口 (国道 464 号線下り車線以南かつ市道 00-013 号線以北かつ市道
00-014 号線以北, 国道 464 号線上り車線以南),
字和田前 (昭和 58 年 3 月現在旧千葉ニュータウン事業区域),
字角堀込 (白井市市道 00-012 号線以南),
字向原 (白井市市道 15-002 号線以南)

千 葉 県	<p>印旛郡印旛村</p> <p>造谷のうち</p> <p>字割野（昭和 58 年 3 月現在旧千葉ニュータウン事業区域）， 字柿作（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字堀尻（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）</p> <p>瀬戸のうち</p> <p>字大木台（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字中蓮（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字丑ムグリ下（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字中蓮台，字遠蓮， 字グミ作（村道 1－3 号線以西）</p> <p>松虫のうち</p> <p>字山王峠，字丑ムグリ，字長作， 字権現堂（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）</p> <p>萩原のうち</p> <p>字長作台（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字座頭（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字庚申前（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字柳谷（平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域）， 字丑ムグリ，字出戸</p> <p>平賀</p> <p>平賀学園台 1 丁目，平賀学園台 2 丁目，平賀学園台 3 丁目</p> <p>鎌苅のうち</p> <p>村道 1－3 号線以西かつ村道 1－2 号線以北かつ師戸川以東 若萩 1 丁目，若萩 2 丁目，若萩 3 丁目，若萩 4 丁目 舞姫 1 丁目，舞姫 2 丁目 美瀬 1 丁目，美瀬 2 丁目</p>
-------	---

千葉県

印旛郡本埜村

滝野 1 丁目, 滝野 2 丁目, 滝野 3 丁目, 滝野 4 丁目, 滝野 5 丁目,
滝野 6 丁目

滝のうち

字大割, 字小割, 字焼境, 字新野, 字大門,

字地下田 (昭和 58 年 3 月現在旧千葉ニュータウン事業区域)

竜腹寺のうち

字向原,

字五升蒔 (昭和 58 年 3 月現在旧千葉ニュータウン事業区域),

字衣田 (昭和 58 年 3 月現在旧千葉ニュータウン事業区域),

字天王台西 (平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域),

字前原上 (平成 9 年 1 月現在千葉ニュータウン事業区域),

字関所, 字天王台

惣深新田飛地のうち

字池ノ台

荒野のうち

字柿作

角田のうち

字和田台, 字関所, 字関所堀, 字雨古瀬, 字新堤台, 字祝言作

印旛郡酒々井町

飯積

飯積 1 丁目, 飯積 2 丁目

尾上

上岩橋のうち

字岩崎、字亀田、字七曲、字大鷲 (京成電鉄本線以東)、字中川 (京成電鉄

本線以東)、字大崎、字大谷津、字字坪、字大崎下 (国道 51 号線以西)、

字大崎台 (町道 1B-171 号線以南かつ町道 1B-169 号線以南)

酒々井のうち

字大道、字東台、字粟ノ洲、字立ノ木、字椎ノ木、字上ケ作、字根知山、

字所城、字法花塚、字浅間山、字下宿、字馬場、字仲宿、字横町、字天野、

字上宿

下岩橋のうち

字西新田、字東新田、字野馬木戸、字上ノ台、字仁階、字作畑、字今林、

字溜ノ台、字内太郎、字芝栗毛、字仲田

下台のうち

字房谷津、字神楽作

墨のうち

東関東自動車道以東

中央台 1 丁目, 中央台 2 丁目, 中央台 3 丁目, 中央台 4 丁目

中川のうち

県道宗吾酒々井線 (県道 137 号線) 以東

東酒々井 1 丁目, 東酒々井 2 丁目, 東酒々井 3 丁目, 東酒々井 4 丁目,

東酒々井 5 丁目 (ただし、旧酒々井字法花塚 1536 番地 3、1537 番地 2~4 で
あった地域を除く。), 東酒々井 6 丁目

ふじき野 1 丁目, ふじき野 2 丁目, ふじき野 3 丁目

千 葉 県	<p>袖ヶ浦市</p> <p>飯富（ただし、旧木更津市曾根を除く。）</p> <p>今井</p> <p>今井1丁目、今井2丁目、今井3丁目</p> <p>大曾根</p> <p>神納</p> <p>神納1丁目、神納2丁目</p> <p>北袖</p> <p>久保田</p> <p>久保田1丁目、久保田2丁目</p> <p>蔵波</p> <p>蔵波台1丁目、蔵波台2丁目、蔵波台3丁目、蔵波台4丁目、 蔵波台5丁目、蔵波台6丁目、蔵波台7丁目</p> <p>坂戸市場</p> <p>椎の森</p> <p>代宿</p> <p>長浦</p> <p>長浦駅前1丁目、長浦駅前2丁目、長浦駅前3丁目、 長浦駅前4丁目、長浦駅前5丁目、長浦駅前6丁目、 長浦駅前7丁目、長浦駅前8丁目</p> <p>中袖</p> <p>奈良輪</p> <p>奈良輪1丁目、奈良輪2丁目</p> <p>のぞみ野</p> <p>野田</p> <p>福王台1丁目、福王台2丁目、福王台3丁目、福王台4丁目</p> <p>三ツ作</p> <p>南袖</p> <p>八 街 市</p> <p>東吉田</p> <p>吉倉のうち</p> <p>市道114号線以南かつ市道115号線以東</p>
-------	---

千 葉 県	<p>木更津市</p> <p>朝日1丁目, 朝日2丁目, 朝日3丁目</p> <p>吾妻</p> <p>吾妻1丁目, 吾妻2丁目</p> <p>井尻</p> <p>伊豆島</p> <p>市場飛地</p> <p>岩根1丁目, 岩根2丁目, 岩根3丁目, 岩根4丁目</p> <p>犬成のうち</p> <p>市道6380号線以北かつ市道227号線以東かつ6410号線以西</p> <p>牛込</p> <p>牛袋のうち</p> <p>小櫃川より西</p> <p>瓜倉</p> <p>江川</p> <p>大久保</p> <p>大久保1丁目, 大久保2丁目, 大久保3丁目, 大久保4丁目, 大久保5丁目, 大久保6丁目</p> <p>太田1丁目, 太田2丁目, 太田3丁目, 太田4丁目</p> <p>貝渕1丁目, 貝渕2丁目, 貝渕3丁目, 貝渕4丁目</p> <p>かずさ鎌足1丁目, かずさ鎌足2丁目, かずさ鎌足3丁目</p> <p>上烏田</p> <p>祇園</p> <p>祇園1丁目, 祇園2丁目, 祇園3丁目, 祇園4丁目</p> <p>木更津</p> <p>木更津1丁目, 木更津2丁目, 木更津3丁目</p> <p>清川1丁目, 清川2丁目</p> <p>清見台1丁目, 清見台2丁目, 清見台3丁目</p> <p>清見台東1丁目, 清見台東2丁目, 清見台東3丁目</p> <p>清見台南1丁目, 清見台南2丁目, 清見台南3丁目, 清見台南4丁目, 清見台南5丁目</p> <p>草敷のうち</p> <p>字御所塚, 字田高</p> <p>久津間</p> <p>畔戸</p> <p>港南台1丁目, 港南台2丁目, 港南台3丁目, 港南台4丁目, 港南台5丁目</p> <p>小浜</p> <p>幸町1丁目, 幸町2丁目, 幸町3丁目</p> <p>坂戸市場</p> <p>桜井</p>
-------	---

千 葉 県	<p>桜井新町 1 丁目, 桜井新町 2 丁目, 桜井新町 3 丁目, 桜井新町 4 丁目, 桜井新町 5 丁目 桜町 1 丁目, 桜町 2 丁目 笹子のうち 市道 6410 号線以南 潮浜 1 丁目, 潮浜 2 丁目, 潮浜 3 丁目 潮見 1 丁目, 潮見 2 丁目, 潮見 3 丁目, 潮見 4 丁目, 潮見 5 丁目, 潮見 6 丁目, 潮見 7 丁目, 潮見 8 丁目, 潮見 9 丁目 下烏田 請西 請西 1 丁目, 請西 2 丁目, 請西 3 丁目, 請西 4 丁目 請西東 1 丁目, 請西東 2 丁目, 請西東 3 丁目, 請西東 4 丁目, 請西東 5 丁目, 請西東 6 丁目, 請西東 7 丁目, 請西東 8 丁目 請西南 1 丁目, 請西南 2 丁目, 請西南 3 丁目, 請西南 4 丁目, 請西南 5 丁目 新宿 新田 1 丁目, 新田 2 丁目, 新田 3 丁目 菅生 曾根のうち 旧袖ヶ浦市飯富 高砂 1 丁目, 高砂 2 丁目, 高砂 3 丁目 高柳 高柳 1 丁目, 高柳 2 丁目, 高柳 3 丁目, 高柳 4 丁目 中央 1 丁目, 中央 2 丁目, 中央 3 丁目 築地のうち 畑沢縦水路以東 永井作 永井作 1 丁目, 永井作 2 丁目 中尾 ほたる野 1 丁目, ほたる野 2 丁目, ほたる野 3 丁目, ほたる野 4 丁目 中烏田 羽鳥野 1 丁目, 羽鳥野 2 丁目, 羽鳥野 3 丁目, 羽鳥野 4 丁目, 羽鳥野 5 丁目, 羽鳥野 6 丁目, 羽鳥野 7 丁目 中里 中里 1 丁目, 中里 2 丁目 中島 長須賀 中野 西岩根 畑沢 畑沢 1 丁目, 畑沢 2 丁目, 畑沢 3 丁目, 畑沢 4 丁目</p>
-------	---

千 葉 県	<p> 畑沢南 1 丁目, 畑沢南 2 丁目, 畑沢南 3 丁目, 畑沢南 4 丁目, 畑沢南 5 丁目, 畑沢南 6 丁目 八幡台 1 丁目, 八幡台 2 丁目, 八幡台 3 丁目, 八幡台 4 丁目, 八幡台 5 丁目, 八幡台 6 丁目, 八幡台 7 丁目 東太田 1 丁目, 東太田 2 丁目, 東太田 3 丁目, 東太田 4 丁目 東中央 1 丁目, 東中央 2 丁目, 東中央 3 丁目 日の出町 富士見 1 丁目, 富士見 2 丁目, 富士見 3 丁目 文京 1 丁目, 文京 2 丁目, 文京 3 丁目, 文京 4 丁目, 文京 5 丁目, 文京 6 丁目 本郷 1 丁目, 本郷 2 丁目, 本郷 3 丁目 真舟 1 丁目, 真舟 2 丁目, 真舟 3 丁目, 真舟 4 丁目, 真舟 5 丁目 万石 矢那 大和 1 丁目, 大和 2 丁目, 大和 3 丁目 若葉町 君 津 市 内箕輪 内箕輪 1 丁目 大和田 大和田 1 丁目, 大和田 2 丁目, 大和田 3 丁目, 大和田 4 丁目, 大和田 5 丁目 かずさ小糸 北久保 1 丁目, 北久保 2 丁目 北子安 北子安 1 丁目, 北子安 2 丁目, 北子安 3 丁目, 北子安 4 丁目, 北子安 5 丁目, 北子安 6 丁目 君津台 1 丁目, 君津台 2 丁目, 君津台 3 丁目 久保 久保 1 丁目, 久保 2 丁目, 久保 3 丁目, 久保 4 丁目, 久保 5 丁目 高坂 郡 郡 1 丁目, 郡 2 丁目, 郡 3 丁目 坂田 杉谷 </p>
-------	---

千 葉 県	<p>外箕輪 外箕輪 1 丁目，外箕輪 2 丁目，外箕輪 3 丁目，外箕輪 4 丁目 台 1 丁目，台 2 丁目 常代 常代 1 丁目，常代 2 丁目，常代 3 丁目，常代 4 丁目，常代 5 丁目， 常代 6 丁目 中富のうち 小糸川以北 中野のうち 小糸川以北 中野 1 丁目，中野 2 丁目，中野 3 丁目，中野 4 丁目，中野 5 丁目， 中野 6 丁目 西坂田 1 丁目，西坂田 2 丁目，西坂田 3 丁目，西坂田 4 丁目 浜子 東坂田 1 丁目，東坂田 2 丁目，東坂田 3 丁目，東坂田 4 丁目 人見のうち 小糸川以北 人見 1 丁目，人見 2 丁目，人見 3 丁目，人見 4 丁目，人見 5 丁目 法木作 法木作 1 丁目 南久保 1 丁目，南久保 2 丁目，南久保 3 丁目 南子安 南子安 1 丁目，南子安 2 丁目，南子安 3 丁目，南子安 4 丁目， 南子安 5 丁目，南子安 6 丁目，南子安 7 丁目，南子安 8 丁目， 南子安 9 丁目 三直のうち 字上新田，字中台，字下新田，字台谷， 字天王台（市道 2 号幹線 14 号支線以北）， 字小峰，字宇曾貝，字鳥坂， 字矢（主要地方道君津鴨川線以南）， 字本郷（市道 2 号幹線 15 号支線以西）， 字芝際（県道 164 号線以北） 宮下のうち 334 番地，335 番地 宮下 1 丁目，宮下 2 丁目 杵師 杵師 1 丁目，杵師 2 丁目，杵師 3 丁目，杵師 4 丁目 八重原 陽光台 1 丁目，陽光台 2 丁目，陽光台 3 丁目</p>
-------	--

千 葉 県	<p>富 津 市</p> <p>青木のうち 国道 16 号線以北</p> <p>大堀 大堀 1 丁目, 大堀 2 丁目, 大堀 3 丁目</p> <p>上飯野のうち J R 内房線以東かつ県道 158 号線以南</p> <p>篠部のうち J R 内房線以東</p> <p>下飯野のうち J R 内房線以東かつ県道 158 号線以南</p> <p>新富 西川のうち 792 番地, 793 番地の 3</p> <p>二間塚</p> <p>成田市</p> <p>赤坂 1 丁目, 赤坂 2 丁目, 赤坂 3 丁目</p> <p>東町</p> <p>吾妻 1 丁目, 吾妻 2 丁目, 吾妻 3 丁目</p> <p>飯田町</p> <p>飯仲</p> <p>囀護台 囀護台 1 丁目, 囀護台 2 丁目, 囀護台 3 丁目</p> <p>ウイング土屋 (ただし、旧関戸であった地域を除く。)</p> <p>江弁須</p> <p>大清水</p> <p>大袋</p> <p>大山</p> <p>押畑のうち 字大渡り、字大谷津 (県道成田安食バイパス (県道 18 号線) 以西)、字入田谷津 (県道成田安食バイパス (県道 18 号線) 以西)、字宮ノ谷津</p> <p>上町 加良部 1 丁目, 加良部 2 丁目, 加良部 3 丁目, 加良部 4 丁目, 加良部 5 丁目, 加良部 6 丁目</p> <p>川栗</p> <p>木の根</p> <p>久米野</p> <p>公津の杜 1 丁目, 公津の杜 2 丁目, 公津の杜 3 丁目, 公津の杜 4 丁目, 公津の杜 5 丁目, 公津の杜 6 丁目</p> <p>郷部</p> <p>御所の内</p> <p>小菅</p> <p>駒井野</p> <p>幸町</p> <p>三里塚</p>
-------	---

三里塚御料

三里塚光ヶ丘

下方のうち

国道 464 号線以東かつ市道台方橋賀台線（市道 2-169 号線）以東

新泉

新駒井野

新町

宗吾 1 丁目、宗吾 2 丁目、宗吾 3 丁目、宗吾 4 丁目

台方のうち

国道 464 号線以東かつ市道台方橋賀台線（市道 2-169 号線）以東、字武蔵、字下平、字下下平、字鶴巻

田町

玉造 1 丁目、玉造 2 丁目、玉造 3 丁目、玉造 4 丁目、玉造 5 丁目、玉造 6 丁目、玉造 7 丁目

土屋（ただし、旧押畑であった地域を除く。）

寺台

天神峰（ただし、旧吉岡であった地域を除く。）

天浪

東峰

東和田のうち

字囲後田、字高崎、字御所内、字要害、字谷中（ただし、旧吉倉であった地域に限る）、字堂谷津（ただし、旧吉倉であった地域に限る）、字相光（ただし、旧吉倉であった地域に限る）

取香

中台 1 丁目、中台 2 丁目、中台 3 丁目、中台 4 丁目、中台 5 丁目、中台 6 丁目

長沼のうち

字箕輪、字坂向、字長津

仲町

並木町

成田

南平台

西三里塚のうち

県道八日市場佐倉線（県道 106 号線）以南

橋賀台 1 丁目、橋賀台 2 丁目、橋賀台 3 丁目

畑ヶ田

花崎町（ただし、798 番地 6、798 番地 9、799 番地 4~10、799 番地 12 を除く。）

はなのき台 1 丁目、はなのき台 2 丁目、はなのき台 3 丁目

馬場

東三里塚

不動ヶ岡（ただし、字ソリ田 95 番地 4、96 番地 1~5、97 番地、98 番地 1~3、98 番地 8、98 番地 16~17、98 番地 19~29、98 番地 32、98 番地 35~38、98 番地 40~42、98 番地 45~62、98 番地 65~67、98 番地 70~71、98 番地 73~74、105 番地 2、105 番地 11、および字向山 1714 番地 1~22、1714 番地 24~32、1714 番地 34、1714 番地 36~43、1714 番地 47、1714 番地 50~65、1715 番地 1、1715 番地 3~15、1715 番地 18、1715 番地 20~28、1715 番地 30~32、1715 番地 34~41、1716 番地 2~21、1716 番地

24～50、1717 番地 2～3 を除く。)

船形のうち

字手黒、字高津、字下小川作、字小川作、字椎木

古込

堀之内

本三里塚のうち

県道成田松尾線（県道 62 号線）以東、字宮下西

本城

本町

馬橋

松崎のうち

字外小代、字湯川（市道松崎湯川 1 号線（市道 3-87 号線）以西かつ市道松崎塙下湯川線（市道 3-6 号線）以東）、字山ノ下（市道松崎湯川 1 号線（市道 3-87 号線）以西）

美郷台 1 丁目、美郷台 2 丁目、美郷台 3 丁目

南三里塚

南羽鳥のうち

字松ヶ下、字タダメキ 1080 番地 7

八代のうち

字花内、字時田

山口のうち

字下谷津、字後谷津、字天神台、字下井戸、字雷土、字一本松、字塗田、字南谷津山之作（ただし、旧東金山であった地域を除く。）

吉倉（ただし、旧東和田であった地域を除く。）

米野

山武郡芝山町

岩山のうち

字大宿、字入合戸、字谷向、字古宿、字椎木谷、字藍瓶、字後田台、字日向谷、字出崎、字染ヶ谷、字下宿、字上宿、字中宿、字南折戸、字櫛山、字中兵、字宮ノ下、字久田山、字井森戸、字狭間、字扇谷、字千榊、字根木田、字大門、字上谷

大里のうち

字家森戸、字大門、字大野境、字柳谷

大台のうち

字宝永作

香山新田のうち

字橋松

菱田のうち

字金沢三ツ又、字與三郎

富里市

高野のうち

字太木、字道祖谷

御料のうち

県道八街三里塚線（県道 43 号線）より西

新中沢のうち

字出戸、字木戸、字棒辺田（国道 409 号線以東）、字南（国道 409 号線以東）

立沢のうち

字鶴巻、字向山、字向畑

立沢新田のうち

字向太木、字中太木、字南太木、字東太木

十倉のうち

県道成田両国線（県道 102 号線）以北かつ市道 02-008 号線以西および市道 02-007 号線以西、字四区（市道 3-0156 号線以南および市道 3-0137 号線以南かつ市道 3-0131 号線以東）、字三十二榎三十三榎三十八榎四十二榎四十三榎（市道 3-0089 号線以東かつ市道 3-0093 号線以北かつ市道 01-014 号線以北かつ市道 3-0083 号線以北）

中沢のうち

字出戸、字谷津台、字木戸、字南（国道 409 号線以東）、字南台

七栄のうち

字西内野、字東内野、字獅子穴（県道八日市場佐倉線（県道 106 号線）以南、および市道 1-0244 号線以南かつ市道 1-0242 号線以西）、字中木戸（国道 409 号線以東）、字西二本榎、字東二本榎（県道成田両国線（県道 102 号線）以南および市道 1-0246 号線以南）、字古込、字北新木戸、字南新木戸（東関東自動車道以西）

根本名のうち

国道 296 号線以南

日吉倉のうち

6 番地 25~26、6 番地 28~30、9 番地 1~6、10 番地 2~4、10 番地 12~19、11 番地 3~11、13 番地 9~13、13 番地 18、25 番地 4、25 番地 9

日吉台 2 丁目のうち

成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線（成田市道 1-65 号線）以北かつ富里市道 1-0025 号線以西かつ富里市道 1-0022 号線以南

美沢（ただし、旧中沢字牧野であった地域および旧立沢字イノ前野であった地域を除く。）

香取郡多古町

水戸のうち

町道水戸・千田線（町道 0118 号線）以北かつ町道多古 1173 号線（町道 1173 号線）以西

茨 城 県	<p>日 立 市</p> <p>相賀町</p> <p>相田町1丁目, 相田町2丁目, 相田町3丁目</p> <p>旭町1丁目, 旭町2丁目, 旭町3丁目</p> <p>鮎川町1丁目, 鮎川町2丁目, 鮎川町3丁目, 鮎川町4丁目, 鮎川町5丁目, 鮎川町6丁目</p> <p>砂沢町のうち</p> <p> 柏崎, 関口, ホロハ, 小舟, 荒屋, 下空久保, 住ノ平, 一本松</p> <p>石名坂町</p> <p>石名坂町1丁目のうち</p> <p> 市道8303号線以北かつ市道8300号線以東かつ市道7359号線以東 かつ市道7175号線以北</p> <p>石名坂町2丁目</p> <p>会瀬町1丁目, 会瀬町2丁目, 会瀬町3丁目, 会瀬町4丁目</p> <p>大久保町</p> <p>大久保町1丁目, 大久保町2丁目, 大久保町3丁目, 大久保町4丁目, 大久保町5丁目</p> <p>大沼町</p> <p>大沼町1丁目, 大沼町2丁目, 大沼町3丁目, 大沼町4丁目</p> <p>大みか町1丁目, 大みか町2丁目, 大みか町3丁目, 大みか町4丁目, 大みか町5丁目, 大みか町6丁目, 大みか町7丁目</p> <p>小木津町1丁目, 小木津町2丁目, 小木津町3丁目</p> <p>折笠町</p> <p>折笠町1丁目 (ただし, 359番地~361番地を除く。)</p> <p>鹿島町1丁目, 鹿島町2丁目, 鹿島町3丁目</p> <p>金沢町</p> <p>金沢町1丁目, 金沢町2丁目, 金沢町3丁目, 金沢町4丁目, 金沢町5丁目, 金沢町6丁目, 金沢町7丁目</p> <p>かみあい町1丁目, かみあい町2丁目, かみあい町3丁目</p> <p>神峰町1丁目, 神峰町2丁目, 神峰町3丁目, 神峰町4丁目</p> <p>河原子町1丁目, 河原子町2丁目, 河原子町3丁目, 河原子町4丁目</p> <p>久慈町1丁目, 久慈町2丁目, 久慈町3丁目, 久慈町4丁目, 久慈町5丁目, 久慈町6丁目, 久慈町7丁目</p> <p>国分町1丁目, 国分町2丁目, 国分町3丁目</p> <p>幸町1丁目, 幸町2丁目, 幸町3丁目</p> <p>桜川町1丁目, 桜川町2丁目, 桜川町3丁目, 桜川町4丁目</p> <p>城南町1丁目, 城南町2丁目, 城南町3丁目, 城南町4丁目, 城南町5丁目</p>
-------	---

茨 城 県	<p>白銀町1丁目, 白銀町2丁目, 白銀町3丁目 未広町1丁目, 未広町2丁目, 未広町3丁目, 未広町4丁目, 未広町5丁目 助川町1丁目, 助川町2丁目, 助川町3丁目, 助川町4丁目, 助川町5丁目 助川町のうち 砥岫, 小平沢, 銭ヶ平, 東平, 法花山, 数沢, 鬼ヶ久保, シノカラ, 樋口, 要害下, 要害, 沢山, 兎平, 腰の塚 諏訪町1丁目, 諏訪町2丁目, 諏訪町3丁目, 諏訪町4丁目, 諏訪町5丁目, 諏訪町6丁目 諏訪町のうち 山ノ神, 真直沢, 山田, 黒目作, 柏立, 金子ヶ作, 小丸山, 堂平, 山ノ神久保, 中ノ沢, 富士山, 富士山下飛地, 富士山沢 台原町1丁目, 台原町2丁目, 台原町3丁目 高鈴町1丁目, 高鈴町2丁目, 高鈴町3丁目, 高鈴町4丁目, 高鈴町5丁目 多賀町1丁目, 多賀町2丁目, 多賀町3丁目, 多賀町4丁目, 多賀町5丁目 田尻町1丁目, 田尻町2丁目, 田尻町3丁目, 田尻町4丁目, 田尻町5丁目, 田尻町6丁目, 田尻町7丁目 千石町1丁目, 千石町2丁目, 千石町3丁目, 千石町4丁目 中成沢町1丁目, 中成沢町2丁目, 中成沢町3丁目, 中成沢町4丁目 中丸町1丁目, 中丸町2丁目 滑川町 滑川町1丁目, 滑川町2丁目, 滑川町3丁目 滑川本町1丁目, 滑川本町2丁目, 滑川本町3丁目, 滑川本町4丁目, 滑川本町5丁目 成沢町のうち 見附下 西成沢町1丁目, 西成沢町2丁目, 西成沢町3丁目, 西成沢町4丁目 塙山町1丁目, 塙山町2丁目 東大沼町1丁目, 東大沼町2丁目, 東大沼町3丁目, 東大沼町4丁目 東金沢町1丁目, 東金沢町2丁目, 東金沢町3丁目, 東金沢町4丁目, 東金沢町5丁目 東多賀町1丁目, 東多賀町2丁目, 東多賀町3丁目, 東多賀町4丁目, 東多賀町5丁目 東町1丁目, 東町2丁目, 東町3丁目, 東町4丁目</p>
-------	---

茨 城 県	東滑川町 1 丁目, 東滑川町 2 丁目, 東滑川町 3 丁目, 東滑川町 4 丁目, 東滑川町 5 丁目 東成沢町 1 丁目, 東成沢町 2 丁目, 東成沢町 3 丁目 日高町 1 丁目, 日高町 2 丁目, 日高町 3 丁目, 日高町 4 丁目, 日高町 5 丁目 平和町 1 丁目, 平和町 2 丁目 弁天町 1 丁目, 弁天町 2 丁目, 弁天町 3 丁目 みかの原町 1 丁目, みかの原町 2 丁目 水木町 1 丁目, 水木町 2 丁目 みなと町 南高野町 1 丁目, 南高野町 2 丁目, 南高野町 3 丁目 宮田町 1 丁目, 宮田町 2 丁目, 宮田町 3 丁目, 宮田町 4 丁目, 宮田町 5 丁目 宮田町のうち 新宮林, 銭ヶ平, 裏白, 天神森 本宮町 1 丁目, 本宮町 2 丁目, 本宮町 3 丁目, 本宮町 4 丁目, 本宮町 5 丁目 森山町 森山町 1 丁目, 森山町 2 丁目, 森山町 3 丁目, 森山町 4 丁目, 森山町 5 丁目 若葉町 1 丁目, 若葉町 2 丁目, 若葉町 3 丁目
-------	---

茨 城 県	<p>龍ヶ崎市 愛戸町 泉町のうち 主要地方道竜ヶ崎阿見線以東 板橋町 稲荷新田 入地町 薄倉町 大塚町のうち 字ナブニヤ, 字羽山3097-17 貝原塚町 門倉新田町 上大徳新町 川崎町 川原代町 北方町のうち 県道209号線以南かつ市道第6-414号線以南かつ市道第6-375号線以南, 県道209号線以北かつ市道第6-376号線以南 久保台1丁目, 久保台2丁目, 久保台3丁目, 久保台4丁目 向陽台1丁目, 向陽台2丁目, 向陽台3丁目, 向陽台4丁目, 向陽台5丁目 小柴1丁目, 小柴2丁目, 小柴3丁目, 小柴4丁目, 小柴5丁目 小通幸谷町 佐貫1丁目, 佐貫2丁目, 佐貫3丁目, 佐貫4丁目 佐貫町 城ノ内1丁目, 城ノ内2丁目, 城ノ内3丁目, 城ノ内4丁目, 城ノ内5丁目 庄兵衛新田町のうち 県道243号線以南 白羽1丁目, 白羽2丁目, 白羽3丁目, 白羽4丁目 大徳町 出し山町 中里1丁目, 中里2丁目, 中里3丁目 中根台1丁目, 中根台2丁目, 中根台3丁目, 中根台4丁目, 中根台5丁目 長山1丁目, 長山2丁目, 長山3丁目, 長山4丁目, 長山5丁目, 長山6丁目, 長山7丁目, 長山8丁目 馴馬町 (ただし, 牛久市女化町に囲まれた飛地を除く。) 馴柴町</p>
-------	--

茨 城 県	<p>羽黒町のうち 県道209号線以南 羽原町 姫宮町 平台1丁目, 平台2丁目, 平台3丁目, 平台4丁目, 平台5丁目 藤が丘1丁目, 藤が丘2丁目, 藤が丘3丁目, 藤が丘4丁目, 藤が丘5丁目, 藤が丘6丁目, 藤が丘7丁目 別所町 松ヶ丘1丁目, 松ヶ丘2丁目, 松ヶ丘3丁目, 松ヶ丘4丁目 松葉1丁目, 松葉2丁目, 松葉3丁目, 松葉4丁目, 松葉5丁目, 松葉6丁目 緑町 南が丘1丁目, 南が丘2丁目, 南が丘3丁目, 南が丘4丁目, 南が丘5丁目, 南が丘6丁目 南中島町 八代町 野原町 龍ヶ崎旧市内 若柴町</p> <p>牛久市 牛久町 岡見町 奥原町 小坂町 柏田町 (ただし, 柏田川以南かつ市道8号線以東かつ市道1068号線以北を 除く。) 桂町のうち 市道1763号線以南かつ市道2473号線以南かつ市道1969号線以 南かつ桂川以東, 2200番地 上柏田1丁目, 上柏田2丁目, 上柏田3丁目, 上柏田4丁目 神谷1丁目, 神谷2丁目, 神谷3丁目, 神谷4丁目, 神谷5丁目, 神谷6丁目 刈谷町1丁目, 刈谷町2丁目, 刈谷町3丁目, 刈谷町4丁目, 刈谷町5丁目 栄町1丁目, 栄町2丁目, 栄町3丁目, 栄町4丁目, 栄町5丁目, 栄町6丁目 さくら台1丁目, さくら台2丁目, さくら台3丁目, さくら台4丁目のうち市道1567号線以南 猪子町 下根町</p>
-------	---

茨城県	<p> 城中町 田宮 2 丁目, 田宮 3 丁目 田宮町 中央 1 丁目, 中央 2 丁目, 中央 3 丁目, 中央 4 丁目, 中央 5 丁目 遠山町 中根町 東大和田町 東獺穴町 ひたち野西 1 丁目, ひたち野西 2 丁目, ひたち野西 3 丁目, ひたち野西 4 丁目 ひたち野東 1 丁目, ひたち野東 2 丁目, ひたち野東 3 丁目, ひたち野東 4 丁目, ひたち野東 5 丁目, 南 1 丁目, 南 2 丁目, 南 3 丁目, 南 4 丁目, 南 5 丁目, 南 6 丁目, 南 7 丁目 </p> <p> つくば市 赤塚 旭 吾妻 1 丁目, 吾妻 2 丁目, 吾妻 3 丁目, 吾妻 4 丁目 天久保 1 丁目, 天久保 2 丁目, 天久保 3 丁目, 天久保 4 丁目 天寶喜 新井 新牧田 飯田 池の台 池向 市之台 稲岡 稲荷川 稲荷前 今泉 上野 上ノ室 梅園 1 丁目, 梅園 2 丁目 榎戸 大井 大久保 大白裕 (ただし、市道 1 級 57 号線以西を除く) 大曾根 大穂 大わし 岡村新田 小荃 小野川 小野崎 面野井 (市道 1 級 55 号線以西かつ、県道土浦坂東線以南および市道 5-1338 号線以西) </p>
-----	--

かつ、市道 1019 号線以西を除く) ただし島名内の飛び地は含む
 学園の森 1 丁目, 学園の森 2 丁目, 学園の森 3 丁目
 学園南 1 丁目, 学園南 2 丁目, 学園南 3 丁目
 梶内
 春日 1 丁目, 春日 2 丁目, 春日 3 丁目, 春日 4 丁目
 片田
 葛城根崎
 要
 上萱丸
 上河原崎
 上河原崎下河原崎入会地
 上境 (ただし、県道藤沢荒川沖線以東、市道 1 級 46 号線以東を除く。)
 上沢
 上原
 上横場
 苅間
 観音台 1 丁目, 観音台 2 丁目, 観音台 3 丁目
 北郷
 北中島
 北中妻
 北原
 倉掛
 栗原
 研究学園 1 丁目, 研究学園 2 丁目, 研究学園 3 丁目, 研究学園 4 丁目,
 研究学園 5 丁目, 研究学園 6 丁目, 研究学園 7 丁目
 高野
 高野台 1 丁目, 高野台 2 丁目, 高野台 3 丁目
 小白碓 (ただし、市道 1 級 57 号線以西を除く。)
 金田
 佐
 妻木
 西郷
 栄 (ただし、県道藤沢荒川沖線以東、市道 1 級 46 号線以東を除く。)
 酒丸元西谷ヶ代 506 番地および 507 番地
 桜 1 丁目, 桜 2 丁目, 桜 3 丁目
 酒丸 (ただし、県道土浦境線以南を除く。)
 大角豆
 篠崎 (ただし、市道 1 級 25 号線以西および市道 1 級 25 号線との交差点以西の県道つ
 くば千代田線以南かつ、市道 1008 号線以南かつ、市道 2-2246 号線以南を除く。)
 柴崎
 島
 島名のうち
 県道土浦坂東線以南
 下萱丸
 下河原崎

下原
下平塚
下広岡
下横場
城山
菅間（ただし、稲荷原内の飛び地は除く。）
千現1丁目、千現2丁目
台町2丁目（旧大字上横場であった地域。）、台町3丁目（旧大字上横場であった地域。）
平（ただし、市道1級57号線以西を除く。）
高崎
鷹野原
高見原1丁目、高見原2丁目、高見原3丁目、高見原4丁目、高見原5丁目
竹園1丁目、竹園2丁目、竹園3丁目
立原
館野
玉取
筑穂1丁目、筑穂2丁目、筑穂3丁目
手代木
天王台1丁目、天王台2丁目、天王台3丁目
東光台1丁目、東光台2丁目、東光台3丁目、東光台4丁目、東光台5丁目
遠東
豊里の杜1丁目、豊里の杜2丁目
中内
中根（ただし、県道藤沢荒川沖線以東、市道1級46号線以東を除く。）
中野
中東原新田
長峰
中山
並木1丁目、並木2丁目、並木3丁目、並木4丁目
西大井
西大沼
西大橋
西岡
西栗山
西沢
西の沢
西平塚
二の宮1丁目、二の宮2丁目、二の宮3丁目、二の宮4丁目
沼崎
根崎
野畑
蓮沼
八幡台
百家

<p>花島新田 花園 花畑 1 丁目, 花畑 2 丁目, 花畑 3 丁目 花室 羽成 (ただし、県道谷田部牛久線以西を除く。) 原 東 1 丁目, 東 2 丁目 東新井 東岡 東平塚 樋の沢 藤本 古館 宝陽台 前野 (ただし、市道 2 級 17 号線、市道 2-2245 号線および県道長高野北条線以西を除く。) 牧園 真瀬 (ただし、国道 354 号線以北および県道島名福岡線以西を除く。) 松代 1 丁目, 松代 2 丁目, 松代 3 丁目, 松代 4 丁目, 松代 5 丁目 松野木 松の里 水堀 (ただし、市道 1 級 57 号線、市道 5-1550 号線、市道 5-1422 号線以西を除く。) 緑ヶ原 1 丁目, 緑ヶ原 2 丁目, 緑ヶ原 3 丁目, 緑ヶ原 4 丁目 南中妻 南原 水守 (市道 1-4537 号線以西、ただし前野に隣接する飛び地は除く。) 御幸が丘 明神 森の里 柳橋 谷田部 (国道 354 号線以南および西谷田川以东を除く。ただし、常磐自動車道以南かつ県道谷田部牛久線以东は含む。) 山中 横町 (県道藤沢荒川沖線以东、市道 1 級 46 号線以东を除く、ただし金田内の飛び地は含む。) 若栗 (ただし、県道谷田部牛久線以西を除く。) 若葉 若森 和台 和台原のうち 県道つくば真岡線以东かつ、市道 1002 号線以北</p> <p>つくばみらい市 小張のうち 県道谷田部小張線以西および市道 11077 号線以北</p>
--

坂野新田

紫峰ヶ丘 1 丁目, 紫峰ヶ丘 2 丁目, 紫峰ヶ丘 3 丁目, 紫峰ヶ丘 4 丁目,
紫峰ヶ丘 5 丁目

台 (ただし、逆瀬川以西および飛び地を除く。)

田村のうち

市道 1 級 8 号線以南かつ、市道 2 級 4 号線以南および市道 22118 号線以南か
つ、台通用水路以東

中原のうち

市道 2 級 4 号線以南

西榑戸のうち

台通用水路以東

東榑戸のうち

台通用水路以東

東榑戸西榑戸入会地

福岡のうち

字建出山および台にある逆瀬川以東の飛び地

富士見ヶ丘 1 丁目, 富士見ヶ丘 2 丁目, 富士見ヶ丘 3 丁目, 富士見ヶ丘 4 丁目
谷口のうち

市道 11077 号線以北および台通用水路以東

陽光台 1 丁目, 陽光台 2 丁目, 陽光台 3 丁目, 陽光台 4 丁目

茨 城 県	<p>利 根 町</p> <p>奥山のうち 県道 209 号線以南</p> <p>下井 下曾根 四季の丘 1 丁目， 四季の丘 2 丁目 大平 中田切 羽根野 羽中 早尾 布川 もえぎ野台 1 丁目， もえぎ野台 2 丁目， もえぎ野台 3 丁目， もえぎ野台 4 丁目， もえぎ野台 5 丁目 横須賀のうち 町道 0101 号線以北かつ町道 0102 号線以北</p> <p>取 手 市</p> <p>片町 神浦 櫛木 小浮気のうち J R 常磐線以北 桜が丘 1 丁目， 桜が丘 2 丁目， 桜が丘 3 丁目， 桜が丘 4 丁目 渋沼 清水のうち J R 常磐線以北 平野 藤代（ただし， 小林住宅藤代第 1 ・ 第 2 団地の簡易ガス事業の供給地点を除く。） 藤代南 1 丁目， 藤代南 2 丁目， 藤代南 3 丁目 宮和田</p> <p>稲敷郡阿見町</p> <p>大字荒川本郷のうち 乙戸川以南 小池のうち 乙戸川以北 福田のうち 乙戸川以北 星の里 吉原</p> <p>稲敷郡美浦村</p> <p>大字興津（ただし 916-2～17、 917-1～8、 2104、 2105、 2106、 2107、 2108-1～11、 2109-1～10 を除く） 大字信太 大字美駒</p>
-------	---

稲敷市

江戸崎甲のうち

4344 - 13、4344 - 290、4344 - 291

栃 木 県	<p>宇都宮市</p> <p>旭1丁目, 旭2丁目</p> <p>明保野町</p> <p>石井町のうち</p> <p> 国道4号(新4号)以西</p> <p>一ノ沢町</p> <p>一の沢1丁目, 一の沢2丁目</p> <p>一番町</p> <p>一条1丁目, 一条2丁目, 一条3丁目, 一条4丁目</p> <p>今宮1丁目, 今宮2丁目, 今宮3丁目, 今宮4丁目</p> <p>今泉町</p> <p>今泉新町</p> <p>今泉1丁目, 今泉2丁目, 今泉3丁目, 今泉4丁目, 今泉5丁目</p> <p>泉町</p> <p>泉が丘1丁目, 泉が丘2丁目, 泉が丘3丁目, 泉が丘4丁目, 泉が丘5丁目, 泉が丘6丁目, 泉が丘7丁目</p> <p>池上町</p> <p>岩曾町</p> <p>江野町</p> <p>江曾島町</p> <p>江曾島本町</p> <p>江曾島1丁目, 江曾島2丁目, 江曾島3丁目, 江曾島4丁目, 江曾島5丁目</p> <p>駅前通り1丁目, 駅前通り2丁目, 駅前通り3丁目</p> <p>大通り1丁目, 大通り2丁目, 大通り3丁目, 大通り4丁目, 大通り5丁目</p> <p>大曾1丁目, 大曾2丁目, 大曾3丁目, 大曾4丁目, 大曾5丁目</p> <p>大塚町</p> <p>小幡1丁目, 小幡2丁目</p> <p>御蔵町</p> <p>春日町</p> <p>上大曾町</p> <p>上欠町</p> <p>上桑島町のうち</p> <p> 主要地方道宇都宮・真岡線以西</p> <p>上戸祭1丁目</p> <p>上戸祭町のうち</p> <p> 国道119号線以南</p> <p>上横田町</p>
-------	--

<p>栃 木 県</p>	<p>川田町のうち 市道472号線以北 川向町 河原町 瓦谷町のうち 字左前, 字摩屋畑, 字笹山, 字立野, 字北久保 京町 菊水町 清住1丁目, 清住2丁目, 清住3丁目 清原工業団地 北一の沢町 駒生町のうち 主要地方道宇都宮・今市線以北かつ市道2457号線以東 駒生1丁目 越戸町 越戸1丁目, 越戸2丁目, 越戸3丁目, 越戸4丁目 さるやま町のうち 字南原, 字東, 字大久保, 字東原 幸町 材木町 桜1丁目, 桜2丁目, 桜3丁目, 桜4丁目, 桜5丁目 栄町 三番町 宿郷1丁目, 宿郷2丁目, 宿郷3丁目, 宿郷5丁目 下岡本町のうち 国道4号線以北 下河原町 下河原1丁目 下栗町 下栗1丁目 下戸祭1丁目, 下戸祭2丁目 新町1丁目, 新町2丁目 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目 雀の宮1丁目, 雀の宮2丁目, 雀の宮3丁目, 雀の宮4丁目 住吉町 千波町 台新田町</p>
--------------	---

<p>栃 木 県</p>	<p>竹下町 竹林町 宝木町 1 丁目, 宝木町 2 丁目 大寛 1 丁目, 大寛 2 丁目 滝谷町 滝の原 1 丁目, 滝の原 2 丁目, 滝の原 3 丁目 中央本町 中央 1 丁目, 中央 2 丁目, 中央 3 丁目, 中央 5 丁目 鶴田町 伝馬町 天神 1 丁目, 天神 2 丁目 砥上町のうち 主要地方道宇都宮・楡木線以北 戸祭町 戸祭元町 戸祭台 戸祭 1 丁目, 戸祭 2 丁目, 戸祭 3 丁目, 戸祭 4 丁目 豊郷台 1 丁目, 豊郷台 2 丁目, 豊郷台 3 丁目 問屋町 中岡本町のうち 新鬼怒川橋に通じる国道 4 号線以北 中河原町 中久保 1 丁目, 中久保 2 丁目 中戸祭町 中戸祭 1 丁目 中一の沢町 仲町 長岡町 西 1 丁目, 西 2 丁目, 西 3 丁目 西一の沢町 西刑部町 西川田町のうち 主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線(宇都宮環状道路)以東かつ国道 1 2 1 号(宇都宮環状道路)以北 西川田 1 丁目 西大寛 1 丁目, 西大寛 2 丁目</p>
--------------	---

<p>栃 木 県</p>	<p>西原1丁目, 西原2丁目, 西原3丁目 西原町 錦1丁目, 錦2丁目, 錦3丁目 二番町 馬場通り1丁目, 馬場通り2丁目, 馬場通り3丁目, 馬場通り4丁目 花房1丁目, 花房2丁目, 花房3丁目 花房本町 花園町 塙田1丁目, 塙田2丁目, 塙田3丁目, 塙田4丁目, 塙田5丁目 八幡台 東岡本町のうち 新鬼怒川橋に通じる国道4号線以北 東宿郷1丁目, 東宿郷2丁目, 東宿郷3丁目, 東宿郷4丁目, 東宿郷5丁目, 東宿郷6丁目 東戸祭1丁目 東塙田1丁目, 東塙田2丁目 東町 東峰町 東原町 東浦町 東今泉1丁目, 東今泉2丁目 東宝木町 東築瀬1丁目 平松町 平松本町 平出工業団地 日の出1丁目, 日の出2丁目 不動前1丁目, 不動前2丁目, 不動前3丁目, 不動前4丁目, 不動前5丁目 富士見が丘1丁目, 富士見が丘2丁目(ただし, 宇都宮ローズタウン簡易ガス供給地点を除く。), 富士見が丘3丁目, 富士見が丘4丁目 双葉1丁目, 双葉2丁目, 双葉3丁目 二荒町 細谷町 星が丘1丁目, 星が丘2丁目 本町 本丸町</p>
--------------	--

<p>栃 木 県</p>	<p> 曲師町 松原 1 丁目, 松原 2 丁目, 松原 3 丁目 松が峰 1 丁目, 松が峰 2 丁目 御幸町 御幸本町 瑞穂 1 丁目, 瑞穂 2 丁目, 瑞穂 3 丁目 峰町 峰 1 丁目, 峰 2 丁目, 峰 3 丁目, 峰 4 丁目 宮町 宮原 1 丁目, 宮原 3 丁目, 宮原 4 丁目, 宮原 5 丁目 宮本町 宮園町 緑 1 丁目, 緑 2 丁目, 緑 3 丁目, 緑 4 丁目, 緑 5 丁目 操町 南大通り 1 丁目, 南大通り 2 丁目, 南大通り 3 丁目, 南大通り 4 丁目 南一の沢町 南高砂町 睦町 元今泉 1 丁目, 元今泉 2 丁目, 元今泉 3 丁目, 元今泉 4 丁目, 元今泉 5 丁目, 元今泉 6 丁目, 元今泉 7 丁目 築瀬町 (ただし, 住宅生協築瀬団地の簡易ガス事業の供給地点を除く。) 築瀬 1 丁目, 築瀬 2 丁目, 築瀬 3 丁目, 築瀬 4 丁目 山本町 山本 1 丁目, 山本 2 丁目, 山本 3 丁目 八千代 1 丁目, 八千代 2 丁目 弥生 1 丁目, 弥生 2 丁目 大和 1 丁目, 大和 2 丁目, 大和 3 丁目 吉野 1 丁目, 吉野 2 丁目 陽西町 陽東 1 丁目, 陽東 2 丁目, 陽東 3 丁目, 陽東 4 丁目, 陽東 5 丁目 陽東 6 丁目, 陽東 7 丁目, 陽東 8 丁目 陽南 1 丁目, 陽南 2 丁目, 陽南 3 丁目, 陽南 4 丁目 六道町 若草 1 丁目, 若草 2 丁目, 若草 3 丁目, 若草 4 丁目, 若草 5 丁目 若松原 1 丁目, 若松原 2 丁目 板戸町のうち 字下原 刈沼町のうち 市道 3 6 3 号線以東かつ主要地方道宇都宮・向田線以北 および主要地方道宇都宮・茂木線以北 </p>
--------------	--

<p>栃 木 県</p>	<p>道場宿町のうち 市道 3 6 3 号線以東かつ主要地方道宇都宮・向田線以北 および主要地方道宇都宮・茂木線以北</p> <p>野高谷町のうち 主要地方道宇都宮・向田線以北 および主要地方道宇都宮・茂木線以北</p> <p>満美穴町のうち 市道 3 6 3 号線以東かつ主要地方道宇都宮・向田線以北 および主要地方道宇都宮・茂木線以北</p> <p>下桑島町</p> <p>砂田町のうち 国道 1 2 1 号線以南</p> <p>屋板町のうち 国道 1 2 1 号線以南かつ市道 6 9 7 号線以東</p> <p>中島町のうち 主要地方道宇都宮・結城線以東</p> <p>東谷町のうち 市道 6 9 7 号線以東かつ県道雀宮・真岡線以北</p> <p>平塚町</p> <p>真 岡 市</p> <p>鬼怒ヶ丘</p> <p>亀山のうち 県道雀宮・真岡線以南かつ国道 4 0 8 号線より東かつ国道 4 0 8 号線バイパスより西</p> <p>長田のうち 国道 4 0 8 号線より東かつ北関東自動車道及び北関東自動車道真岡インターチェンジにおいて水戸方面出口から国道 4 0 8 号線バイパス宇都宮方面出口に至るランプより北</p> <p>中のうち 油川以東</p> <p>松山町</p> <p>寺内</p>
--------------	--

<p>栃 木 県</p>	<p>河内郡上三川町 しらさぎ3丁目 大字西汗のうち 江川以西かつ県道雀宮・真岡線以北（ただし、美里団地簡易ガス事業の供給地点を除く。） 大字磯岡のうち 県道雀宮・真岡線以北（ただし、美里団地簡易ガス事業の供給地点を除く。）</p> <p>芳賀郡芳賀町 芳賀台 下高根沢のうち 主要地方道宇都宮・向田線以南</p> <p>塩谷郡高根沢町 上高根沢のうち 主要地方道宇都宮・向田線以南</p> <p>下都賀郡壬生町 みぶ羽生田産業団地</p>
--------------	---

群馬県

邑楽郡邑楽町

赤堀のうち

新堀川より西側

邑楽郡千代田町

上中森

萱野

舞木のうち

町道25号線より北側

(2) 群馬地区他 (45MJ 地区)

群 馬 県	高 崎 市 相生町 赤坂町 旭町 東町 あら町 飯玉町 飯塚町 石原町 稲荷町 井野町 岩押町 岩鼻町 請地町 歌川町 江木町 大沢町 大橋町 貝沢町 鍛冶町 嘉多町 片岡町 1 丁目, 片岡町 2 丁目, 片岡町 3 丁目 上大類町 上小鳥町 上佐野町 上滝町 上豊岡町のうち J R 信越本線以北 上中居町 上並榎町 上和田町 北通町 北双葉町 木部町のうち 字中久保田, 字上久保田 九蔵町
-------	---

群 馬 県	倉賀野町 栗崎町 剣崎町 小八木町のうち 国道17号線以東かつ市道O126号線以南, 字葦貝戸 栄町 佐野窪町 鞆町 柴崎町 芝塚町 島野町 下小鳥町 下小埜町 下佐野町 下齋田町 下滝町 下中居町 下之城町 下横町 下和田町1丁目, 下和田町2丁目, 下和田町3丁目, 下和田町4丁目, 下和田町5丁目 宿大類町 宿横手町のうち 市道O253号線以北 正観寺町のうち 字天神久保 城山町1丁目, 城山町2丁目 昭和町 白銀町 真町 新後閑町 新紺屋町 新田町 新保町のうち 染谷川以西かつ主要地方道高崎・駒形線以北かつ井野川以北 新保田中町 未広町 砂賀町 住吉町 堰代町 田町 高砂町
-------	--

群 馬 県	<p>高関町 高松町 竜見町 台町 台新田町 筑縄町 椿町 鶴見町 寺尾町 天神町 通町 稻荷台町 常盤町 問屋町 1 丁目，問屋町 2 丁目，問屋町 3 丁目，問屋町 4 丁目 問屋町西 1 丁目，問屋町西 2 丁目 中尾町 中居町 1 丁目，中居町 2 丁目，中居町 3 丁目，中居町 4 丁目 中紺屋町 並榎町 成田町 西横手町 日光町 根小屋町 乗附町 萩原町のうち 市道 G 3 1 号線以北かつ市道 G 3 4 号線以北かつ市道 G 6 1 7 号線以北かつ字上八幡と字石橋との小字境以北かつ字上八幡と字船渡登との小字境以北， 字下川原，字沖中， 市道 G 1 3 号線以西かつ市道 G 1 3 3 号線以南かつ市道 G 1 2 3 号線以東 浜尻町 東貝沢町 1 丁目，東貝沢町 2 丁目，東貝沢町 3 丁目，東貝沢町 4 丁目 東中里町</p>
-------	--

群馬県

聖石町
日高町
檜物町
双葉町
緑町 1 丁目, 緑町 2 丁目, 緑町 4 丁目
南町
南大類町
宮原町
宮元町
本町
元紺屋町
八島町
八千代町 1 丁目, 八千代町 2 丁目, 八千代町 3 丁目,
八千代町 4 丁目
八幡原町
矢中町
柳川町
山田町
山名町
羅漢町
弓町
四ツ屋町
寄合町
連雀町
若松町
綿貫町
和田町
和田多中町
菅谷町
引間町のうち
 主要地方道高崎・渋川線以西
保渡田町
棟高町
高浜町
 主要地方道高崎・榛名線以南
中里見町
 字川原, 字中川

群馬県	<p>前橋市</p> <p>青葉町</p> <p>朝倉町1丁目, 朝倉町2丁目, 朝倉町3丁目, 朝倉町4丁目</p> <p>朝倉町</p> <p>朝日町1丁目, 朝日町2丁目, 朝日町3丁目, 朝日町4丁目</p> <p>朝日が丘町</p> <p>天川町</p> <p>天川原町1丁目, 天川原町2丁目</p> <p>天川大島町1丁目, 天川大島町2丁目, 天川大島町3丁目</p> <p>天川大島町</p> <p>荒牧町4丁目</p> <p>荒牧町</p> <p>石倉町1丁目, 石倉町2丁目, 石倉町3丁目, 石倉町4丁目, 石倉町5丁目</p> <p>石倉町</p> <p>岩神町1丁目, 岩神町2丁目, 岩神町3丁目, 岩神町4丁目</p> <p>江田町</p> <p>大手町1丁目, 大手町2丁目, 大手町3丁目</p> <p>大利根町1丁目, 大利根町2丁目</p> <p>大友町1丁目, 大友町2丁目, 大友町3丁目</p> <p>大渡町1丁目, 大渡町2丁目</p> <p>表町1丁目, 表町2丁目</p> <p>上泉町</p> <p>上大島町</p> <p>上沖町</p> <p>上小出町1丁目, 上小出町2丁目, 上小出町3丁目</p> <p>上佐鳥町のうち</p> <p>市道15-591号線以南かつ市道00-294号線以西かつ市道00-295号線以北かつ市道00-162号線以東</p> <p>上新田町</p> <p>上細井町のうち</p> <p>主要地方道前橋西久保線以南</p> <p>勝沢町のうち</p> <p>字北曲輪, 字東曲輪, 字高鼻, 字河原畑</p> <p>川原町</p> <p>川曲町</p>
-----	---

群 馬 県	<p>北代田町 字道西，字道東，字中，字八反田，字薬師，字沼，字下宮， 字位田</p> <p>小相木町1丁目 小相木町 後家町 後閑町 幸塚町</p> <p>小坂子町のうち 市道00-041号線以南かつ農業用水金丸川以西， 字兎替戸のうち市道00-041号線以北，字五反田</p> <p>国領町1丁目，国領町2丁目 紅雲町1丁目，紅雲町2丁目</p> <p>小神明町のうち 市道05-205号線以南かつ市道00-030号線以南かつ 市道00-223号線以東</p> <p>小屋原町のうち J R 両毛線以南かつ主要地方道藤岡・大胡線以西</p> <p>五代町</p> <p>駒形町のうち 市道13-300号線以西かつ市道13-320号線以北かつ市道 00-095号線以西かつ市道13-333号線以北かつ主要地方 道藤岡・大胡線以北</p> <p>山王町1丁目，山王町2丁目 山王町 敷島町 下沖町 下大島町のうち J R 両毛線以南</p> <p>下小出町1丁目，下小出町2丁目，下小出町3丁目 下石倉町 下新田町 下細井町 昭和町1丁目，昭和町2丁目，昭和町3丁目</p>
-------	---

群 馬 県	<p> 城東町 1 丁目, 城東町 2 丁目, 城東町 3 丁目, 城東町 4 丁目, 城東町 5 丁目 新前橋町 住吉町 1 丁目, 住吉町 2 丁目 関根町 3 丁目 関根町のうち 広瀬川以西 総社町 1 丁目, 総社町 2 丁目, 総社町 3 丁目, 総社町 4 丁目 総社町植野 総社町総社 高花台 1 丁目, 高花台 2 丁目 千代田町 1 丁目, 千代田町 2 丁目, 千代田町 3 丁目, 千代田町 4 丁目, 千代田町 5 丁目 稻荷新田町 鳥取町 鳥羽町 問屋町 1 丁目, 問屋町 2 丁目 中内町 西片貝町 1 丁目, 西片貝町 2 丁目, 西片貝町 5 丁目 西善町 箱田町 端気町 広瀬町 1 丁目, 広瀬町 2 丁目, 広瀬町 3 丁目 日吉町 1 丁目, 日吉町 2 丁目, 日吉町 3 丁目, 日吉町 4 丁目 東善町のうち 市道 00-091 号線以北かつ主要地方道地方道藤岡・大胡線以東 かつ市道 00-096 号線以東 光が丘町 古市町 1 丁目 古市町 文京町 1 丁目, 文京町 2 丁目, 文京町 3 丁目, 文京町 4 丁目 平和町 1 丁目, 平和町 2 丁目 本町 1 丁目, 本町 2 丁目, 本町 3 丁目 前箱田町 前箱田町 2 丁目 三俣町 1 丁目, 三俣町 2 丁目, 三俣町 3 丁目 緑が丘町 </p>
-------	--

<p>群馬県</p>	<p> 嶺町のうち 主要地方道渋川・大胡線以西かつ市道00-214号線以南（ただし、市道06-359号線以西および市道06-361号線以西を除く。）、 字市之進 南町1丁目、南町2丁目、南町3丁目、南町4丁目 三河町1丁目、三河町2丁目 元総社町1丁目、元総社町2丁目 元総社町 六供町 六供町1丁目、六供町4丁目 若宮町1丁目、若宮町2丁目、若宮町3丁目、若宮町4丁目 </p> <p> 藤岡市 白石 三ツ木のうち 字東原 </p>
------------	---

群馬県	高崎市 新町
	藤岡市 藤岡（ただし、字外の平を除く。） 小林 岡之郷（ただし、字温井及び字温井東を除く。） 本郷字田中 本郷字田中東 本郷字尺地 中栗須 上栗須字岡前 上栗須字白山 上栗須字薬師前 篠塚字権平 篠塚字境塚 下栗須 下戸塚 上戸塚 立石字川久保のうち 999の2, 3, 4, 5 立石字遠沖のうち 1の1, 12の3, 13の1, 14の1, 23の1 下大塚字境塚のうち 778, 779, 780, 781, 782, 783, 785, 786, 787, 791 下大塚字大天白のうち 529, 530, 536 下大塚字円開のうち 745, 746, 747, 748, 749, 750-1, 750-2, 750-3, 751, 752-1, 752-2, 772, 773, 774, 775, 776, 777 下大塚字シン堀のうち 796, 797, 798, 799-1, 799-2, 800-1, 801-1, 803-1, 804-1, 804-2, 805-1, 805-3, 805-4, 805-5, 806-1, 806-2 中大塚字市海道のうち 234-3, 235-2, 235-9, 236-7, 236-8, 236-9, 236-10, 237-4 中大塚字棗海道のうち 248-2 中大塚字中道のうち 284-2, 284-3, 284-4 中大塚字八幡林のうち 342-2, 347-2, 347-7, 347-8 中大塚字薬師堂のうち 348-3

(3) 四街道 12A 地区 (38.51166MJ 地区)

千 葉 県	<p>千 葉 市 稲毛区 小深町 621-1~2、622-2、625</p> <p>四 街 道 市 内黒田のうち東関東自動車道より南（ただし、字立野を除く） 美しが丘 1 丁目 美しが丘 2 丁目 美しが丘 3 丁目 小名木のうち字西ノ内、字宮腰、字椎ノ木 栗山のうち東関東自動車道より南 さちが丘 1 丁目 さちが丘 2 丁目のうち住居表示 1~2 番、3 番 1~2 号、 4 番（ただし、4~6 号を除く） 5 番（ただし、3~6 号を除く）</p> <p>さつきヶ丘 鹿渡のうち字熊谷台、字押出、字汜、字牛コロ作、字内ノミ台、 字木戸場、字水上、字向柳作、字柳作、字前原、 字遠水上、字道作、字谷ツ田</p> <p>下志津新田 大日のうち東関東自動車道以南 中央 つくし座 1 丁目 870-3~15、870-17~20</p> <p>長岡のうち東関東自動車道より南 みのり町 めいわ 1 丁目 めいわ 2 丁目 めいわ 3 丁目 めいわ 4 丁目</p> <p>物井のうち東関東自動車道より南 四街道 四街道 1 丁目 四街道 2 丁目 四街道 3 丁目 和良比</p>
-------	--

2. 特定ガス導管事業の区間

なお、当該導管と接続し、一体的に維持・運用している導管がある場合は、その部分を含みます。

東京都	清瀬市下宿3丁目～(埼玉県)所沢市坂之下310 清瀬市下宿2丁目～(埼玉県)所沢市城404 立川市一番町2～昭島市武蔵野2-24 立川市一番町1～昭島市中神町1374
神奈川県	足柄上郡開成町牛島81～神奈川県足柄上郡開成町延沢1 足柄上郡大井町金手378番地～足柄上郡大井町金手378番地 足柄上郡中井町井ノ口1500～小田原市小竹1552-3 足柄上郡中井町井ノ口2928～秦野市西大竹634 足柄上郡中井町境498-1番地～足柄上郡中井町岩倉上の原270-1番地 綾瀬市蓼川1639～綾瀬市蓼川1639 海老名市下今泉3-2-10～海老名市上郷4-3-1 川崎市宮前区南平台16番地～川崎市宮前区南平台16番地 高座郡寒川町倉見714～高座郡寒川町倉見3 座間市緑ヶ丘5-7番地～座間市緑ヶ丘5-7番地 平塚市南金目373～平塚市南金目374 南足柄市竹松1005～南足柄市怒田1223 南足柄市和田河原955～南足柄市広町392番地
埼玉県	朝霞市浜崎145番地～朝霞市浜崎145番地 加須市砂原2022-1～加須市砂原2022-1 北足立郡伊奈町羽貫983番～北足立郡伊奈町羽貫983番 行田市長野4-29-27～行田市長野5-9-5 久喜市清久町1-1～久喜市清久町1-5 久喜市下清久21番地～久喜市清久町5 久喜市六万部665番地～加須市水深45 熊谷市御正新田17-1～深谷市本田1158 熊谷市西別府583-1～埼玉県熊谷市原井286 蓮田市西城3丁目203番地～蓮田市西新宿2丁目106番地 羽生市大沼1-1～羽生市上村君堤根272 深谷市上野台1450～埼玉県深谷市上野台1351 三郷市後谷94番地～(千葉県)野田市今上2900番地
千葉県	市原市千種1丁目16-15～市原市千種海岸2番1 印旛郡酒々井町墨1560番地～八街市八街は105番地先 木更津市畑沢1-12-14～千葉県君津市君津1番地 木更津市築地～千葉県君津市君津1番地 富里市七栄483-1地先～富里市日吉倉1422-1

千葉県	<p>千葉市花見川区作新台 4-5 ～ 習志野市東習志野 5-29</p> <p>千葉市若葉区御殿町 1 番 153 ～ 千葉市若葉区御殿町 1 番 153</p> <p>成田市南羽鳥 570-50 地先 ～ 千葉県印旛郡栄町矢口神明 1-6-1</p> <p>山武郡芝山町大里 57-15 地先 ～ 山武郡芝山町大里 334-1</p>
群馬県	<p>邑楽郡邑楽町赤堀 1429-8 ～ 邑楽郡邑楽町篠塚 54</p> <p>邑楽郡邑楽町赤堀 1503 ～ 館林市野辺町 904</p> <p>邑楽郡千代田町昭和 5 ～ 邑楽郡明和町矢島 900</p> <p>北群馬郡吉岡町大久保 901-1 ～ 群馬県渋川市石原 500</p> <p>高崎市神戸町 359-1 ～ 高崎市神戸町 359-1</p> <p>高崎市菅谷町 847-7 ～ 高崎市小八木町 307-3</p> <p>高崎市中里町 309-3 ～ 高崎市足門町 39-1</p> <p>前橋市朝倉町 542 ～ 前橋市下佐鳥町 1002</p> <p>前橋市亀里町 90-7 番地 ～ 前橋市亀里町 1074</p> <p>前橋市高井町 1 丁目 6 番地 ～ 前橋市高井町 1 丁目 6 番地</p> <p>館林市野辺町 906-1 ～ 館林市野辺町 906-1</p> <p>館林市野辺町 906-2 ～ 館林市野辺町 906-2</p>
茨城県	<p>古河市高野 1847 ～ 猿島郡境町塚崎 1370</p> <p>取手市清水 243 ～ 取手市毛有 380</p>
栃木県	<p>河内郡上三川町しらさぎ 3 丁目 51-6 ～ 河内郡上三川町上蒲生 2500 番地</p> <p>佐野市犬伏新町 1371-1 ～ 佐野市久保町 243</p> <p>真岡市長田 1676 番地 ～ 真岡市長田 1676 番地</p> <p>真岡市若旅 656 番地 ～ (茨城県) 筑西市小川 1500 番地</p>

連 結 託 送 供 給 約 款
(導管の連結点で払い出す託送供給)

平成29年4月1日実施

東京瓦斯株式会社

目次

I. 基本事項	1
1. 約款の適用.....	1
2. 託送供給約款の認可及び変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 引受条件.....	4
5. 提供を受けた情報の取り扱い.....	4
6. 日数の取り扱い.....	5
7. 実施細目.....	5
II. 託送供給契約の申し込み	6
8. 検討の申し込み.....	6
9. 託送供給の可否の検討及び通知.....	6
10. 契約の申し込み及び成立.....	7
11. 承諾の義務.....	8
12. 託送供給契約の単位.....	8
III. ガス量の算定	9
13. 検針.....	9
14. ガス量の単位.....	9
15. ガス量の算定.....	9
16. 精算料等の支払.....	10
17. 保証金.....	11
18. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担.....	12
IV. 託送供給	13
19. 託送供給の実施.....	13
20. 託送供給するガス量の差異に対する措置.....	13
21. ガスの過不足の精算.....	13
22. 託送供給の制限等.....	17
23. 託送供給の制限等の解除.....	18
24. 損害の賠償の免責.....	18
25. 立ち入り.....	18
V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等	19
26. 託送供給契約の継続、変更及び終了.....	19
27. 託送供給契約消滅後の関係.....	20
28. 名義の変更.....	20
29. 債権債務等の譲渡.....	20
VI. ガス工事	22
30. 本支管及び整圧器の新設・入替工事に伴う費用の負担.....	22
31. 工事費等の申し受け及び精算.....	22
VII. 保安等	23
32. 供給施設等の検査.....	23

33. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力.....	23
附 則	24
1. 実施期日	24
2. 定期修理時等における取り扱い.....	24
3. 約款等の閲覧場所.....	24
4. 乖離率に係る暫定的措置.....	24
(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア	25
(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法.....	26
(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備.....	28
(別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価	30
(別表第5) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式.....	32
[付 録]	33
1. この約款の適用.....	33
2. 当社窓口等.....	33
3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法	34

I. 基本事項

1. 約款の適用

- (1) 当社が以下の要件をともに満たす託送供給を行う場合、供給条件はこの託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
 - ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること
 - ② 託送供給の払い出しが連結点で行われること
 - ③ 4（引受条件）に規定する引受条件に適合すること
- (2) この約款は、当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12（供給区域等）に定める供給区域等に適用いたします。
- (3) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意したうえで、託送供給の申し込みをしていただきます。10（契約の申し込み及び成立）の定めに従い託送供給契約が成立したときは、この約款が託送供給契約の内容となります。

2. 託送供給約款の認可及び変更

- (1) この約款は、ガス事業法第48条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて設定したものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受け、又は経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、供給条件は、変更後の託送供給約款によります。
- (3) 当社は、この約款を変更する場合は、当社ホームページ、及び、営業所又は事務所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の意味は、次のとおりといたします。

- (1) 託送供給依頼者
ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために当社と託送供給契約を締結する方（受入検討又は供給検討の申し込みをする方、託送供給契約の申し込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 需要家
託送供給依頼者又はその卸供給先事業者（託送供給依頼者からガスの供給を受け、ガス小売事業を営むものをいいます。）がガスを供給する相手方となる者（卸供給先事業者は含まないものとします。）をいいます。
- (3) 熱量
摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。
- (4) 標準熱量
ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によって測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (5) 圧力
受入地点・連結点におけるガスの静圧力をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (6) 最高圧力
託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (7) 最低圧力

託送供給依頼者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(8) 受入地点

託送供給において、当社が託送供給依頼者からガスを当社の導管に受け入れる、ガスの受け渡しの地点をいいます。

(9) 連結点

託送供給において、当社が託送供給依頼者に対してガスを当社の導管から払い出すガスの受け渡しの地点（需要場所を除きます。）であって、当社が維持・運用するガスを供給する事業の用に供する導管と、他のガス導管事業者が維持・運用するガスを供給する事業の用に供する導管とが連結する地点をいいます。

(10) 需要場所

需要家が、託送供給依頼者から供給された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。

(11) 託送供給契約

託送供給約款、基本契約、及び個別契約を合わせた契約の総称をいいます。

(12) 基本契約

託送供給に関わる事項を託送供給依頼者ごとに定める契約をいいます。

(13) 個別契約

連結点ごとに適用される事項を定める契約をいいます。

(14) 契約年間託送供給量

託送供給契約に定める契約月別託送供給量の1年間の合計量をいいます。

(15) 契約月別託送供給量

託送供給契約に定める月別の託送供給量をいいます。

(16) 受入ガス量

当社が1託送供給依頼者から受入地点で受け入れる1時間ごとのガス量をいいます。

(17) 払出ガス量

当社が1託送供給依頼者に連結点で払い出す1時間ごとのガス量をいいます。

(18) 契約最大受入ガス量

託送供給契約に定める受入ガス量の最大値をいいます。

(19) 契約最大払出ガス量

託送供給契約に定める払出ガス量の最大値をいいます。

(20) 計画払出ガス量

託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をいいます。

(21) 月別受入ガス量

1託送供給依頼者の各受入地点における毎月1日0時を起点として、当該月末24時までの1か月ごとの受入ガス量及び調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。

(22) 月別払出ガス量

1託送供給依頼者の各連結点における1か月ごとの払出ガス量を合計したものをいい、温圧補正やガス量算定期間の補正により算定するものをいいます。なお、その詳細は、託送供給依頼者と締結する基本契約に定めます。

(23) 注入グループ

払出エリアが同一となる受入地点をあわせたグループをいいます。

(24) 払出エリア

任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは、当社があらかじめ設定するものとし、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）に定めます。なお、払出エリアは、製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。

(25) 注入計画

託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいいます。

(26) 振替供給

託送供給依頼者がガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける連結点に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、当社からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいいます。

(27) 月次繰越ガス量

月別払出ガス量と月別受入ガス量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガス量をいいます。

(28) 日次繰越ガス量

0時を起点として、当該日 24 時までの 1 日ごとの注入指示量又はこれに調整指令を反映させたガス量と受入ガス量に生じた差の合計値をいいます。

(29) 注入指示量

当社が託送供給依頼者に通知した受入地点ごとの導管へ注入する 1 時間ごとのガス量の計画値をいい、注入計画に日次繰越ガス量、月次繰越ガス量を反映したものをいいます。

(30) 調整指令

当社が当日の任意の時間において、導管へ注入するガス量を注入指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。

(31) ガス工作物

ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。

(32) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びそれらの附属施設をいいます。

(33) 本支管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第 4 条第 2 項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第 42 条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること

(34) 整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(35) ガスメーター

注入計画乖離補償料又は過不足ガス量精算料の算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(36) ガス工事

供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(37) 検針

ガス量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

(38) 供給者切替

同一の連結点に対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境に託送供給依頼者が変更されることをいいます。

(39) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金

額をいいます。

4. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、引き受ける託送供給が、当社が託送供給依頼者の託送供給を行う期間を通して以下の条件に適合したものであることが必要となります。

- (1) ガスの受入が当社の導管において行われ、かつ、ガスの払出が当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12（供給区域等）の「東京地区等」が適用される地区にガスを供給するための導管及び「東京地区等」を起点とする導管において行われるものであること。
- (2) ガスの払出が連結点において行われるものであること。また、振替供給を要する場合には、注入するガス量の増減調整を依頼された者の製造設備の余力の範囲内であること。
- (3) 1受入地点、1連結点、1託送供給依頼者について、1個別契約であること。（ただし、複数連結点がある場合であっても、当該複数連結点が同一の払出エリアに属する等当社が認める場合は、1個別契約が適用できます。）
- (4) 受入地点から連結点へ当社の導管で接続されていること。
- (5) 託送供給するガス量その他の託送供給条件が、受入地点から連結点への当社の導管の供給能力の範囲内であること、及び当社導管系統運用上において当社の託送供給の事業の遂行に支障を生じさせないものであること。
- (6) 受け入れるガスが、別表第2（受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法）に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。
- (7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。
- (8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。
- (9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3（ガスの受入のために必要となる設備）に掲げる設備等（個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。
- (10) 託送供給依頼者が受入地点において設置する設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。
なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。
 - ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入ガス量
 - ② 日次繰越ガスを翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
 - ③ 月次繰越ガスを翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- (11) 当該託送供給に関して、託送供給依頼者がガスの製造等を依頼する製造事業者等と当社が、調整指令に必要な調整契約を締結していること。
- (12) 託送供給依頼者において、保安上又はガスの安定供給上必要な場合に受入及び払出調整、緊急遮断等迅速な対応が可能な体制・設備を有すること。また、休日・夜間を含めた当社との連絡体制を確立すること。
- (13) 当社が、当該託送契約における連結点での事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者と事業者間精算契約を締結していること。

5. 提供を受けた情報の取り扱い

当社は、託送供給依頼者より提供を受けた情報については、託送供給及び保安業務の目的以外に使用いたしません。

6. 日数の取り扱い

この約款において、日数は、初日を含めて算定いたします。

7. 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、基本契約又は個別契約に定めるほか、そのつど託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、卸供給先事業者又は、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者と別途協議を行うことがあります。

Ⅱ. 託送供給契約の申し込み

8. 検討の申し込み

— 受入検討の申し込み —

(1) 当社の導管にガスの注入を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、当該受入地点に関して次の事項を明らかにして、当社に受け入れに関する検討（以下「受入検討」といいます。）の申し込みをしていただきます。受入検討は、受入地点単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 受入地点
- ② 最大受入ガス量
- ③ 受入開始希望日
- ④ 受入ガスの性状と圧力
- ⑤ 受入ガスの製造方式、原料調達計画又はガスの調達計画、及び管理体制
- ⑥ その他当社が必要と認める事項

(2) 当社は、受入検討に際して、費用を要した場合はその費用に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

— 供給検討の申し込み —

(3) ガスの払出の検討（以下「供給検討」といいます。）を希望する託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に供給検討の申し込みをしていただきます。供給検討は、連結点単位に、1 検討として申し込みをしていただきます。供給検討の申し込みに際して、受入検討を事前に行っていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するために、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。

- ① 連結点
- ② 月別託送供給量及び年間託送供給量
- ③ 払出開始希望日
- ④ 最大払出ガス量
- ⑤ 流量変動（1日における1時間あたりのガスの流量の変動）
- ⑥ 払い出すガスの圧力
- ⑦ 連結点における導管口径
- ⑧ その他当社が必要と認める事項

(4) 当社は、供給検討に際して、試掘調査など別途費用を要した場合はその費用に消費税等相当額を加算した金額を申し受けます。

(5) 供給検討は、当社が別途定める基準に該当する場合には、不要とします。

9. 託送供給の可否の検討及び通知

(1) 当社は、8（検討の申し込み）の受入検討の申し込みがあった場合には4（引受条件）についても確認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から90日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による受入が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、当該検討申し込みに係る受入の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

(2) 当社は、8（検討の申し込み）の供給検討の申し込みがあった場合には4（引受条件）についても確

認したうえで、その検討結果を原則として申し込み受付日から 90 日以内に託送供給依頼者に当社の定める様式により通知いたします。通知にあたっては、この約款による託送供給が可能な場合には託送供給依頼者に負担いただく金額の概算等を、当該検討申し込みに係る払出の引き受けが不可能な場合にはその理由を、付します。

- (3) 申し込みの内容により、(1) (2) に定める期間を超えて検討が必要な場合、及び追加検討を実施する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、検討期間を定めるものといたします。

10. 契約の申し込み及び成立

託送供給を希望する託送供給依頼者には、基本契約と個別契約を締結していただきます。個別契約の締結にあたっては、基本契約の締結を事前に行っていただきます。

— 基本契約の申し込みの場合 —

- (1) 基本契約の締結を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、契約開始日の 90 日前の日までに、基本契約の申し込みをしていただきます。ただし、契約開始日の変更が必要と当社が判断する場合には、当社は託送供給依頼者と協議のうえ、契約開始日を定めるものといたします。
- (2) 基本契約の申し込みの際し、8 (検討の申し込み) の受入検討の必要がある場合は、前項の内容に加え、9 (託送供給の可否の検討及び通知) (1) により当社が通知した供給条件に従い、9 (1) による検討結果の通知後、原則として 180 日以内に基本契約の申し込みをしていただきます。
- (3) 基本契約は当社と託送供給依頼者が書面等にて契約を締結したときに成立するものといたします。
- (4) 基本契約の期間は、当社の供給計画の期間内とし、原則として年単位といたします。

— 個別契約の申し込みの場合 —

- (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9 (託送供給の可否の検討及び通知) (2) により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給開始希望日を明示のうえ、託送供給開始希望日までに個別契約の申し込みをしていただきます。
- ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始希望日 (定例検針日の翌日といたします。) の前日から起算して 15 日空けた日までに申し込みをしていただきます。この日までに当該連結点に対する現在の個別契約の終了の申し込みが無い場合は、当該個別契約の申し込みを取り消します。
- (6) 個別契約の申し込みは、9 (託送供給の可否の検討及び通知) (2) による検討結果の通知後、原則として 180 日以内に行っていただきます。
- (7) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾した時に成立するものといたします。
- ただし、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約を締結いたします。
- (8) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として 1 年単位といたします。ただし、以下に掲げる申し出があり、当社が承諾した場合に限り、1 年単位としない契約を締結可能といたします。
- ① 個別契約締結時点において、当該連結点における卸供給先事業者又は、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の廃業及び移転が明らかな場合。ただし、同一連結点について、1 年未満で終了した個別契約がある場合には、その申し出を承諾できないことがあります。
- ② 託送供給依頼者が 1 年を超え 2 年未満の個別契約の締結を希望する場合であって、2 年次 (個別契約終了月から遡った 1 年間をいいます。) の供給条件を内容とする個別契約を 1 年次、2 年次通算して契約する場合。

— 託送供給の開始 —

- (9) 当社は、託送供給依頼者の個別契約の申し込みを承諾したときには、託送供給依頼者と協議のうえ、託送供給の開始日 (以下「託送供給開始日」といいます。) を定めます。
- (10) 当社は、やむを得ない理由によって託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった

場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。

- (11) 供給者切替による託送供給開始日は、13（検針）（4）に規定する定例検針日の翌日といたします。定例検針日と実際に検針を行なった日が異なる場合は、実際に検針を行った日の翌日といたします。

1 1. 承諾の義務

- (1) 当社は、託送供給契約の申し込みがあった場合には、(2) (3) (4) に規定する場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当社は、次に掲げる事由により託送供給契約を締結することが不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等により託送供給能力が減退した場合
 - ③ 申し込まれたガスの受入地点又は連結点が、特異地形等であって託送供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
 - ④ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力では託送供給が不可能又は著しく困難な場合
 - ⑤ その他やむを得ない場合
- (3) 当社は、託送供給依頼者が 22（託送供給の制限等）の事由に該当する場合や、託送供給依頼者が当社と他の託送供給契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務の履行状況によりやむを得ない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 当社は、託送供給依頼者が、4（引受条件）で定める条件又は 9（託送供給の可否の検討及び通知）(1) (2) で通知した供給の条件を満たさない場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(2) (3) (4) により託送供給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく託送供給依頼者にお知らせいたします。

1 2. 託送供給契約の単位

- (1) 当社は、1 託送供給依頼者について、1 基本契約を締結いたします。
- (2) (1) の規定に関わらず、当該託送供給依頼者が、別途当社と小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）に基づく基本契約を締結する場合は、原則として、その内容も含めた 1 基本契約を締結します。なお、この場合、19（託送供給の実施）、20（託送供給するガス量の差異に対する措置）及び 21（ガスの過不足の精算）の規定について、小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）に基づいて締結された基本契約と一体として取り扱うことがあります。
- (3) 1 託送供給依頼者につき 1 基本契約を適用し、1 連結点につき 1 個別契約を適用します。複数の連結点が、当社の同一払出エリアに属し、かつ連結点で導管が接続している他のガス導管事業者の同一払出エリアに属している場合等当社が認めた場合には、複数の連結点を 1 個別契約とすることもできます。それぞれの個別契約は原則として 1 基本契約に属するものといたします。

Ⅲ. ガス量の算定

13. 検針

— 受入地点の検針 —

- (1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は別途定めます。
- (2) 受入地点において当社が認める場合には、託送供給依頼者が指定する機器で計量を行う場合があります。
- (3) 当社は、検針の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

— 連結点の検針 —

- (4) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。
- (5) 当社は、(4)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
 - ① 新たに託送供給を開始した日
 - ② 26（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により、個別契約が終了した日
 - ③ ガスメーターを取り替えた日
 - ④ その他当社が必要と認めた日（託送供給依頼者との協議を行った場合であって、費用を要するときには、託送供給依頼者から別途定める金額を申し受けます。）
- (6) 当社は、検針の結果を速やかに託送供給依頼者に通知いたします。

— 連結点の検針の省略 —

- (7) 当社は、災害、感染症の流行、又はその他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

14. ガス量の単位

特に定めがない限り、ガス量は立方メートル単位の整数とし、検針時には小数点以下は読みません。

15. ガス量の算定

— 受入地点のガス量の算定 —

- (1) 当社は、原則として13（検針）(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は別途定めます。

ただし、受入地点が他の導管事業者との連結点である場合かつ1受入地点において当該託送供給に係るガスの受入と同時に他のガスの受入が行われる場合においては、原則として、月別払出ガス量（この場合、当社の維持する導管から払い出されたガスを受け入れる他のガス導管事業者が需要場所で計量し、算定した当該1か月のガス量を用いて算定する場合があります。）に基づき按分し、当該1か月のガス量を算定いたします。なお、当該託送供給に係るガス量を区分して算定できないと当社が判断した場合は、19（託送供給の実施）(1)で定める計画払出ガス量をふまえて、当該1か月のガス量を算定いたします。
- (2) ガスメーターの取替又は検査等により、ガスメーターによる計量が正しくできないことがあらかじめ明らかである場合には、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める算定方法によりガス量を確定するものといたします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社で別途合意のある場合はこの限りではありません。
- (3) ガスメーターの故障等によって正しく計量できなかった場合には、受入ガス量は、託送供給依頼者と

当社との協議によって定めるものといたします。

— 連結点のガス量の算定 —

(4) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その算定期間のガス量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された算定期間中のガス量を合算して、その算定期間のガス量といたします。

(5) (4) の「検針日」とは、次の日をいいます（(6)において同じ）。

① 13（検針）(4) 及び (5) ①②④の日であって、実際に検針を行った日。

(6) (4) の「算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（②の場合を除きます。）

② 新たに託送供給を開始した場合、その開始の日から次の検針日までの期間

(7) ガスメーターの取替又は検査等により、ガスメーターによる計量が正しくできないことがあらかじめ明らかである場合には、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める算定方法によりガス量を確定するものといたします。ただし、この場合の計量方法について、託送供給依頼者と当社で別途合意のある場合はこの限りではありません。

(8) 1の連結点において当該託送供給に係るガスの払出と同時に、他の託送供給依頼者によるガスの払出が行われる場合において、原則として、月別払出ガス量（この場合、当社の維持する導管と接続する他のガス導管事業者が需要場所で計量し、算定した当該月のガス量を用いて算定する場合があります。）に基づき(4)の値を按分し、当該月のガス量を算定いたします。ただし、当該託送供給に係るガス量を区分して計量できないと当社が判断した場合は、協議のうえ、(4)にかかわらず、19（託送供給の実施）(1)で定める計画払出ガス量を踏まえて、当該期間のガス量を算定することがあります。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の連結点におけるガス量算定等 —

(9) 当社は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合、あるいはガスメーター等の故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由によりガス量が不明の場合には、託送供給依頼者及び事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者と協議のうえ、ガス量を算定いたします。また、1の連結点において当該託送供給に係るガスの払出と同時に、他の託送供給依頼者によるガスの払出が行われる場合においては、他の託送供給依頼者とも協議いたします。

(10) 当社は、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）(2)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5（2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式）によりガス量を算定いたします。

16. 精算料等の支払

(1) 20（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。

(2) 21（ガスの過不足の精算）に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。

(3) 注入計画乖離補償料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。

(4) 過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。

(5) (3) (4) における支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日、12月29日及び12月30日をいいます。）の場合には、その直前の休日でない日を支払期限日といたします。

— 託送供給依頼者が当社に支払う場合 —

(6) 注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以上をまとめて以下「精算料等」といいます。）、延滞利

- 息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込みをしていただきます。
- (7) (6) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。
 - (8) (6) の支払にかかる費用は、託送供給依頼者の負担といたします。
 - (9) 精算料等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、精算料等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
 - (10) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる精算料等を支払われた直後に支払義務が発生する精算料等とあわせてお支払いいただきます。
 - (11) 延滞利息の支払義務は、原則として、(10) の規定に基づきあわせて支払っていただく精算料等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
 - (12) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(10) の規定に基づきあわせて支払っていただく精算料等の支払期限日と同じとします。
 - (13) 注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

— 当社が託送供給依頼者に支払う場合 —

- (14) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (15) (14) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (16) (14) の支払にかかる費用は、当社が負担いたします。
- (17) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (18) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する過不足ガス量精算料とあわせてお支払いいたします。
- (19) 延滞利息の支払義務は、原則として、(18) の規定に基づきあわせてお支払いする過不足ガス量精算料の支払発生義務日に発生したものとみなします。
- (20) 延滞利息の支払期限日は、(18) の規定に基づきあわせてお支払いする過不足ガス量精算料の支払期限日と同じとします。
- (21) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

17. 保証金

- (1) 当社は、託送供給依頼者から、この約款に基づく申し込み、託送供給の開始に先立って、又は供給継続若しくは再開の条件として、当該託送供給依頼者の想定精算料等の3か月分（前3か月分又は前年同期の同一期間の精算料等その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から保証金を預かっている場合において、その託送供給依頼者から支払期限日を経過しても注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料、延滞利息の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料、延滞利息に充当することがあります。この場合、保証金の不足分を託送供給依頼者に補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は26（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により託送供給契約が消滅したときは、保証金（(3)に規定する未収の注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料、延滞利息がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。なお、保証金には利息を付しません。

18. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担

(1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備、又は、受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社の施設・設備等を、新たに設置、更新、増強、改造等を行う必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加算した金額を託送供給依頼者に負担いただきます。1の連結点において当該託送供給に係るガスの払出と同時に、他の託送供給依頼者によるガスの払出が行われている場合の工事費の、それぞれの託送供給依頼者への割り振りは、託送供給依頼者との協議によって決定いたします。

受入のための託送供給に必要なガスメーター本体費用は当社が負担します。また、払出のための託送供給に必要なガスメーター本体費用並びに当該ガスメーターの更新費用、及び託送供給に必要な負荷計測器本体費用並びに当該負荷計測器の更新費用は当社が負担します。当該施設・設備等の所有権は、当社に帰属するものといたします。

また、本支管・整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担と所有区分については、別途、30（本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担）に定めるものといたします。

(2) 用地の確保及び当該用地の契約期間中の使用の継続に要する費用（専ら託送供給の用に供されるものに限ります。）は、託送供給依頼者から申し受けます。

(3) 託送供給の申し込みに伴い、(1)の工事が発生する場合には、託送供給依頼者は、工事に関する契約を別途締結していただきます。

(4) 当社は、(1)の規定により、託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日の前日までに全額申し受けます。

(5) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費を全額申し受けます。

(6) 当社は、次の事情によって工事費に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算することといたします。

① 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき

② 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき

③ その他工事費に著しい差異が生じたとき

(7) 工事に関する契約が変更又は解約される場合（当社の都合による場合を除きます。）は、当社が既に要した費用に加え、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

(8) (7)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。

① 既の実施した設計見積りの費用（消費税等相当額を含みます。）

② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）

③ 原状回復に要した費用（消費税等相当額を含みます。）

④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(9) 工事費は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込みをしていただきます。なお、振込手数料は託送供給依頼者の負担といたします。

IV. 託送供給

19. 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者は、託送供給の実施に先だち、計画払出ガスを策定し、当該計画払出ガスの対象日の前日の当社が別途定める時間までに通知していただきます。また、必要に応じて、1か月分の計画払出ガスを策定し、前月20日までに当社に通知していただくことがあります。受入地点が連結点のみの供給区域（当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12（供給区域等）に定めるものをいいます。）においては、対象日の計画払出ガスの通知を省略することがあります。
- (2) 当社は、注入グループごとに注入計画を算定します。なお、1注入グループに対して、複数の託送供給依頼者が通知した計画払出ガス量がある場合は、注入計画を計画払出ガス量に応じて按分し、託送供給依頼者ごとの注入計画を算定します。
- (3) 振替供給を行う場合、当社は（2）で算定する注入計画を修正します。
- (4) 当社は、（2）で算定した注入計画（（3）による修正があった場合は、修正された注入計画）に日次繰越ガス量及び月次繰越ガス量を反映し、注入指示量として託送供給依頼者に通知いたします。
- (5) 託送供給依頼者は、原則として注入指示量と受入ガス量が毎正時から始まる1時間ごとに、受入ガスを、注入指示量に一致するよう調整するものいたします。
- (6) 当社は調整指令を行うことがあります。調整指令の詳細は製造事業者等と別途締結する調整契約に定めるものいたします。なお、調整指令を行った時間帯の、当該製造事業者等にガスの製造等を依頼している託送供給依頼者の1時間ごとの受入ガス量は、調整指令前の注入指示量を満たしたものとみなします。

20. 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越ガス量が生じた場合、当社は原則当該日の2日後の注入計画に反映するものいたします。
- (2) 毎正時から始まる1時間ごとの注入指示量と受入ガス量に生じた差の絶対値が注入指示量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額といたします。

（受入ガス量が注入指示量を上回った場合）

$$(\text{受入ガス量} - \text{注入指示量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

（受入ガス量が注入指示量を下回った場合）

$$(\text{注入指示量} - \text{受入ガス量}) \times \text{注入計画乖離単価}$$

なお、注入計画乖離単価については別表第4（注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価）に定めるものといたします。

21. ガスの過不足の精算

月別受入ガス量と月別払出ガス量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は託送供給契約に定めます。なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

（月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合）

$$\text{月別受入ガス量} - \text{月別払出ガス量}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

月別払出ガス量－月別受入ガス量

(1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の場合、過不足ガスを発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。

(2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、計画払出ガス量の当該月の総量と月別払出ガス量の差異の絶対値が計画払出ガス量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱います。

①全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガスを月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V = 月次繰越ガス量

V₁ = 過不足ガス量

V₂ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V₃ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガスを超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

②全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものいたします。ただし、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

一 起因者の場合 一

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & ((\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \times 70 \text{ パーセント} \\ & \quad \times \text{換算係数} + \text{製造単価}) \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & ((\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \\ & \quad + \text{石油石炭税等租税課金}) \times 130 \text{ パーセント} \\ & \quad \times \text{換算係数} + \text{製造単価}) \end{aligned}$$

一 起因者以外の場合 一

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越ガス量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。

なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V_1 \times \frac{V_2}{V_3}$$

V = 月次繰越ガス量

V₁ = 過不足ガス量

V₂ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越ガス量の合計

V₃ = 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

— 起因者の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものといたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & \left(\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{石油石炭税等租税課金} \right) \times 70 \text{ パーセント} \\ & \times \text{換算係数} + \text{製造単価} \end{aligned}$$

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & \left(\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{石油石炭税等租税課金} \right) \times 130 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

× 換算係数 + 製造単価)

— 起因者以外の場合 —

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものいたします。

(月別受入ガス量が月別払出ガス量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものいたします。

(3) (2) ② (イ) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、原則として「当社が算定した構成比率」及び「当社が算定した換算係数」といたします。ただし、託送供給依頼者が希望する場合は、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出する場合に限り、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率及び換算係数に代えることができます。この値は基本契約に定め、変更はできません。

(4) (2) ② (イ) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における製造単価については、別表第4 (注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価) に定めるものいたします。また、(2) の当該託送供給依頼者の実費相当額は、別表第4 (注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価) に定める実費相当単価を用いた算式により算定するものいたします。

2.2. 託送供給の制限等

(1) 託送供給依頼者は、受入地点において注入するガスの性状、圧力が託送供給契約と相違する場合、当社の求めに応じて、ガスの注入を中止していただきます。

(2) 託送供給依頼者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、受入地点における当社へのガスの注入を直ちに制限又は中止していただきます。

① 受入ガス量が当社の通知する注入指示量と著しく乖離する場合

② 託送供給依頼者が、25 (立ち入り) に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合

③ 託送供給依頼者が、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合

(3) 当社は、(1) (2) の規定にもかかわらず託送供給依頼者がガスの注入を制限又は中止しない場合には、託送供給の制限又は中止をする場合があります。その際は、当社はあらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせいたします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

(4) 当社は次の事由のいずれかに該当する場合には、託送供給依頼者にお知らせすることなく、託送供給の制限又は中止をすることがあります。

① 災害等その他の不可抗力が生じた場合

② ガス工作物に故障が生じた場合及び故障のおそれがあると当社が認めた場合

③ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工 (ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。) のため必要がある場合

④ 法令の規定による場合

⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると当社が認めた場合

⑥ 保安上又はガスの安定供給上必要と当社が認めた場合

⑦ その他、当社のガス導管事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそ

れがあると当社が認めた場合

- ⑧ その他、託送供給依頼者が、託送供給契約又はその他関連する契約に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- ⑨26（託送供給契約の継続、変更及び終了）（9）又は（10）の解約事由に該当した場合

23. 託送供給の制限等の解除

- （1）託送供給依頼者は、22（託送供給の制限等）（1）（2）によるガスの注入又は制限又は中止を解除しようとする場合は、事前に当社と協議を行い、当社の承諾後、解除するものいたします。
- （2）当社は、22（託送供給の制限等）（3）（4）により託送供給の制限又は中止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合は速やかに制限又は中止を解除いたします。
- （3）託送供給依頼者の責による制限又は中止、及び当該制限又は中止の解除に要する費用は、その制限又は中止の解除に先立って申し受けます。

24. 損害の賠償の免責

- （1）10（契約の申し込み及び成立）の託送供給開始日を変更した場合、22（託送供給の制限等）により託送供給の制限又は中止をした場合、又は26（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定により託送供給契約が終了したために、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者、託送供給依頼者がガスを供給する卸供給先事業者の需要家又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。
- （2）この約款に基づき託送供給を制限又は中止をしたことにより、事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者、託送供給依頼者がガスを供給する卸供給先事業者、卸供給先事業者の需要家又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、託送供給依頼者の責任において対応することといたします。ただし22（託送供給の制限等）（4）において当社の責に帰すべき事由がある場合はその限りではありません。

25. 立ち入り

- （1）当社は、次の作業のため必要な場合には、託送供給依頼者等及び事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員は託送供給依頼者及び事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。
 - ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
 - ② 供給施設の検査のための作業
 - ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
 - ④ 22（託送供給の制限等）の規定による託送供給の制限又は中止のための作業
 - ⑤ 23（託送供給の制限等の解除）の規定による託送供給の制限又は中止の解除のための作業
 - ⑥ 26（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定による解約等に伴い、託送供給を終了させるための作業
 - ⑦ ガスメーター等の検定期間満了等による取り替えの作業
 - ⑧ その他保安上必要な作業
- （2）託送供給依頼者は、（1）に定める事業者間精算契約の相手方となるガス導管事業者の土地又は建物へ当社が立ち入ることについて、当該ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。

V. 託送供給契約の継続、変更及び終了等

26. 託送供給契約の継続、変更及び終了

— 基本契約の場合 —

- (1) 基本契約期間満了後も当該基本契約（(2)による変更があった場合には変更後の基本契約）による託送供給の継続に支障がないと当社が認め、託送供給依頼者が継続を希望するときは同満了時点における最新の当社の供給計画の終了時点までを限度として基本契約を継続するものとし、以後同様とします。
- (2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の90日前の日までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8（検討の申し込み）(1)に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。
- (3) 基本契約の期間満了前に基本契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日の90日前の日までに、基本契約の終了の申し込みをしていただきます。この申し込みを当社が承諾した場合、終了を希望する期日をもって基本契約を終了いたします。なお、基本契約の終了の期日に個別契約が継続していた場合、当該終了の期日をもって個別契約を終了いたします。

— 個別契約の場合 —

- (4) 個別契約期間の満了日から起算して15日空けた日までに(5)又は(7)の申し込みがない限り、個別契約は何らの手続も要せずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。
- (5) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給変更希望日を明示のうえ、託送供給変更希望日の前日から起算して15日空けた日までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8（検討の申し込み）(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。
- (6) (5)の申し込みを当社が承諾したときには、託送供給依頼者と協議のうえ、個別契約の変更期日を定めます。
- (7) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給終了希望日を明示のうえ、託送供給終了希望日までに、個別契約の終了の申し込みをしていただきます。
ただし、供給者切替の場合は、託送供給終了希望日（定例検針日といたします。）から起算して15日空けた日までに申し込みをしていただきます。この日までに当該連結点に対する次の個別契約の申し込みが無い場合は、当該個別契約の終了の申し込みを取り消します。
- (8) (7)の申し込みを当社が承諾した場合、個別契約の託送供給終了希望日をもって契約が終了するものとしていたします。

— 共通事項 —

- (9) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約により終了させることがあります。
 - ① 22（託送供給の制限等）(1)に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合
 - ② 22（託送供給の制限等）(2)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ③ 22（託送供給の制限等）(4)⑥⑦による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ④ 託送供給依頼者が、精算料等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合
 - ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合
 - ⑥ 4（引受条件）を満たさなくなった場合

- ⑦ 11（承諾の義務）の例外としている事項が判明した場合
 - ⑧ 託送供給依頼者が当社に申告した事項に虚偽があった場合
 - ⑨ 託送供給依頼者が、この約款の条項その他託送供給契約に違反し、相当な期間を定めて催告してもこれを解消しない場合
 - ⑩ 託送供給依頼者が、監督官庁より業務停止命令を受け、又は営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - ⑪ その他前号に準じ、託送供給契約を継続し難い事由が生じた場合
- (10) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社はなんらの催告を要することなく、直ちに託送供給契約を解約により終了させることができるものといたします。
- ① 破産、民事再生、会社更生の手続き又は特別清算等の申し立てを受け、若しくはなしたとき、特定調停の申し立てをなしたとき
 - ② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき
 - ③ 強制執行の申し立てがなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 29（債権債務等の譲渡）に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき
 - ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- (11) 供給依頼者に（9）又は（10）の各号の一に該当する事実が発生した場合、16（精算料等の支払）によらず、支払義務発生日が発生していない精算料等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく、直ちに債務の全てを弁済していただきます。
- (12) 託送供給契約の終了時において、当社設備等の原状回復のための費用を要する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

27. 託送供給契約消滅後の関係

- (1) 託送供給契約期間中に当社と託送供給依頼者との間に生じた精算料その他の債権及び債務は、26（託送供給契約の継続、変更及び終了）の規定によって託送供給契約が終了しても消滅いたしません。
- (2) 当社は、託送供給契約が解約された後も、ガスメーター等当社所有の供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

28. 名義の変更

託送供給依頼者が、託送供給契約期間中に、合併その他の原因によって、託送供給契約上の地位及び託送供給契約上の権利及び義務のすべてを第三者に継承し、当該第三者が引き続き託送供給を希望する場合には、名義変更の手続きによることができます。この場合、託送供給依頼者及び第三者から、当社の定める様式により、名義変更の手続きを希望する旨を申し出ていただきます。

29. 債権債務等の譲渡

託送供給依頼者は、当社の書面による承諾を得ることなく、事業の全部若しくは託送供給契約に関する部分の譲渡、その他託送供給契約上の地位及び託送供給契約に基づき発生する権利及び義務を、第三者に譲渡、移転又は担保の用に供してはならないものといたします。当社は、承諾に際して、託送供給

依頼者に当該第三者の義務の履行を保証いただく場合があります。

VI. ガス工事

30. 本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担

(1) 本支管及び整圧器は当社の所有とし、以下の工事費に消費税等相当額を加えたものを託送供給依頼者に負担していただきます。なお、当社が設置した本支管及び整圧器は、当社は他の託送供給依頼者の託送供給のためにも使用いたします。

- ① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において、予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器の設置工事に要する費用
- ② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のものの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないものとしたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたものとしたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）
- ③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額

— 複数の託送供給依頼者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —

- (2) 複数の託送供給依頼者からガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、当社が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができる場合には、その複数の工事申込者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (3) (2) の場合、当社が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものとしたします。）の、それぞれの託送供給依頼者への割り振りは、託送供給依頼者との協議によって決定いたします。
- (4) (2) の「1つの工事」とは、同時になされた全ての託送供給依頼者の申し込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。

31. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、30（本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担）の規定により託送供給依頼者に負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に30（本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担）の規定により算定した工事費を全額申し受けます。
- (3) 当社は、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成后、遅滞なく精算することといたします。
 - ① 工事の設計後に導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
 - ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
 - ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
 - ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

Ⅶ. 保安等

3 2. 供給施設等の検査

- (1) 託送供給依頼者は、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。（2）において同じ。）を託送供給依頼者に負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担いたします。
- (2) 当社は、（1）に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに託送供給依頼者にお知らせいたします。
- (3) 託送供給依頼者は、当社が（1）に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

3 3. 災害時対応に関する託送供給依頼者の協力

託送供給依頼者は、あらかじめ当社と災害対応に関する以下の事項について取り決めるため、協議に応じていただきます。災害時は、当社との協議を経た合意に基づき、迅速かつ円滑に対応するものいたします。

- ① 災害対応を優先した当社の対策本部への参画等、災害時における組織・体制に関すること
- ② 人員・資機材の確保及び教育・訓練等、平常時からの備えに関すること
- ③ その他、保安確保及び迅速な復旧に必要な連携・協力に関すること

附 則

1. 実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2（託送供給約款の認可及び変更）（2）の規定により、当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12（供給区域等）のみを変更した場合には、変更後の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12については、変更後の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12に定める日から実施いたします。

また、当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12（供給区域等）の変更に伴い、別表第1（払い出すガスの圧力並びに払出エリア）（4）の払出エリアを変更した場合には、変更後の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）別表第12に定める日から実施いたします。

2. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。）により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

3. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本社	〒105-8527	港区海岸 1-5-20
託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1
日立支社	〒317-0073	日立市幸町 1-22-2
常総支社	〒300-1236	牛久市田宮町 30-2
群馬支社	〒370-0045	高崎市東町 134-6
熊谷支社	〒360-0032	熊谷市銀座 3-71
宇都宮支社	〒321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16
佐倉支社	〒285-0014	佐倉市栄町 21-1
つくば支社	〒305-0817	つくば市研究学園 2-1-2

4. 乖離率に係る暫定的措置

平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4（引受条件）（10）③、21（ガスの過不足の精算）においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。

(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す 場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行います。

(3) 当社は、(1) 及び (2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けたときは、その損害賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 払出エリアは、当社の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）に準じます。

(別表第2) 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等の基準値は、その受入地点に応じて以下のとおりとします。

東京地区等 (45MJ 地区)

項目	基準値	備考
標準熱量 (13A)	45MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による (月間平均値・総発熱量ベース)
総発熱量 (13A)	44.20~46.00 MJ/m ³ N	瞬間値
ウォッペ指数 (13A)	52.7~57.8	成分含有率(vol%)より、計算により算出する。計算方法はガス事業法による。
燃焼速度 (13A)	35~47	
比重	1.0未満	
硫化水素	0.00g/m ³ N	
全硫黄	0.00g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
アンモニア	検出せず	
付臭剤濃度	12.0~18.0mg/m ³ N	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量制御弁の上流で託送供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
受入温度	0~30℃	原則として受入地点における既設導管のガス温度と同等の温度とする(周辺の設備運用や機器等に影響を及ぼさない場合はこの限りではない)

* 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいいます。

(注1) 以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・窒素
- ・酸素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・ガスのノッキング性
- ・熱量変化速度
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分(油分、微量元素(V, Pb, Cl 等)、ジエン類、オレフィン類、硫化カルボニル、有害成分(ベンゼン、トルエン等)、他)

(注2) なお、千葉県成田市及び印旛郡栄町については別途協議させていただきます。

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ずしも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
比重	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

(注3) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

受入のために必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ (高圧の場合は分岐ステーション)	ガスの受入のための分岐

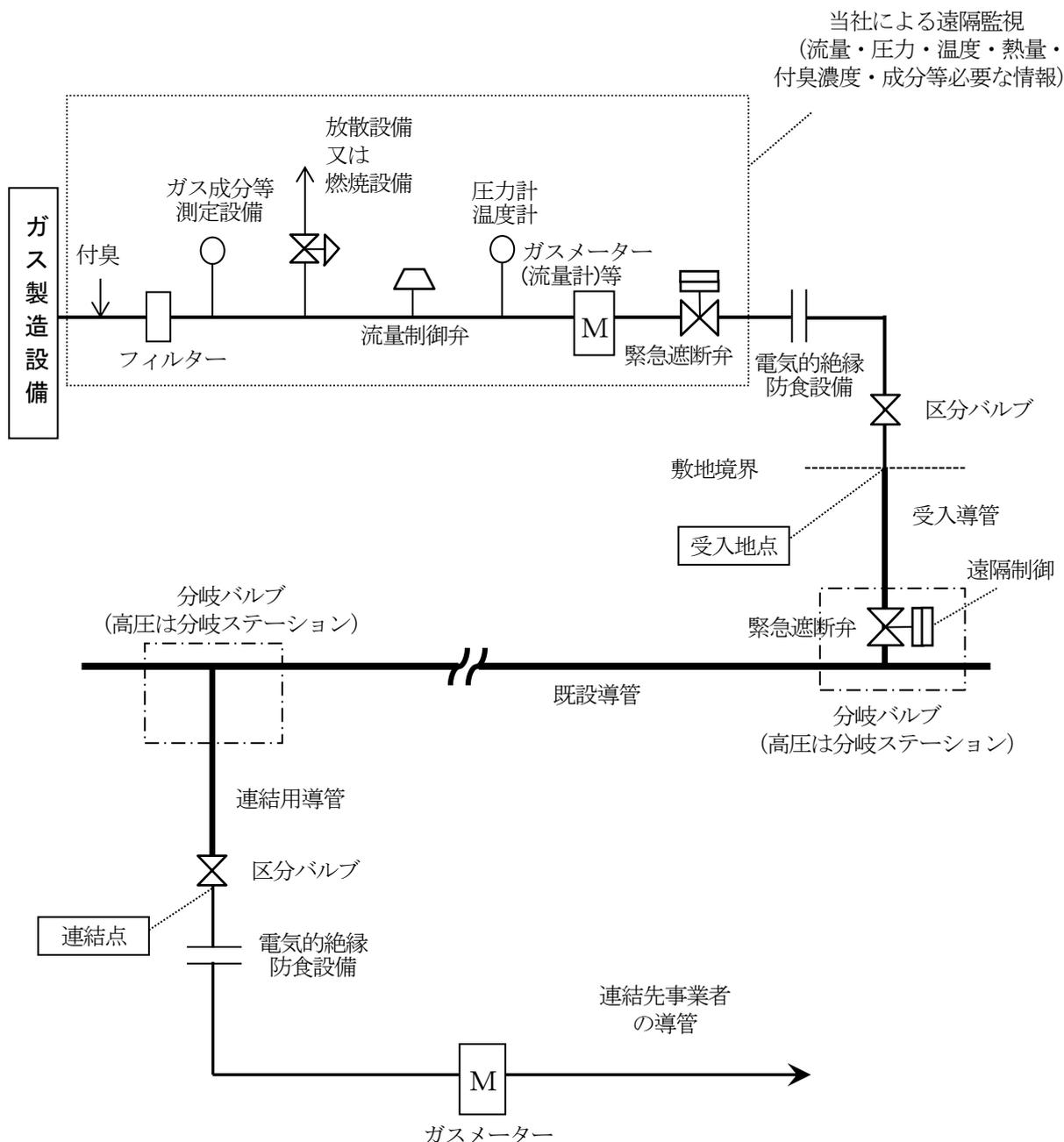
(注1) 設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

(注2) 上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

例) ガスの特殊成分 (全硫黄、硫化水素、アンモニア) 分析設備、ガスの水分測定設備、緊急遮断弁の遠隔遮断装置 等

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)

下図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び連結点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。



(注) ガスメーター (流量計) 等は当社指定 (当社資産) のものを設置いただきます。ただし、受入地点のガスメーター (流量計) 等について、当社が認める場合には、その限りではありません。

(別表第4) 注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

1. 20 (託送供給するガス量の差異に対する措置) の当社が託送供給依頼者から申し受ける注入計画乖離補償料の算定式における注入計画乖離単価は、以下のとおりといたします。

$$2.36 \text{ 円/m}^3$$

2. 21 (ガスの過不足の精算) (2) ② (イ) (ロ) の当社と起因者との過不足ガス量精算料の算定式における製造単価は、以下のとおりといたします。

$$2.36 \text{ 円/m}^3$$

3. 21 (ガスの過不足の精算) (2) の当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量を精算する際の実費相当額は、以下の算式により算定するものといたします。

実費相当額

$$= \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \text{実費相当単価}$$

$$\text{実費相当単価 (円/m}^3\text{)} = \text{ガス生産・購入単価}^{(1)} + \text{製造単価}^{(2)}$$

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用 (以下、「ガス生産等費用」といいます。) をガスの生産及び購入等の量 (以下、「ガス生産等量」といいます。) で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものといたします。なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

$$\text{ガス生産・購入単価 (円/m}^3\text{)} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

(2) 製造単価

- ① 受け入れるガスが、託送供給依頼者がLNG等の原材料を購入し生産したガスである場合

$$\text{製造単価 (円/m}^3\text{)} = 2 \text{ の製造単価 (2.36 円/m}^3\text{)}$$

- ② 受け入れるガスが、託送供給依頼者が第三者から気化済みのガスを購入し、託送供給依頼者が付臭等を行ったガスである場合

$$\text{製造単価 (円/m}^3\text{)} = \text{付臭等の実施に要する費用}$$

- ③ 受け入れるガスが、託送供給依頼者が第三者から購入した気化・熱調・付臭済みのガスであり、託送供給依頼者が付臭等を行わない場合

製造単価 (円/m³) は、加算いたしません。

4. 受け入れるガスが、原則として託送供給依頼者がLNG等の原材料を購入し生産したガスである場合は、当該託送供給依頼者は、3の規定による実費相当額を算定する算式を以下の算式に代える選択をできます。当該託送供給依頼者にはこの選択をしていただき、変更はできません。この選択は基本契約に定めることとします。

$$\begin{aligned} & \text{過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量} \times \\ & \left((\text{精算対象月の全日本通関LNG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{精算対象月の全日本通関LPG 価格} \times \text{構成比率} \right. \\ & \left. + \text{石油石炭税等租税課金}) \times \text{換算係数} + 2 \text{の製造単価} \right) \end{aligned}$$

また、上記算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、21（ガスの過不足の精算）（3）に基づき定めた「構成比率」及び「換算係数」と同一といたします。

(別表第5) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、15 (ガス量の算定) (10) の規定により算定するガス量

P は、2.5 キロパスカルを超えて供給する圧力

V₁は、ガスメーターの検針量

[付 録]

1. この約款の適用

当社は、当社と同一法人格のガス小売事業者をこの約款の内容に準じて取り扱います。

2. 当社窓口等

託送供給に関するお申し込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。

東京ガス株式会社 託送受付センター
住所 新宿区西新宿 3-7-1

3. ガス導管網の圧力計算及び託送供給の可否判定方法

この約款に基づく託送供給の受入可否については、以下の方法に基づいて判定します。

[1. 単独のガス導管の圧力計算]

- ・ガス管の中をガスが流れると、ガス管内壁の摩擦等の影響によって圧力損失が生じます。ガス導管内の圧力・流量は、ガス源からの送出ガスの圧力と、整圧器の性能等から決まる最低必要圧力等をもとにして、次の流量計算式によって算出します。

[起点1と終点2を結ぶ単独のガス導管の輸送能力計算式]

【高中圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{10000(P_1^2 - P_2^2)D^5}{SLg^2}}$$

Q : ガスの流量 (m³/h)

P_1 : P_2 : 起点、終点における絶対圧力 (MPa)

D : 内径 (cm)

S : ガスの比重 (空気を1とする)

K : 流量係数

L : 本支管延長 (m)

g : 重力加速度 (9.80665m/s²)

【低圧導管】

$$Q = K \sqrt{\frac{1000HD^5}{SLg}}$$

Q : ガスの流量 (m³/h)

H : 起点圧力と終点圧力の差 (kPa)

D : 内径 (cm)

S : ガスの比重 (空気を1とする)

K : 流量係数

L : 本支管延長 (m)

g : 重力加速度 (9.80665m/s²)

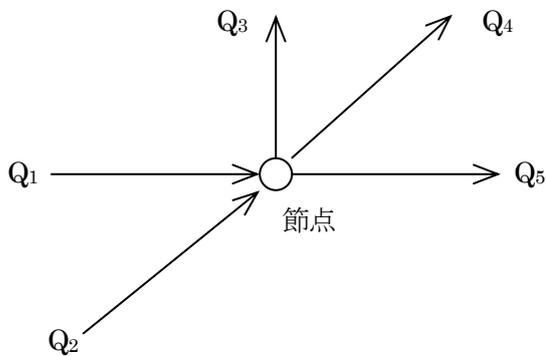
[2. 網状に連絡したガス導管網の圧力計算]

網状のネットワークを形成している導管網の圧力・流量の算定は、ガス需要量の分布、本支管の口径・延長・配置、整圧器の位置等に基づき、単独のガス導管の圧力・流量計算式を組み合わせ、次の2つの条件を満足する圧力・流量を繰り返し計算によって行います。

①各節点の流入ガス量と流出ガス量は等しい
という条件

$$Q_1 + Q_2 = Q_3 + Q_4 + Q_5$$

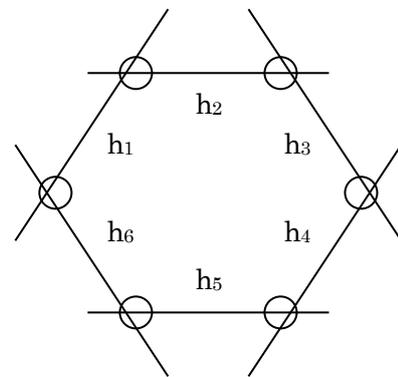
一般的には $\sum \pm Q_i = 0$



②各ループ、節点の計算圧力間に矛盾がない
という条件

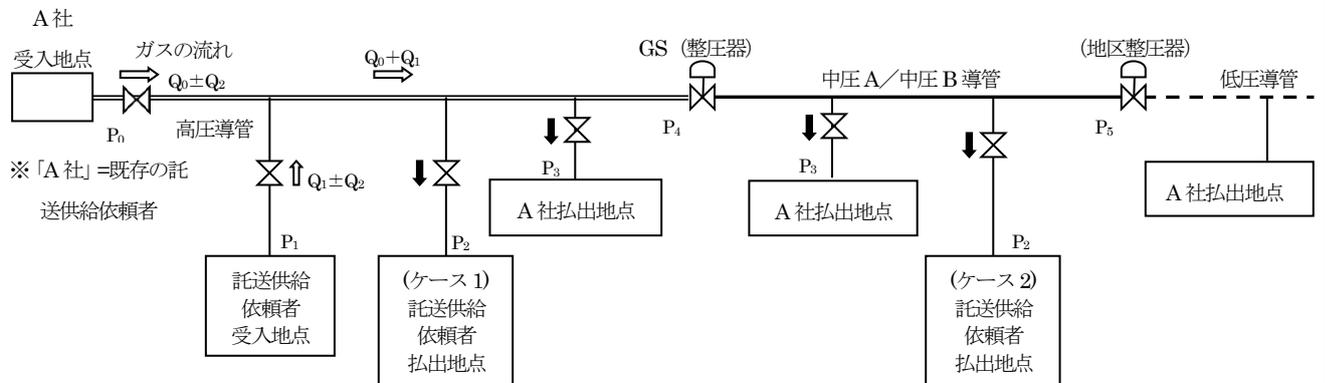
$$h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + h_6 = 0$$

一般的には $\sum \pm h_i = 0$



〔3. 託送供給の可否判定〕

高中圧導管網での託送供給可否判定の考え方の概略を以下に示します。



〔凡 例〕

P_0 : A社ガスの受入圧力	Q_0 : A社の最大受入ガス量
P_1 : 託送供給依頼者のガス受入圧力	Q_1 : 託送供給依頼者の最大受入ガス量
P_2 : 託送供給依頼者のガス払出圧力	Q_2 : 日次繰越ガス量、月次繰越ガス量
P_3 : A社のガス払出圧力	
P_4 : 高圧幹線網末端のGS (整圧器) 到着圧力	
P_5 : 中圧幹線網末端の地区整圧器到着圧力	

ケース 1 : 単一の圧力階層の場合

〔条 件〕	$P_4 >$ 当社が設定する運用上の最低必要圧力 $P_1 <$ 受入導管等の運用上の上限圧力 $Q_1+Q_2 <$ 託送供給依頼者の供給力 を満足する場合、託送供給可能と判定
-------	---

ケース 2 : 複数の圧力階層にまたがる場合

〔条 件〕	$P_4 >$ 当社が設定する運用上の最低必要圧力 $P_5 >$ 当社が設定する運用上の最低必要圧力 $P_1 <$ 受入導管等の運用上の上限圧力 $Q_1+Q_2 <$ 託送供給依頼者の供給力 を満足する場合、託送供給可能と判定
-------	--

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の規定に基づく添付書類

1 算定省令の規定に基づいて作成した同令様式第1から様式第7までの書類

(様式第1)

第1表 ガス需要計画

第2表 設備投資計画

(様式第2)

営業費等算定総括表

(営業費等項目別算定明細表)

(様式第3)

第1表 事業報酬算定総括表

第2表 事業報酬算定明細表

(様式第4)

第1表 控除項目算定総括表

第2表 控除項目算定明細表

(様式第5)

第1表 原価等整理表

第2表 機能別原価整理表

第2表補足 原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(様式第6)

第1表 託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

(様式第7)

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

2 工事負担金説明書

様式第1 (第3条関係)
第1表

[東京地区等]

ガス需要計画

(45MJ)
(単位: 千m³)

	平成27年度実績	平成28年度見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
需要量	12,958,455	13,142,091	13,404,671	13,743,075	14,672,282	41,820,028	

第2表

[東京地区等]

設備投資計画

(単位：百万円)

	平成27年度実績	平成28年度見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
土地	169	186	189	186	188	563	
建物	116	500	545	714	591	1,850	
供給設備	ガスホルダー	—	—	—	—	—	
	その他機械装置	1,203	1,850	1,430	1,376	1,389	4,195
	輸送導管	22,791	10,858	17,119	20,840	23,609	61,568
	本支管（輸送導管を除く。）	59,494	63,105	61,992	60,756	57,137	179,885
	供給管	12,867	11,928	11,101	11,277	11,286	33,664
	その他	8,514	8,589	4,430	4,433	4,174	13,037
	計	104,869	96,330	96,072	98,682	97,595	292,349
業務設備	2,092	4,164	3,132	2,443	1,450	7,025	
合計	107,246	101,180	99,938	102,025	99,824	301,787	
工事負担金等（合計の内訳）	463	647	398	414	367	1,179	

様式第2（第4条及び第5条関係）

[東京地区等]

営業費等算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目		平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
比較査定対象ネットワーク費用					316,458,585	
個別 査定 対象 ネッ トワ ーク 費用	需給調整費				6,801,370	
	修繕費	30,950,497	31,711,036	32,748,251	95,409,784	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）				78,886,729	
	固定資産除却費					
	減価償却費	88,987,978	91,942,924	91,255,350	272,186,252	
	バイオガス調達費					
	需要調査・開拓費	2,543,516	2,513,043	2,493,688	7,550,247	
	事業者間精算費	0	215,014	644,142	859,156	
計					514,474,131	
営業外費用		2,685,256	2,800,638	2,774,707	8,260,601	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		6,075,103	5,943,832	6,003,494	18,022,429	
合 計					857,215,746	

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

1. 比較査定対象ネットワーク費用

		単 位	原価算定期間計	備 考
実績コスト	実績単価	千円/km	1,725	補正適正コストの欄に記載している金額は東京地区等、群馬地区他、四街道12A地区の合計であり、東京地区等の比較査定対象ネットワーク費用は、316,458,585千円である。
	3月末の導管総延長の合計	km	185,196	
	実績コスト	千円	319,463,370	
基準コスト	基準単価	千円/km	1,862	
	3月末の導管総延長の合計	km	185,196	
	基準コスト	千円	344,835,244	
適正コスト		千円	319,463,370	
経営効率化控除額		千円	67,274	
補正適正コスト		千円	319,396,096	

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

2. 需給調整費

		単位	原価算定期間計	備 考	
調整 力 コ ス ト	適正コスト	適正単価	円/m ³ ・時	8,615	
		必要調整力の合計	m ³ /時	620,390	
		適正コスト	千円	5,344,660	
	事業報酬相当額	製造設備簿価	百万円	176,725	
		ピーク時生産実績	m ³ /時	3,653,875	
		必要調整力の合計	m ³ /時	620,390	
		調整力相当簿価	百万円	30,006	
		事業報酬率	%	2.18	
	事業報酬相当額	千円	654,134		
	法人税等相当額		千円	458,803	
計		千円	6,457,597		
振替 供 給 コ ス ト	調整力コスト	千円	6,457,597		
	必要調整力の合計	m ³ /時	620,390		
	振替供給単価	円/m ³ ・時	10,409		
	振替供給能力の合計	m ³ /時	33,027		
		千円	343,773		
合 計		千円	6,801,370		

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

3. 修繕費

(単位：千円)

		直近実績			平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
		平成26年度	平成27年度	平均修繕費率					
供給設備	期首帳簿原価	2,572,572,863	2,643,359,563						
	経常修繕費	25,173,989	25,211,147	0.9660%					
基準修繕費	期首帳簿原価				2,878,965,346	2,985,958,679	3,058,891,100	8,923,815,124	
	経常修繕費				27,810,380	28,843,919	29,548,436	86,202,735	
ガスメーター					3,140,116	2,867,116	3,199,816	9,207,048	
合計					30,950,497	31,711,036	32,748,251	95,409,784	

平均修繕費率は、小数点第4位までを表示させているものです。

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

4. 租税課金

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
事業税				11,466,566	※共同溝管理費等
固定資産税・都市計画税	6,396,573	6,251,401	6,237,540	18,885,514	
道路占用料	14,745,932	14,911,389	15,061,382	44,718,703	
雑税※	1,384,091	1,276,199	1,155,656	3,815,946	
合 計				78,886,729	

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

5. 法人税・地方法人税・住民税

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
法人税	5,179,115	5,067,205	5,118,068	15,364,388	
地方法人税	533,450	521,922	527,162	1,582,534	
住民税（法人税割に限る。）	362,538	354,705	358,264	1,075,507	
合 計	6,075,103	5,943,832	6,003,494	18,022,429	

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

6. 減価償却費

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
建物	639,026	632,177	615,112	1,886,315	
構築物	1,400,735	1,298,320	1,213,911	3,912,966	
機械装置	2,111,309	2,045,947	1,975,988	6,133,244	
導管・ガスメーター	80,608,027	82,952,271	82,736,341	246,296,639	
車両運搬具	11,790	8,319	7,744	27,853	
工具器具備品	972,426	903,653	791,833	2,667,912	
資産除去債務相当資産	—	—	—	—	
無形固定資産	3,244,665	4,102,237	3,914,421	11,261,323	
合 計	88,987,978	91,942,924	91,255,350	272,186,252	

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

7. 需要調査・開拓費

		単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考	
需要調査費		千円	5,381	5,380	5,380	16,141		
需要開拓費	年間開発ガス量	平成31年度敷設導管分	千m ³	-	-	309,979	309,979	
		平成30年度敷設導管分	千m ³	-	276,031	7,349	283,380	
		平成29年度敷設導管分	千m ³	255,560	7,370	1,494	264,424	
		平成28年度敷設導管分	千m ³	7,500	1,498	998	9,996	
		平成27年度敷設導管分	千m ³	1,525	1,001	900	3,426	
		平成26年度敷設導管分	千m ³	1,019	903	-	1,922	
		平成25年度敷設導管分	千m ³	919	-	-	919	
	計	千m ³	266,523	286,803	320,720	874,046		
託送料金収入増加額		千円	2,424,037	2,474,646	2,594,462	7,493,145		
原価算入限度額 (増加額×5×1/2)		千円	6,060,093	6,186,614	6,486,154	18,732,861		
原価算入額		千円	2,538,135	2,507,663	2,488,308	7,534,106		
合 計		千円	2,543,516	2,513,043	2,493,688	7,550,247		

[東京地区等]

(営業費等項目別算定明細表)

8. 営業外費用関係

(1) 株式交付費償却・社債発行費償却

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
社債発行費償却	-	115,345	89,304	204,649	
合 計	-	115,345	89,304	204,649	

(2) 営業外費用その他

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
他受工事精算損	2,674,482	2,674,482	2,674,482	8,023,446	
その他	10,774	10,811	10,921	32,506	
合 計	2,685,256	2,685,293	2,685,403	8,055,952	

様式第3（第6条関係）

[東京地区等]

第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

	金額	備考
レ イ ト ベ ー ス 固定資産投資額	1,854,262,404	
計	1,854,262,404	
事業報酬率	2.18 %	
事業報酬額	40,422,920	

第2表

事業報酬算定明細表

（レートベースの内訳）

1. 固定資産投資内訳

（1）原価算定期間

（単位：千円）

	平成29年度			平成30年度			平成31年度			原価算定期間計	備考
	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2		
建設仮勘定	土地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建物	16,213	9,675	12,944	9,766	17,566	13,666	17,734	—	8,867	35,477
	構築物	371,189	—	185,595	—	—	—	—	—	—	185,595
	機械装置	123,519	1,306	62,413	1,562	20,756	11,159	21,233	—	10,617	84,188
	導管	34,822,270	21,519,302	28,170,786	21,519,302	43,915,179	32,717,241	43,915,179	55,644,669	49,779,924	110,667,951
	ガスメーター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車両運搬具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工具器具備品	202	202	202	242	—	121	—	—	—	323
	無形固定資産	5,846,731	4,175,243	5,010,987	4,222,289	2,655,945	3,439,117	2,752,570	2,844,556	2,798,563	11,248,667
	長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	41,180,124	25,705,728	33,442,926	25,753,161	46,609,446	36,181,304	46,706,716	58,489,225	52,597,971	122,222,200	
設備勘定（有形）	土地	29,102,129	29,290,175	29,196,152	29,353,808	29,538,887	29,446,348	29,497,203	29,684,294	29,590,749	88,233,248
	建物	15,801,118	15,426,401	15,613,760	15,520,981	15,287,874	15,404,428	15,217,625	14,975,911	15,096,768	46,114,955
	構築物	20,606,937	20,467,252	20,537,095	20,473,793	19,651,239	20,062,516	19,647,349	18,759,011	19,203,180	59,802,791
	機械装置	15,177,367	14,517,031	14,847,199	14,512,703	13,850,099	14,181,401	13,844,380	13,624,578	13,734,479	42,763,079
	導管	446,930,964	470,574,084	458,752,524	470,574,084	458,853,364	464,713,724	458,853,364	457,279,458	458,066,411	1,381,532,659
	ガスメーター	6,941,133	7,150,572	7,045,853	7,150,572	7,283,515	7,217,044	7,283,515	7,401,305	7,342,410	21,605,306
	車両運搬具	28,296	16,227	22,262	16,225	7,628	11,927	7,627	—	3,814	38,002
	工具器具備品	10,043,169	9,535,277	9,789,223	9,474,766	8,311,253	8,893,010	8,249,323	7,156,611	7,702,967	26,385,200
計	544,631,113	566,977,019	555,804,066	567,076,932	552,783,859	559,930,396	552,600,386	548,881,168	550,740,777	1,666,475,239	
無形固定資産	15,284,805	17,414,079	16,349,442	17,400,926	18,493,034	17,946,980	18,444,803	16,436,234	17,440,519	51,736,941	
長期前払費用	5,429,821	4,801,764	5,115,793	4,801,939	4,301,228	4,551,584	4,299,895	4,021,403	4,160,649	13,828,025	
レートベース	606,525,863	614,898,590	610,712,227	615,032,958	622,187,567	618,610,263	622,051,800	627,828,030	624,939,915	1,854,262,404	

様式第3（第6条関係）

【東京地区等】

第2表

（レポートベースの内訳）

1. 固定資産投資内訳

（2）増加及び減少の内訳

（単位：千円）

	平成29年度						平成30年度						平成31年度						備考
	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	
建設 仮 勘 定	土地	—	188,773	188,773		—	—	185,773	185,773		—	—	187,773	187,773				—	
	建物	16,213	686,915	693,453		9,675	9,766	803,240	795,440		17,566	17,734	753,259	770,993				—	
	構築物	371,189	1,120,310	1,491,499		—	—	519,840	519,840		—	—	369,807	369,807				—	
	機械装置	123,519	1,659,811	1,782,024		1,306	1,562	1,901,106	1,881,912		20,756	21,233	2,573,213	2,594,446				—	
	導管	34,822,270	90,132,322	103,435,290		21,519,302	21,519,302	92,805,300	70,409,423		43,915,179	43,915,179	91,994,958	80,265,468				55,644,669	
	ガスメーター	—	1,430,099	1,430,099		—	—	1,376,319	1,376,319		—	—	1,389,038	1,389,038				—	
	車両運搬具	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—				—	
	工具器具備品	202	4,052,127	4,052,127		202	242	3,270,685	3,270,927		—	—	3,275,031	3,275,031				—	
	無形固定資産	5,846,731	8,622,899	10,294,387		4,175,243	4,222,289	8,948,004	10,514,348		2,655,945	2,752,570	4,061,672	3,969,686				2,844,556	
	長期前払費用	—	401,542	401,542		—	—	391,119	391,119		—	—	506,829	506,829				—	
計	41,180,124	108,294,798	123,769,194		25,705,728	25,753,161	110,201,386	89,345,101		46,609,446	46,706,716	105,111,580	93,329,071				58,489,225		
設 備 勘 定 （ 有 形	土地	29,102,129	188,046	—	(2,901,726)	29,290,175	29,353,808	185,079	—	(2,901,726)	29,538,887	29,497,203	187,091	—	(2,901,726)	29,684,294			
	建物	15,801,118	690,718	—	(77,852)	15,426,401	15,520,981	779,256	—	(77,410)	15,287,874	15,217,625	716,220	—	(76,973)	14,975,911			
	構築物	20,606,937	1,303,514	—	(183,669)	20,467,252	20,473,793	504,253	—	(182,928)	19,651,239	19,647,349	339,372	—	(182,242)	18,759,011			
	機械装置	15,177,367	1,634,776	—	(173,631)	14,517,031	14,512,703	1,485,790	—	(173,631)	13,850,099	13,844,380	1,825,046	—	(173,631)	13,624,578			
	導管	446,930,964	103,031,746	—	(56,563)	470,574,084	470,574,084	69,989,433	—	(52,532)	458,853,364	458,853,364	79,892,445	—	(49,099)	457,279,458			
	ガスメーター	6,941,133	1,428,840	—	(7,258)	7,150,572	7,150,572	1,375,061	—	(7,258)	7,283,515	7,283,515	1,387,779	—	(7,258)	7,401,305			
	車両運搬具	28,296	—	—	(1,108)	16,227	16,225	—	—	(1,108)	8,597	7,627	—	—	(1,108)	7,627			
	工具器具備品	10,043,169	3,979,148	—	(125,009)	9,535,277	9,474,766	3,070,422	—	(118,866)	8,311,253	8,249,323	2,679,474	—	(113,191)	7,156,611			
計	544,631,113	112,256,788	—	(3,526,816)	566,977,019	567,076,932	77,389,294	—	(3,515,459)	552,783,859	552,600,386	87,027,427	—	(3,505,228)	548,881,168				
無形固定資産	15,284,805	7,121,363	—	—	17,414,079	17,400,926	6,852,029	—	—	18,493,034	18,444,803	3,515,893	—	—	16,436,234				
長期前払費用	5,429,821	401,542	—	(365,292)	6,148,898,590	6,150,322,958	391,119	—	(171,329)	6,221,872,567	6,220,051,800	506,829	—	(70,554)	6,227,828,030				
レポートベース	606,525,863	228,074,491	123,769,194	(3,892,108)	95,932,570	614,898,590	615,032,958	194,833,828	89,345,101	(3,686,788)	98,334,118	622,187,567	622,051,800	196,161,729	93,329,071	(3,575,782)	97,056,428	627,828,030	

()内の数字は、原価算定の都合上、増加分等より既に控除している金額である為、各年度の期首残高から減少・増加・除却および償却を加減した金額は期末残高と一致しない。

様式第3（第6条関係）

[東京地区等]

第2表

2. 事業報酬率

(単位：%)

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平 均
自己資本報酬率	一般ガス事業を除く全産業 の平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A 3.23
他人資本報酬率	平均有利子負債利率				B 1.61				
事業報酬率	(A × 35% + B × 65%)				2.18				

様式第4（第7条関係）
第1表

[東京地区等]

控除項目算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備考
雑収入	14,735,997	
事業者間精算収益	19,811,848	
合 計	34,547,845	

様式第4（第7条関係）
第2表

[東京地区等]

控除項目算定明細表

（単位：千円）

項 目		金 額	備考
雑 収 入	賃貸料	9,894,242	
	その他	4,841,755	
	計	14,735,997	
事業者間精算収益		19,811,848	
合 計		34,547,845	

様式第5（第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条関係） [東京地区等]
第1表

原価等整理表

(単位：千円)

項 目		合計
比較査定対象ネットワーク費用		316,458,585
個別査定対象ネットワーク費用	需給調整費	6,801,370
	修繕費	95,409,784
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税(法人税割)を除く。)	78,886,729
	固定資産除却費	
	減価償却費	272,186,252
	バイオガス調達費	
	需要調査・開拓費	7,550,247
	事業者間精算費	859,156
計		514,474,131
営業外費用		8,260,601
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る。)		18,022,429
事業報酬		40,422,920
小 計(A)		897,638,666
控除項目	雑収入	14,735,997
	事業者間精算収益	19,811,848
	計(B)	34,547,845
合計(原価等) (C)=(A)-(B)		863,090,821

第2表

[東京地区等]

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額	
ホルダー原価		—	
供給需要原価	高圧導管原価	142,640,913	
	中圧導管原価	中圧A導管原価	49,819,526
		中圧B導管原価	50,571,718
		低圧導管原価	328,807,870
	計	571,840,027	
需要家原価	供給管原価	98,079,804	
	メーター原価	36,773,451	
	検針原価	25,847,235	
	内管保安原価	134,538,718	
	計	295,239,208	
託送供給特定原価		-3,988,414	
合計(原価等)		863,090,821	

第2表補足

[東京地区等]

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

機能別原価項目	比較査定対象 ネットワーク費用	個別査定対象 ネットワーク費用	その他費						
			営業外費用	事業報酬	法人税・地方法人税 ・住民税	控除項目			
						営業雑益	雑収入	事業者間精算収益	
ホルダー原価	---	---	---	---	---	---	---	---	---
高圧導管原価	10.41	18.15	34.67	30.54	30.54	---	30.02	---	---
中圧導管原価	7.10	13.68	16.04	14.13	14.13	---	13.89	---	---
中圧A導管原価	3.40	6.82	8.46	7.45	7.45	---	7.32	---	---
中圧B導管原価	3.70	6.86	7.58	6.68	6.68	---	6.56	---	---
低圧導管原価	19.00	47.97	46.56	41.02	41.02	---	40.32	---	---
供給需要原価 計	36.51	79.81	97.27	85.68	85.68	---	84.22	---	---
供給管原価	8.50	12.84	2.63	11.13	11.13	---	10.90	---	---
メーター原価	6.90	2.79	0.04	1.29	1.29	---	1.33	---	---
検針原価	6.70	0.81	0.05	1.52	1.52	---	2.84	---	---
内管保安原価	41.39	0.67	0.01	0.37	0.38	---	0.70	---	---
需要家原価 計	63.49	17.11	2.73	14.32	14.32	---	15.78	---	---
託送供給特定原価	---	3.08	---	---	---	---	---	---	100.00
合計（原価等）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	---	100.00	---	100.00

様式第6（第14条関係）
第1表

[東京地区等]

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m ³)	平均単価 (a/b) (円/m ³)	想定料金収入 (千円)
863,090,821	41,820,028	20.64	863,090,231

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

算定省令の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
第三章 第十四条第一項 (料金の供給圧力ごとの区分)	標準託送供給料金第 1 種は、供給圧力が中圧以上と低圧が同額の料金表とする。	当該料金の適用に関する効率的運用の観点と、一般ガス供給約款との整合性の観点から供給圧力によらない複数二部料金とする。

工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（東京地区等）（平成27年10月30日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（小売託送）（平成28年7月15日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

1. 工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）
 - (1) 小口に供給する場合

1 ガスメーターの能力別当社負担額

設 置 す る ガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 当社の負担する金額
1立方メートル毎時	85,000円
1.6	136,000
2.5	212,500
4	340,000
6	510,000
10	850,000

- 2 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき85,000円の割合で計算した金額といたします。

- 3 一般ガス供給約款（東京地区等）（平成27年10月30日届出）34(3)の規定にもとづく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1および2により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

係数

- 最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…… 2
最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合……… 4

(2) 大口に供給する場合

本支管および整圧器の工事に対する当社負担額

本支管および整圧器の工事に対する当社負担額は、その送出地点に応じて以下のとおりとします。ただし、当社負担額の上限値はガスの需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)とします。

(1) 東京地区等 (45MJ 地区)

託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 85,000 円
託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 170,000 円
託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 340,000 円

※「大口」とはガス事業法第2条第7項に規定する大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般の需要を「小口」といいます。

72-28:321
平成28年12月 日

経済産業大臣
世耕弘成殿

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 広瀬道明

託送供給約款認可申請書の補正について

託送供給約款認可申請（平成28年7月29日）にあたって提出した下記の書類を補正いたします。

記

補正事項

1. 託送供給約款認可申請書（平成28年7月29日付72-28:207）
別添のとおりであります。

以上

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の規定に基づく添付書類

1 算定省令の規定に基づいて作成した同令様式第1から様式第7までの書類

(様式第1)

第1表 ガス需要計画

第2表 設備投資計画

(様式第2)

営業費等算定総括表

(営業費等項目別算定明細表)

(様式第3)

第1表 事業報酬算定総括表

第2表 事業報酬算定明細表

(様式第4)

第1表 控除項目算定総括表

第2表 控除項目算定明細表

(様式第5)

第1表 原価等整理表

第2表 機能別原価整理表

第2表補足 原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(様式第6)

第1表 託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

(様式第7)

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

2 工事負担金説明書

様式第1 (第3条関係)
第1表

[群馬地区他]

ガス需要計画

(45MJ)
(単位：千m³)

	平成27年度実績	平成28年度見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
需要量	197,224	205,722	203,260	203,260	203,229	609,749	

第2表

[群馬地区他]

設備投資計画

(単位：百万円)

	平成27年度実績	平成28年度見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
土地	9	5	4	4	4	12	
建物	3	0	1	1	1	3	
供給設備	ガスホルダー	—	—	—	—	—	
	その他機械装置	19	22	13	17	23	53
	輸送導管	—	—	—	—	—	—
	本支管（輸送導管を除く。）	2,024	2,000	1,647	1,620	1,872	5,139
	供給管	114	142	117	131	134	382
	その他	18	27	4	4	4	12
	計	2,175	2,191	1,781	1,772	2,033	5,586
業務設備	—	—	—	—	—	—	
合計	2,187	2,196	1,786	1,777	2,038	5,601	
工事負担金等（合計の内訳）	6	10	8	8	8	24	

様式第2（第4条及び第5条関係）

[群馬地区他]

営業費等算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目		平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
比較査定対象ネットワーク費用					2,548,625	
個別査定対象ネットワーク費用	修繕費	293,601	299,687	310,362	903,650	
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税(法人税割)を除く。)				688,133	
	固定資産除却費	215,827	215,428	208,354	639,609	
	減価償却費	2,126,341	2,058,998	2,044,550	6,229,889	
	需要調査・開拓費	84,800	83,842	84,482	253,124	
	事業者間精算費	3,193,743	3,193,840	3,193,483	9,581,066	
計					18,295,471	
営業外費用		21,361	23,855	23,260	68,476	
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る。)		136,878	128,959	128,280	394,117	
合 計					21,306,689	

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

1. 比較査定対象ネットワーク費用

		単 位	原価算定期間計	備 考
実績コスト	実績単価	千円/km	1,725	補正適正コストの欄に記載している金額は東京地区等、群馬地区他、四街道12A地区の合計であり、群馬地区他の比較査定対象ネットワーク費用は、2,548,625千円である。
	3月末の導管総延長の合計	km	185,196	
	実績コスト	千円	319,463,370	
基準コスト	基準単価	千円/km	1,862	
	3月末の導管総延長の合計	km	185,196	
	基準コスト	千円	344,835,244	
適正コスト		千円	319,463,370	
経営効率化控除額		千円	67,274	
補正適正コスト		千円	319,396,096	

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

3. 修繕費

(単位：千円)

		直近実績			平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
		平成26年度	平成27年度	平均修繕費率					
供給設備	期首帳簿原価	45,663,922	48,571,040					平均修繕費率は、小数点第4位までを表示させているものです。	
	経常修繕費	259,589	222,355	0.5114%					
基準修繕費	期首帳簿原価				53,076,131	54,691,561	56,297,009		164,064,701
	経常修繕費				271,446	279,708	287,919		839,073
ガスメーター					22,154	19,979	22,444		64,577
合 計					293,601	299,687	310,362		903,650

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

4. 租税課金

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
事業税				147,865	※印紙税等
固定資産税・都市計画税	134,107	128,901	122,620	385,628	
道路占用料	46,832	47,301	47,949	142,082	
雑税※	4,162	4,197	4,199	12,558	
合 計				688,133	

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

5. 法人税・地方法人税・住民税

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
法人税	116,691	109,939	109,361	335,991	
地方法人税	12,019	11,324	11,264	34,607	
住民税（法人税割に限る。）	8,168	7,696	7,655	23,519	
合 計	136,878	128,959	128,280	394,117	

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

6. 減価償却費

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
建物	22,629	20,456	19,315	62,400	
構築物	34,928	30,288	18,595	83,811	
機械装置	119,362	102,437	90,490	312,289	
導管・ガスメーター	1,936,827	1,896,726	1,907,956	5,741,509	
車両運搬具	521	391	391	1,303	
工具器具備品	5,630	4,289	3,864	13,783	
資産除去債務相当資産	—	—	—	—	
無形固定資産	6,444	4,411	3,939	14,794	
合 計	2,126,341	2,058,998	2,044,550	6,229,889	

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

7. 需要調査・開拓費

		単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
需要調査費		千円	35	35	36	106	
需要開拓費	年間開発ガス量	平成31年度敷設導管分	千m ³	—	—	690	690
		平成30年度敷設導管分	千m ³	—	687	74	761
		平成29年度敷設導管分	千m ³	691	74	12	777
		平成28年度敷設導管分	千m ³	74	12	22	108
		平成27年度敷設導管分	千m ³	12	21	26	59
		平成26年度敷設導管分	千m ³	22	26	—	48
		平成25年度敷設導管分	千m ³	26	—	—	26
	計	千m ³	825	820	824	2,469	
託送料金収入増加額		千円	33,906	33,523	33,778	101,207	
原価算入限度額 (増加額×5×1/2)		千円	84,765	83,807	84,446	253,018	
原価算入額		千円	84,765	83,807	84,446	253,018	
合 計		千円	84,800	83,842	84,482	253,124	

[群馬地区他]

(営業費等項目別算定明細表)

8. 営業外費用関係

(1) 株式交付費償却・社債発行費償却

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
社債発行費償却	—	2,502	1,908	4,410	
合 計	—	2,502	1,908	4,410	

(2) 営業外費用その他

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
他受工事精算損	21,118	21,118	21,118	63,354	
その他	243	235	234	712	
合 計	21,361	21,353	21,352	64,066	

様式第3（第6条関係）

[群馬地区他]

第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

	金額	備考
レ ト ベ ー ス 固定資産投資額	39,779,381	
計	39,779,381	
事業報酬率	2.18 %	
事業報酬額	867,191	

第2表

事業報酬算定明細表

(レートベースの内訳)

1. 固定資産投資内訳

(1) 原価算定期間

(単位：千円)

	平成29年度			平成30年度			平成31年度			原価算定期間計	備考
	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2		
建設仮勘定	土地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建物	5	2	4	4	4	4	3	—	2	9
	構築物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	機械装置	9	6	8	13	13	13	8	—	4	25
	導管	78,284	222,622	150,453	222,622	363,776	293,199	363,776	32,593	198,185	641,837
	ガスメーター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車両運搬具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工具器具備品	1	1	1	2	—	1	—	—	—	2
	無形固定資産	1,259	1,065	1,162	2,297	2,588	2,443	1,568	1,445	1,507	5,111
	長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	79,558	223,696	151,627	224,938	366,381	295,660	365,355	34,038	199,697	646,983	
設備勘定(有形)	土地	615,134	619,584	617,359	616,445	620,895	618,670	620,923	625,373	623,148	1,859,177
	建物	499,793	470,401	485,097	464,179	436,854	450,517	436,905	412,242	424,574	1,360,187
	構築物	203,708	167,951	185,830	167,629	136,670	152,150	136,673	117,461	127,067	465,046
	機械装置	851,685	728,089	789,887	727,239	622,437	674,838	622,444	531,115	576,780	2,041,505
	導管	11,034,964	10,728,524	10,881,744	10,728,524	10,451,215	10,589,870	10,451,215	10,890,316	10,670,766	32,142,379
	ガスメーター	119,629	112,427	116,028	112,427	109,774	111,101	109,774	113,489	111,632	338,760
	車両運搬具	1,300	775	1,038	774	380	577	380	—	190	1,805
	工具器具備品	196,625	187,009	191,817	177,173	157,470	167,322	157,545	136,441	146,993	506,132
計	13,522,838	13,014,760	13,268,799	12,994,390	12,535,695	12,765,043	12,535,859	12,826,437	12,681,148	38,714,990	
無形固定資産	155,356	141,321	148,339	134,883	121,733	128,308	121,785	108,597	115,191	391,838	
長期前払費用	11,374	9,605	10,490	9,333	7,578	8,456	7,527	5,725	6,626	25,571	
レートベース	13,769,126	13,389,382	13,579,254	13,363,544	13,031,387	13,197,466	13,030,526	12,974,797	13,002,661	39,779,381	

様式第3（第6条関係）

第2表

【群馬地区他】

（レポートベースの内訳）

1. 固定資産投資内訳

（2）増加及び減少の内訳

（単位：千円）

	平成29年度						平成30年度						平成31年度						備考
	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	
建設 仮 勘 定	土地	—	4,450	4,450		—	—	4,450	4,450			—	—	4,450	4,450			—	（）内の数字は、原価算定の都合上、増加分等より既に控除している金額である為、各年度の期首残高から減少・増加・除却および償却を加減した金額は期末残高と一致しない。
	建物	5	1,005	1,008		2	4	1,222	1,222			4	3	1,204	1,207			—	
	構築物	—	681	681		—	—	109	109			—	—	68	68			—	
	機械装置	9	671	674		6	13	3,121	3,121			13	8	3,169	3,177			—	
	導管	78,284	1,763,633	1,619,295		222,622	222,622	1,750,635	1,609,481			363,776	363,776	2,005,578	2,336,761			32,593	
	ガスメーター	—	13,021	13,021		—	—	16,583	16,583			—	—	23,150	23,150			—	
	車両運搬具	—	—	—		—	—	—	—			—	—	—	—			—	
	工具器具備品	1	15,813	15,813		1	2	23,343	23,345			—	—	14,400	14,400			—	
	無形固定資産	1,259	15,829	16,023		1,065	2,297	35,164	34,873			2,588	1,568	6,065	6,188			1,445	
	長期前払費用	—	133	133		—	—	198	198			—	—	110	110			—	
計	79,558	1,815,236	1,671,098		223,696	224,938	1,834,825	1,693,382			366,381	365,355	2,058,194	2,389,511			34,038		
設 備 勘 定 （ 有 形 ）	土地	615,134	4,450	—	(273,062)	619,584	616,445	4,450	—	(273,062)	620,895	620,923	4,450	—	(273,062)	625,373			
	建物	499,793	3,170	—	(4,912)	470,401	464,179	1,622	—	(4,800)	436,854	436,905	2,423	—	(4,688)	412,242	27,086		
	構築物	203,708	161	—	(3,705)	167,951	167,629	0	—	(3,667)	136,670	136,673	0	—	(3,645)	117,461	19,212		
	機械装置	851,685	48	—	(12,065)	728,089	727,239	0	—	(12,065)	622,437	622,444	722	—	(12,065)	531,115	92,051		
	導管	11,034,964	1,610,165	—	(4,561)	10,728,524	10,728,524	1,600,182	—	(4,561)	10,451,215	10,451,215	2,327,622	—	(4,561)	10,890,316	1,888,521		
	ガスメーター	119,629	13,021	—	—	20,223	112,427	112,427	16,583	—	(0)	109,774	109,774	23,150	—	(0)	113,489	19,435	
	車両運搬具	1,300	—	—	(66)	775	774	—	—	(66)	380	380	380	—	—	(66)	380	—	
	工具器具備品	196,625	77,885	—	(1,277)	187,009	177,173	58,972	—	(1,277)	157,470	157,545	50,318	—	(1,277)	136,441	71,422		
	計	13,522,838	1,708,900	—	(299,648)	13,014,760	12,994,390	1,681,809	—	(299,498)	12,535,695	12,535,859	2,408,685	—	(299,364)	12,826,437	2,118,107		
	無形固定資産	155,356	33,111	—	—	141,321	134,883	28,288	—	—	121,733	121,785	27,245	—	—	108,597	40,433		
長期前払費用	11,374	133	—	—	9,605	9,333	198	—	—	7,578	7,527	110	—	—	5,725	1,912			
レポートベース	13,769,126	3,557,380	1,671,098	(299,648)	13,389,382	13,363,544	3,545,120	1,693,382	(299,498)	13,031,387	13,030,526	4,494,234	2,389,511	(299,364)	12,974,797	2,160,452			

様式第3（第6条関係）

[群馬地区他]

第2表

2. 事業報酬率

(単位：%)

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平 均
自己資本報酬率	一般ガス事業を除く全産業の平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A 3.23
他人資本報酬率	平均有利子負債利率				B	1.61			
事業報酬率	(A × 35% + B × 65%)				2.18				

様式第4（第7条関係）
第1表

[群馬地区他]

控除項目算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
雑収入	1,218,581	
合 計	1,218,581	

様式第4（第7条関係）
第2表

[群馬地区他]

控除項目算定明細表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
雑 収 入	賃貸料	21,688	
	その他	1,196,893	
	計	1,218,581	
合 計	1,218,581		

様式第5（第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条関係） [群馬地区他]
第1表

原価等整理表

(単位：千円)

項 目		合 計
比較査定対象ネットワーク費用		2,548,625
個別査定対象ネットワーク費用	修繕費	903,650
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税(法人税割)を除く。)	688,133
	固定資産除却費	639,609
	減価償却費	6,229,889
	需要調査・開拓費	253,124
	事業者間精算費	9,581,066
	計	18,295,471
営業外費用		68,476
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る。)		394,117
事業報酬		867,191
小 計(A)		22,173,880
控除項目	雑収入	1,218,581
	計(B)	1,218,581
合計(原価等) (C)=(A)-(B)		20,955,299

第2表

[群馬地区他]

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額	
ホルダー原価		—	
供給需要原価	高圧導管原価	1,188,437	
	中圧導管原価	中圧A導管原価	2,899,968
		中圧B導管原価	2,073,394
		中圧B導管原価	826,574
	低圧導管原価	4,654,473	
計	8,742,878		
需要家原価	供給管原価	819,323	
	メーター原価	313,714	
	検針原価	172,983	
	内管保安原価	1,068,877	
	計	2,374,897	
託送供給特定原価		9,837,524	
合計(原価等)		20,955,299	

第2表補足

[群馬地区他]

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

機能別原価項目	比較査定対象 ネットワーク費用	個別査定対象 ネットワーク費用	その他費						
			営業外費用	事業報酬	法人税・地方法人税 ・住民税	控除項目			
						営業雑益	雑収入	事業者間精算収益	
ホルダー原価	---	---	---	---	---	---	---	---	---
高圧導管原価	10.41	4.96	14.58	14.02	14.03	---	14.00	---	
中圧導管原価	7.10	14.64	36.48	34.93	34.93	---	34.93	---	
中圧A導管原価	3.40	10.70	26.81	25.66	25.66	---	25.66	---	
中圧B導管原価	3.70	3.94	9.67	9.27	9.27	---	9.27	---	
低圧導管原価	19.00	22.51	46.95	44.93	44.92	---	44.93	---	
供給需要原価 計	36.51	42.11	98.01	93.88	93.89	---	93.87	---	
供給管原価	8.50	3.27	1.93	5.24	5.24	---	5.24	---	
メーター原価	6.90	0.75	0.07	0.87	0.87	---	0.89	---	
検針原価	6.70	0.01	---	---	---	---	---	---	
内管保安原価	41.39	0.08	---	---	---	---	---	---	
需要家原価 計	63.49	4.12	1.99	6.12	6.11	---	6.13	---	
託送供給特定原価	---	53.77	---	---	---	---	---	---	
合計（原価等）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	---	100.00	---	

様式第6（第14条関係）
第1表

[群馬地区他]

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m3)	平均単価 (a/b) (円/m3)	想定料金収入 (千円)
20,955,299	609,749	34.37	20,955,279

様式第7（第16条関係）

[群馬地区他]

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

算定省令の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
第三章 第十四条第一項 (料金の供給圧力ごとの区分)	標準託送供給料金第1種は、供給圧力が中圧以上と低圧が同額の料金表とする。	当該料金の適用に関する効率的運用の観点と、一般ガス供給約款との整合性の観点から供給圧力によらない複数二部料金とする。

工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（群馬地区）（平成28年7月15日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（小売託送）（平成28年7月15日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

1. 工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

（1）小口に供給する場合

本支管工事費の当社の負担額

1 ガスメーターの能力別当社負担額

設置する ガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 当社の負担する金額
1立方メートル毎時	81,500円
1.6	130,400
2.5	203,750
4	326,000
6	489,000
10	815,000

2 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき81,500円の割合で計算した金額といたします。

3 一般ガス供給約款（群馬地区）（平成28年7月15日届出）34(3)の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1および2により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

係数

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…… 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合……… 4

(2) 大口に供給する場合

本支管および整圧器の工事に対する当社負担額

本支管および整圧器の工事に対する当社負担額は、その送出地点に応じて以下のとおりとします。ただし、当社負担額の上限値はガスの需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)とします。

(2) 群馬地区他 (45MJ 地区)

託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 81,500 円
託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 163,000 円
託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 326,000 円

※「大口」とはガス事業法第2条第7項に規定する大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般の需要を「小口」といいます。

72-28:322
平成28年12月 日

経済産業大臣
世耕弘成殿

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 広瀬道明

託送供給約款認可申請書の補正について

託送供給約款認可申請（平成28年7月29日）にあたって提出した下記の書類を補正いたします。

記

補正事項

1. 託送供給約款認可申請書（平成28年7月29日付72-28:208）
別添のとおりであります。

以上

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の規定に基づく添付書類

1 算定省令の規定に基づいて作成した同令様式第1から様式第7までの書類

(様式第1)

第1表 ガス需要計画

第2表 設備投資計画

(様式第2)

営業費等算定総括表

(営業費等項目別算定明細表)

(様式第3)

第1表 事業報酬算定総括表

第2表 事業報酬算定明細表

(様式第4)

第1表 控除項目算定総括表

第2表 控除項目算定明細表

(様式第5)

第1表 原価等整理表

第2表 機能別原価整理表

第2表補足 原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(様式第6)

第1表 託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

(様式第7)

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

2 工事負担金説明書

様式第1 (第3条関係)
第1表

[四街道12A地区]

ガス需要計画

(38,51166MJ)
(単位:千m³)

	平成27年度実績	平成28年度見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備考
需要量	8,282	7,546	8,351	8,409	8,467	25,227	

第2表

[四街道12A地区]

設備投資計画

(単位：百万円)

	平成27年度実績	平成28年度見込み	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
土地	—	—	—	—	—	—	
建物	—	—	—	—	—	—	
供給設備	ガスホルダー	—	—	—	—	—	
	その他機械装置	—	4	1	1	0	2
	輸送導管	—	—	—	—	—	—
	本支管（輸送導管を除く。）	—	251	142	128	152	422
	供給管	—	31	28	28	28	84
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	—	286	171	157	180	508
業務設備	—	—	—	—	—	—	
合計	—	286	171	157	180	508	
工事負担金等（合計の内訳）	—	2	2	2	2	6	

様式第2（第4条及び第5条関係）

[四街道12A地区]

営業費等算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目		平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
比較査定対象ネットワーク費用					388,887	
個別 査定 対象 ネット ワーク 費用	修繕費	40,117	41,404	42,581	124,102	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）				148,218	
	固定資産除却費	21,358	21,358	21,347	64,063	
	減価償却費	261,040	245,861	236,952	743,853	
	需要調査・開拓費	10,582	10,777	10,777	32,136	
計					1,112,372	
営業外費用		389	654	579	1,622	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		15,229	13,735	13,038	42,002	
合 計					1,544,883	

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

1. 比較査定対象ネットワーク費用

		単 位	原価算定期間計	備 考
実績コスト	実績単価	千円/km	1,725	補正適正コストの欄に記載している金額は東京地区等、群馬地区他、四街道12A地区の合計であり、四街道12A地区の比較査定対象ネットワーク費用は、388,887千円である。
	3月末の導管総延長の合計	km	185,196	
	実績コスト	千円	319,463,370	
基準コスト	基準単価	千円/km	1,862	
	3月末の導管総延長の合計	km	185,196	
	基準コスト	千円	344,835,244	
適正コスト		千円	319,463,370	
経営効率化控除額		千円	67,274	
補正適正コスト		千円	319,396,096	

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

3. 修繕費

(単位：千円)

		直近実績			平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備考
		平成26年度	平成27年度	平均修繕費率					
供給設備	期首帳簿原価	5,568,533	4,685,170					平均修繕費率は、小数点第4位までを表示させているものです。	
	経常修繕費	31,866	46,763	0.7668%					
基準修繕費	期首帳簿原価				5,198,004	5,365,836	5,519,440		16,083,280
	経常修繕費				39,860	41,147	42,325		123,332
ガスメーター					257	257	257		771
合計					40,117	41,404	42,581		124,102

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

4. 租税課金

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
事業税				21,000	※印紙税
固定資産税・都市計画税	16,445	15,808	14,695	46,948	
道路占用料	26,265	26,656	27,008	79,929	
雑税※	113	114	114	341	
合 計				148,218	

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

5. 法人税・地方法人税・住民税

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
法人税	12,983	11,709	11,115	35,807	
地方法人税	1,337	1,206	1,145	3,688	
住民税 (法人税割に限る。)	909	820	778	2,507	
合 計	15,229	13,735	13,038	42,002	

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

6. 減価償却費

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定 期間計	備 考
建物	215	200	186	601	
構築物	1,880	1,452	993	4,325	
機械装置	11,285	9,827	8,682	29,794	
導管・ガスメーター	247,047	233,990	227,052	708,089	
車両運搬具	0	0	0	—	
工具器具備品	613	392	39	1,044	
資産除去債務相当資産	—	—	—	—	
無形固定資産	0	0	0	—	
合 計	261,040	245,861	236,952	743,853	

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

7. 需要調査・開拓費

		単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
需要調査費		千円	-	-	-	-	
需要開拓費	年間開発ガス量						
	平成31年度敷設導管分	千m ³	-	-	35	35	
	平成30年度敷設導管分	千m ³	-	35	12	47	
	平成29年度敷設導管分	千m ³	35	12	3	50	
	平成28年度敷設導管分	千m ³	12	3	2	17	
	平成27年度敷設導管分	千m ³	2	2	2	6	
	平成26年度敷設導管分	千m ³	2	2	-	4	
	平成25年度敷設導管分	千m ³	2	-	-	2	
計	千m ³	53	54	54	161		
託送料金収入増加額		千円	4,233	4,311	4,311	12,855	
原価算入限度額 (増加額×5×1/2)		千円	10,582	10,777	10,777	32,136	
原価算入額		千円	10,582	10,777	10,777	32,136	
合 計		千円	10,582	10,777	10,777	32,136	

[四街道12A地区]

(営業費等項目別算定明細表)

8. 営業外費用関係

(1) 株式交付費償却・社債発行費償却

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
社債発行費償却	-	267	194	461	
合 計	-	267	194	461	

(2) 営業外費用その他

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	原価算定期間計	備 考
他受工事精算損	362	362	362	1,086	
その他	27	25	23	75	
合 計	389	387	385	1,161	

様式第3（第6条関係）

[四街道12A地区]

第1表

事業報酬算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

	金額	備考
レ ト ベ ス 固定資産投資額	4,278,189	
計	4,278,189	
事業報酬率	2.18 %	
事業報酬額	93,265	

第2表

事業報酬算定明細表

(レートベースの内訳)

1. 固定資産投資内訳

(1) 原価算定期間

(単位：千円)

	平成29年度			平成30年度			平成31年度			原価算定期間計	備考
	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2	期首残高(a)	期末残高(b)	固定資産投資計上額(a+b)/2		
建設仮勘定	土地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	構築物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	機械装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	導管	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ガスメーター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車両運搬具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工具器具備品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設備勘定(有形)	土地	29,510	29,510	29,510	28,989	28,989	28,989	28,702	28,702	28,702	87,201
	建物	14,646	13,682	14,164	12,651	11,711	12,181	11,178	10,447	10,813	37,158
	構築物	7,384	5,440	6,412	5,387	3,889	4,638	3,862	2,831	3,347	14,397
	機械装置	78,724	67,107	72,916	66,966	57,022	61,994	56,949	48,314	52,632	187,541
	導管	1,396,365	1,317,771	1,357,068	1,317,771	1,237,980	1,277,876	1,237,980	1,189,637	1,213,809	3,848,752
	ガスメーター	4,457	4,420	4,439	4,420	5,104	4,762	5,104	4,442	4,773	13,974
	車両運搬具	1	1	1	1	—	1	—	—	—	2
	工具器具備品	22,006	20,480	21,243	18,850	16,313	17,582	15,518	13,253	14,386	53,210
計	1,553,093	1,458,411	1,505,752	1,455,035	1,361,008	1,408,022	1,359,293	1,297,626	1,328,460	4,242,233	
無形固定資産	13,880	13,019	13,450	11,953	10,991	11,472	10,449	9,481	9,965	34,887	
長期前払費用	425	392	409	360	332	346	316	313	315	1,069	
レートベース	1,567,398	1,471,822	1,519,610	1,467,348	1,372,331	1,419,840	1,370,058	1,307,420	1,338,739	4,278,189	

様式第3（第6条関係）

【四街道12A地区】

第2表

（レートの内訳）

1. 固定資産投資内訳

（2）増加及び減少の内訳

（単位：千円）

	平成29年度						平成30年度						平成31年度						備考	
	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高	期首残高	増加	減少	除却	償却	期末残高		
建設仮勘定																				（）内の数字は、原価算定の都合上、増加分等より既に控除している金額である為、各年度の期首残高から減少・増加・除却および償却を加減した金額は期末残高と一致しない。
土地	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
建物	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
構築物	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
機械装置	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
導管	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
ガスメーター	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
車両運搬具	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
工具器具備品	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
無形固定資産	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
長期前払費用	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
計	—	—	—			—	—	—	—			—	—	—	—			—		
設備勘定（有形）																				
土地	29,510	—	—	(26,700)		29,510	28,989	—	(26,700)		28,989	28,702	—	—	(26,700)		28,702			
建物	14,646	377	—	(34)	1,341	13,682	12,651	196	(34)	1,136	11,711	11,178	269	—	(34)	1,000	10,447			
構築物	7,384	48	—	(50)	1,992	5,440	5,387	24	(50)	1,522	3,889	3,862	0	—	(50)	1,031	2,831			
機械装置	78,724	153	—	(311)	11,770	67,107	66,966	135	(311)	10,079	57,022	56,949	210	—	(311)	8,845	48,314			
導管	1,396,365	167,672	—	(805)	246,266	1,317,771	1,317,771	153,446	(805)	233,237	1,237,980	1,237,980	177,911	—	(805)	226,254	1,189,637			
ガスメーター	4,457	744	—	—	781	4,420	4,420	1,437	—	753	5,104	5,104	136	—	—	798	4,442			
車両運搬具	1	—	—	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—			
工具器具備品	22,006	8,365	—	(20)	9,891	20,480	18,850	6,055	(20)	8,592	16,313	15,518	4,851	—	(20)	7,116	13,253			
計	1,553,093	177,359	—	(27,920)	272,041	1,458,411	1,455,035	161,293	(27,920)	255,320	1,361,008	1,359,293	183,377	—	(27,920)	245,044	1,297,626			
無形固定資産	13,880	3,751	—	—	4,612	13,019	11,953	3,120	—	4,082	10,991	10,449	2,856	—	—	3,824	9,481			
長期前払費用	425	—	—	—	33	392	360	—	—	28	332	316	—	—	—	3	313			
レートベース	1,567,398	181,110	—	(27,920)	276,686	1,471,822	1,467,348	164,413	(27,920)	259,430	1,372,331	1,370,058	186,233	—	(27,920)	248,871	1,307,420			

様式第3（第6条関係）

[四街道12A地区]

第2表

2. 事業報酬率

（単位：％）

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平 均
自己資本報酬率	一般ガス事業を除く全産業の平均自己資本利益率	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	8.96	9.45	
	公社債応募者利回り等	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	
	自己資本報酬率適用率	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	4.00	4.09	A 3.23
他人資本報酬率	平均有利子負債利率				B 1.61				
事業報酬率	(A × 35% + B × 65%)				2.18				

様式第4（第7条関係）
第1表

[四街道12A地区]

控除項目算定総括表

（原価算定期間：平成29年4月～平成32年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
雑収入	22,790	
合 計	22,790	

様式第4（第7条関係）
第2表

[四街道12A地区]

控除項目算定明細表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
雑 収 入	賃貸料	11,493	
	その他	11,297	
	計	22,790	
合 計	22,790		

様式第5（第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条関係）〔四街道12A地区〕
第1表

原価等整理表

（単位：千円）

項 目		合 計
比較査定対象ネットワーク費用		388,887
個別 査定 対象 ネット ワーク 費用	修繕費	124,102
	租税課金(法人税・地方法人税・住民税(法人税割)を除く。)	148,218
	固定資産除却費	64,063
	減価償却費	743,853
	需要調査・開拓費	32,136
	計	1,112,372
営業外費用		1,622
法人税・地方法人税・住民税(法人税割に限る。)		42,002
事業報酬		93,265
小 計(A)		1,638,148
控除項目	雑収入	22,790
計(B)		22,790
合計(原価等) (C)=(A)-(B)		1,615,358

第2表

[四街道12A地区]

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		—
供給需要原価	高圧導管原価	—
	中圧導管原価	112,177
	中圧A導管原価	24,382
	中圧B導管原価	87,795
	低圧導管原価	1,049,122
計	1,161,299	
需要家原価	供給管原価	175,875
	メーター原価	34,109
	検針原価	29,463
	内管保安原価	182,053
計	421,500	
託送供給特定原価		32,559
合計(原価等)		1,615,358

第2表補足

[四街道12A地区]

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

機能別原価項目	比較査定対象 ネットワーク費用	個別査定対象 ネットワーク費用	その他費						
			営業外費用	事業報酬	法人税・地方法人税 ・住民税	控除項目			
						営業雑益	雑収入	事業者間精算収益	
ホルダー原価	---	---	---	---	---	---	---	---	---
高圧導管原価	---	---	---	---	---	---	---	---	---
中圧導管原価	7.92	6.74	5.36	5.60	5.61	---	5.56	---	---
中圧A導管原価	3.79	0.81	0.55	0.57	0.58	---	0.56	---	---
中圧B導管原価	4.13	5.93	4.81	5.03	5.04	---	5.00	---	---
低圧導管原価	21.21	78.56	80.46	81.31	81.31	---	81.26	---	---
供給需要原価 計	29.13	85.30	85.82	86.91	86.92	---	86.83	---	---
供給管原価	9.49	11.19	14.06	12.74	12.74	---	12.84	---	---
メーター原価	7.70	0.34	0.12	0.35	0.35	---	0.33	---	---
検針原価	7.48	0.03	---	---	---	---	---	---	---
内管保安原価	46.21	0.21	---	---	---	---	---	---	---
需要家原価 計	70.87	11.77	14.18	13.09	13.08	---	13.17	---	---
託送供給特定原価	---	2.93	---	---	---	---	---	---	---
合計（原価等）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	---	100.00	---	---

様式第6（第14条関係）
第1表

[四街道12A地区]

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m3)	平均単価 (a/b) (円/m3)	想定料金収入 (千円)
1,615,358	25,227	64.03	1,615,349

一般ガス事業者が定める算定方法一覧表

算定省令の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
第三章 第十四条第一項 (料金の供給圧力ごとの区分)	標準託送供給料金第1種及び第2種は、供給圧力が中圧以上と低圧が同額の料金表とする。	当該料金の適用に関する効率的運用の観点と、一般ガス供給約款との整合性の観点から供給圧力によらない料金とする。

工事負担金説明書

小口※に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（四街道12A地区）（平成28年3月7日認可）に定めた工費負担金と同様といたしました。また、大口※に供給する場合の工事負担金については、託送供給約款（小売託送）（平成28年7月15日届出）に定めた工費負担金と同様といたしました。

1. 工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

（1）小口に供給する場合

本支管工事費の当社の負担額

1 ガスメーターの能力別当社負担額

設 置 す る ガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 当社の負担する金額
1立方メートル毎時	62,600円
1.6	100,160
2.5	156,500
4	250,400
6	375,600
10	626,000

2 1以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき62,600円の割合で計算した金額といたします。

3 一般ガス供給約款（四街道12A地区）（平成28年3月7日認可）33(3)の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、1および2により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。

係数

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合…… 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合……… 4

(2) 大口に供給する場合

本支管および整圧器の工事に対する当社負担額

本支管および整圧器の工事に対する当社負担額は、その送出地点に応じて以下のとおりとします。ただし、当社負担額の上限値はガスの需要場所につき1億円(消費税等相当額を含まないものとします。)とします。

(3) 四街道12A地区 (38.51166MJ 地区)

託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 62,600 円
託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.1 メガパスカル以上 0.3 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 125,200 円
託送供給の送出地点において当社の導管から送出するガスの最高圧力が 0.3 メガパスカル以上 1.0 メガパスカル未満の場合	設置する計量器の能力1立方メートル毎時につき 250,400 円

※「大口」とはガス事業法第2条第7項に規定する大口供給の要件に該当する需要をいい、それ以外の一般の需要を「小口」といいます。